

平成22年 7 月 宮崎県臨時県議会会議録

平成22年 7 月 20日 開会

平成22年 7 月 22日 閉会

平成22年7月宮崎県臨時県議会会議録 目次

7月20日（火曜日）

1. 出席議員	3
1. 地方自治法第121条による出席者	3
1. 開 会	4
1. 会議録署名議員指名	4
1. 議会運営委員長審査結果報告	4
横田議会運営委員長	4
1. 会期決定	4
1. 議案第1号上程	4
1. 知事提案理由説明	4
1. 口蹄疫に関する質問	6
西村 賢議員	6
満行潤一議員	17
松田勝則議員	30
松村悟郎議員	38
山下博三議員	47
新見昌安議員	57
前屋敷恵美議員	66
坂口博美議員	76
1. 議案第1号委員会付託	86

7月21日（水曜日） 常任委員会

7月22日（木曜日）

1. 出席議員	91
1. 地方自治法第121条による出席者	91
1. 常任委員長審査結果報告	92
押川総務政策常任委員長	92
中野廣明厚生常任委員長	93
水間商工建設常任委員長	93
十屋環境農林水産常任委員長	94
満行文教警察企業常任委員長	95
1. 討 論	95
武井議員（議案第1号に賛成）	96
1. 議案第1号採決	96

1. 議員発議案送付の通知	96
1. 議員発議案第1号追加上程、採決	97
1. 閉 会	97
<hr style="width: 50%; margin: 10px auto;"/>	
1. 資 料	99
平成22年7月臨時県議会日程	101
議案送付文書	102
口蹄疫に関する質問時間割	103
議案委員会審査結果表	104
1. 議案議決件名一覧表	105
1. 意見書	109
口蹄疫からの復興支援対策等を求める意見書	111
1. 議事経過	113

7 月 20 日 (火)

平成 22 年 7 月 20 日 (火 曜 日)

午前 10 時 0 分開会

53 番 福 田 作 弥 (自由民主党)

出席議員 (41 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 前 屋 敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 36 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 37 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|-----------|-----------|
| 知 事 | 東 国 原 英 夫 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 山 下 健 次 | 山 下 健 次 |
| 県 民 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 | 高 橋 博 美 |
| 総 務 部 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 美 | 渡 邊 亮 一 |
| 環 境 森 林 部 長 | 高 橋 博 美 | 高 島 俊 一 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 高 橋 博 美 | 児 玉 宏 紀 |
| 農 政 水 産 部 長 | 高 橋 博 美 | 加 藤 裕 彦 |
| 県 土 整 備 部 長 | 高 橋 博 美 | 濱 砂 公 一 |
| 会 計 管 理 者 長 | 高 橋 博 美 | 甲 斐 景 早 文 |
| 企 業 局 長 | 高 橋 博 美 | 日 隈 俊 郎 |
| 病 院 局 長 | 高 橋 博 美 | 近 藤 好 子 |
| 財 政 課 長 | 高 橋 博 美 | 渡 邊 義 人 |
| 教 育 委 員 長 | 高 橋 博 美 | 野 中 玄 雄 |
| 教 育 長 | 高 橋 博 美 | 鶴 見 雅 男 |
| 公 安 委 員 長 | 高 橋 博 美 | 川 崎 浩 康 |
| 警 察 本 部 長 | 高 橋 博 美 | 黒 木 奉 武 |
| 選 挙 管 理 委 員 長 | 高 橋 博 美 | 城 倉 恒 雄 |
| 人 事 委 員 長 | 高 橋 博 美 | |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 博 美 | |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 岡 崎 吉 博 |
| 事 務 局 次 長 | 日 高 勝 弘 | 渡 邊 靖 之 仁 |
| 総 務 課 長 | 日 高 勝 弘 | 武 田 宗 憲 |
| 議 事 課 長 | 日 高 勝 弘 | 日 高 正 光 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 勝 弘 | 中 原 高 賢 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 日 高 勝 弘 | 日 関 谷 幸 治 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 勝 弘 | 前 田 陽 |
| 議 事 課 主 査 | 日 高 勝 弘 | |
| 議 事 課 主 査 | 日 高 勝 弘 | |

◎ 開 会

○中村幸一議長 これより平成22年7月臨時県議会を開会いたします。

ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

◎ 会議録署名議員指名

○中村幸一議長 会議録署名議員に、福田作弥議員、長友安弘議員を指名いたします。

◎ 議会運営委員長審査結果報告

○中村幸一議長 まず、今期臨時会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、横田照夫委員長。

○横田照夫議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

去る7月13日に、閉会中の議会運営委員会を開き、本日招集されました平成22年7月臨時県議会の会期日程等について協議をいたしました。

今臨時会に提案されます知事提出議案は、補正予算案1件であります。

提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査をいたしました結果、会期については、本日から22日までの3日間とすることに決定いたしました。会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

まず、本日は、議案の上程、知事の提案理由説明が行われた後、口蹄疫に関する質問を行います。質問人数は合計8名以内とし、質問時間は1人当たり30分以内といたします。質問終了の後、質疑、議案の所管常任委員会への付託を行います。あす1日間で常任委員会を開催していただき、22日の最終日に、付託された議案の

審査結果報告から採決までを行います。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

◎ 会期決定

○中村幸一議長 会期についてお諮りいたします。

今期臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日より22日までの3日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日からの日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

◎ 議案第1号上程

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、知事より議案第1号の送付を受けましたので、これを上程いたします。〔巻末参照〕

◎ 知事提案理由説明

○中村幸一議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 平成22年7月臨時県議会の開会に当たりまして、ただいま提案いたしました議案の御説明に先立ち、4点ほど御報告をさせていただきます。

1点目は、口蹄疫についてであります。

今回の口蹄疫による被害は、我が国がかつて経験したことのない甚大な規模となり、6月30日までにワクチン接種分を含む約29万頭にも上る対象家畜の処分を終えたところであります。7月に入りまして、県内各地域の移動制限及び搬出制限を順次解除してまいりましたが、川南町を中心とする児湯地域につきましても、7月18日にすべて解除され、順調にいけば今月の27日には県下全域で制限を解除できる見込みであります。これもひとえに、畜産農家の皆様はもとより、国を初め関係都道府県、各市町村、関係機関・団体等の御尽力、そして県民の皆様の大なる御協力や県内外の方々の温かい御支援のたまものであり、心より感謝を申し上げます。

また、県民の皆様のご生活や県内全域の経済への影響などを総合的に勘案し、7月1日に非常事態宣言の一部を解除したところでありますが、県といたしましては、一日も早い終息のため、引き続き、防疫対策に万全を期してまいりますので、県議会を初め県民の皆様のご理解と御協力をお願いいたします。

一方、口蹄疫の蔓延・事態の長期化により、畜産やその関連産業、さらには観光や物産、流通等、本県経済のあらゆる分野に大きな影響が及んでおり、経済活動の停滞や、雇用・生活への不安、環境対策、本県のイメージ回復など、さまざまな課題が生じております。

県といたしましては、こうした状況を一日も早く克服し、本県産業を再生させる道筋を示すとともに、県民の皆様のご不安を払拭することが喫緊の課題でありますことから、6月28日付で宮崎県口蹄疫復興対策本部を設置し、専従職員を置いて、畜産再生、環境対策、地域振興、経済・雇用対策、イメージアップ対策など、総合

的な復興計画の策定に全庁的に取り組んでいるところであります。

また、7月14日には、市町村や経済団体で構成する口蹄疫復興対策連絡会議を開催し、官民一体となって口蹄疫被害からの再生・復興に取り組んでいくこととしたところであります。

さらに、国に対しましては、本県の地域再生・復興のため、適切かつ十分な財政支援とともに、特に県が設置する予定の基金について、口蹄疫対策特別措置法に基づいて当該基金の造成に対する支援を強く求めていくこととしております。

2点目は、大雨による被害についてであります。

県内におきましては、7月2日から3日にかけて記録的な大雨に見舞われ、都城市で1名の方が行方不明となっておりますほか、県の南西部を中心に家屋の全半壊や浸水被害が発生いたしました。また、道路や河川など公共土木施設の被害は321カ所に及び、農作物や農地、農業用施設なども大きな被害を受けました。被災されました県民の皆様には、この場をおかりして心からお見舞いを申し上げますとともに、被災箇所につきましては、緊急を要するものから早期の復旧に全力で取り組んでまいりたいと思っております。

3点目は、東九州自動車道についてであります。

7月17日になりますが、東九州自動車道高鍋―西都間が開通いたしました。このことは、県内高速道路網の全線開通という県民の悲願達成に向けた大きな一歩となりますとともに、口蹄疫の被害に見舞われた西都・児湯地区にとりまして、今後の復興への大きな弾みになるものと期待しているところであります。

高速道路は、本県にとりまして、観光や企業立地などの諸産業の振興はもとより、救急医療や災害時の「命の道」となる大変重要な幹線道路であり、地域の自立に不可欠な最優先で整備されるべき社会基盤でありますので、県内の高速道路の一日も早い全線開通に向け、引き続き全力を尽くしてまいります。

4点目は、第34回全国高等学校総合文化祭についてであります。

口蹄疫の発生を受け、文化庁及び全国高等学校文化連盟と開催の可否について検討してまいりましたが、8月1日の開催前には、県下全域で家畜の移動制限及び搬出制限を解除し、清浄化が図られる見込みでありますことから、当初の予定どおり開催することといたしました。この大会は、ことし本県で開催されるイベントでは最大規模の全国大会であり、所要の防疫対策を講じながら、全国から訪れる約2万人の高校生や関係者の皆様を、宮崎ならではのおもてなしの心でお迎えしたいと考えております。

それでは、議案の概要について御説明申し上げます。

補正予算案についてであります。

今回は、口蹄疫に関する第5次緊急対策に伴う経費について措置することといたしました。補正額は、一般会計49億9,347万9,000円であり、この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,365億2,040万5,000円となります。

以下、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、口蹄疫発生件数の増加と事態の長期化に伴い、県が行う防疫対策に必要な経費を増額するとともに、市町村が設置する消毒ポイントの運営経費に対する追加助成を行うこととし、あわせて29億円余を追加措置することといたし

ました。

また、疑似患畜に係る家畜評価額の5分の1相当額を助成する経営支援補助金につきまして、疑似患畜の処分頭数が当初の見込みから増加したこと、及び家畜評価基準が確定したことに伴い、20億円余を追加措置することといたしました。

以上、今回の補正予算の概要について御説明申し上げましたが、これに要します一般会計の歳入財源は、地方交付税50億円、国庫支出金17億7,092万6,000円で、繰入金17億7,744万7,000円の減額となります。

なお、一連の口蹄疫対策に関する予算といたしましては、今回の補正予算を含め、総額592億2,517万円となります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

○中村幸一議長 知事の説明は終わりました。

◎ 口蹄疫に関する質問

○中村幸一議長 それでは、ただいまから口蹄疫に関する質問に入ります。

質問についての取り扱いは、お手元に配付の質問時間割のとおり取り運びます。〔巻末参照〕

質問の通告がありますので、順次発言を許します。まず、西村賢議員。

○西村 賢議員 〔登壇〕（拍手）おはようございます。このたび、口蹄疫の発生で甚大な被害を受けました畜産農家の皆様、そして関連するすべての産業の皆さんに、深くお見舞い申し上げます。また、埋却作業、そして今もなお防疫作業に当たっていただいております関係者の皆様に、深く感謝を申し上げます。そして、

口蹄疫発生から不眠不休で対策に当たっていただきました知事初め執行部の皆様方に、深く敬意を表します。

さて、一刻も早い復興のために、これからが本当に政治の出番だと思います。この質問を通じまして、県執行部、またその先にある国へと訴えてまいりたいと思います。1番目の質問になります。どうぞよろしく願いいたします。

まず、一連の知事の発言について伺います。

まず、本県の隠ぺいについて、7月15日、読売新聞で、県は口蹄疫症状を国に報告しなかった旨の記事が一面トップで掲載されました。記事によると、6月25日に新富町内で口蹄疫が疑われる症状の牛を発見しながら、国への通報を行わず、現場の判断で処分したとのこと、居合わせた獣医でも意見が分かれたような状況であったとのことですが、家伝法によりますと、疑わしき家畜を発見した場合は速やかに国に報告することを義務づけているとありますが、なぜに報告が不要だったのか。その後のマスコミ報道は御存じのとおりであります。この記事の報道の内容が事実であれば、風評被害のみならず、本県の危機管理体制にも大きな影響を与えかねません。この問題につきまして、知事に説明を求めます。

次に、民間種雄牛の問題について、知事は、民間種雄牛を保有する薦田氏との面会后、その種牛の救済を国に訴え、山田大臣と面会を重ねました。その経過は、マスコミを通じて我々には知ることになりますが、大臣と知事との感情的な衝突がクローズアップされました。国全体で口蹄疫被害を考える大臣と、本県の畜産を預かる知事の立場では、意見が平行線になることはわかります。しかし、そこは感情的にならずに議論していただかないと、これからの復興に向

けて、県内の関係者は非常に不安を持ちます。まして、発信力、県内の支持率の高い知事が、マスコミやネット上で国や大臣への不満をぶちまけることは、宮崎県の利益につながるのか、甚だ疑問でもあります。

薦田氏の苦渋の決断には、我々の想像を絶するほどの苦悩があったと思います。心情的には、薦田氏を擁護する気持ち、かわいそうだと思う気持ち、多くの県民も種牛を助けてあげたいという気持ちは持っております。しかし、これまで感染を防ぐために処分された牛や豚はどうなるのか。また、嫌々ワクチンに協力してきた農家はどうか。県内の該当する生産者団体は早期の処分を求め、また市長会は処分に反対するなど、県内でもあつれきが生まれました。知事の言動は非常に重いと思います。

国は、口蹄疫被害が拡大していることから、本県に現地対策本部を立ち上げました。国から来られた方々は、一生懸命に本県の防疫対策、口蹄疫対策に尽力していただいたと思っております。なぜに国とこれほどもめることになったのか、民間種雄牛を守るのであれば、もっと早い段階で対処すべきではなかったのか、これまでの経緯を知事に説明を求めます。

次に、参院選に係る知事の発言です。先日行われました参院選挙につきまして、知事は、政府の対応を非難し、口蹄疫対策を優先し、参院選の日程延期をやるべきだったという発言をされました。もし今回のような口蹄疫やBSEなど家畜伝染病が県内に発生した場合、地方選挙において選挙期日の設定を弾力的に行うことが可能なのか、選挙管理委員長にお伺いします。

以下、質問者席で質問を続けます。(拍手)

[降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいた

します。

7月15日付の読売新聞の報道についてであります。御質問の報道内容につきましては、5月24日にワクチンを接種し、6月25日に処分された、新富町の畜産農家(513頭飼養)の牛1頭で、口腔内に帯状の発赤が認められた際の対応についてであります。この農場の対応状況について、現場で従事していた県の家畜防疫員に確認したところ、前日(6月24日)の健康検査で異常を認めなかったこと、症状が口蹄疫の特徴的病変ではなかったこと、他の牛に異常が認められなかったことなどから、現地のリーダーである家畜防疫員が、疫学情報や臨床症状に基づいて、口蹄疫の症状ではないと判断したものであり、適切であると考えておるところであります。

続きまして、民間種雄牛の対応についてであります。高鍋町で種雄牛6頭を飼養している薦田氏に対しましては、私も含め、6月初めからワクチン接種と殺処分への理解を求めて話し合いを進めてきたところでありまして、6月29日には特措法に基づく殺処分勧告書を交付いたしました。これに対し薦田氏から、種雄牛の県への無償譲渡の申し出があり、私としては、本県畜産の再興に活用できるという公益性が認められること、無償譲渡ということでワクチン接種農家からの不公平感が相当程度緩和されることなどから、県が無償譲渡を受け、清浄性確認検査を行った上で、異常がなければ県所有として管理することを国に要望したところでありました。7月13日の農林水産大臣への要請におきましても、このような県の考え方を粘り強く説明したところでありましたが、この種雄牛が存在する限り移動制限の解除は認めないということ、地方自治法に基づく是正の指示を行うことなど

の厳しい回答があったところであります。

こうした中、私としては、県政を預かり、県民生活を守るべき立場にある知事として、本県の置かれている状況を考えますと、苦渋の決断をせざるを得なく、薦田氏に対し、殺処分に応じていただくよう再考をお願いしたところでありました。その結果、薦田氏も熟慮の後、こちらの意を酌んでいただき、断腸の思いで翌7月16日に殺処分を受け入れていただいたところであります。以上です。〔降壇〕

○選挙管理委員長(川崎浩康君)〔登壇〕 お答えいたします。

地方選挙における選挙期日の設定についてあります。今年度実施される予定の宮崎県知事選挙につきましては、県選挙管理委員会において選挙の期日等の決定を行いますため、公職選挙法に定める範囲において柔軟に期日を設定することは可能であります。例えば、口蹄疫が発生した場合、その発生状況、終息見通し等を踏まえまして、総合的に判断することになると考えております。

一方、統一地方選挙の実施に当たりましては、通常、国におきまして、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」が制定されます。この特例法によりまして、選挙日程が全国で統一されますため、本県の事情により日程を変更することは困難であると思われまます。以上であります。〔降壇〕

○西村 賢議員 まず、新聞報道について再質問いたします。今のお話では、全く疑わしき問題ではなかったということで、あくまで行き違いというようなことでありました。我々としては、知事の言葉を信じたいと思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか、知事にお伺いします。

○知事（東国原英夫君） このことにつきましては、篠原副大臣も記者会見等で、県の判断は正しかったということをおっしゃっておりますので、私もそういう認識で構わないと思います。

○西村 賢議員 知事を信じたいと思います。
またさらに、民間種牛の件について再質問いたします。薦田氏の種牛を助けたかったのであれば、登録協会のエース級種牛の6頭が西都市へ移動した5月13日より前、もしくは5月31日に処分された49頭の種牛の処分の前に行動を始めるべきでなかったかと思いますが、その時点では、民間種牛の救済判断は知事にはなかったのでしょうか、伺います。

○知事（東国原英夫君） まず、家伝法に基づきまして、移動制限区域内からの牛の移動はできないという認識でありましたが、川南町内で口蹄疫の発生が拡大する中で、5月10日に赤松大臣に対して、県の種雄牛の移動について要請を行ったところであります。その結果、種雄牛は公共性、公益性が高いということから、一定の条件のもとでの移動を、エース級の6頭について特例として認めていただきまして、検査を行った後、5月13日に移動させたものであります。この時点では口蹄疫の発生が急速に拡大しておりまして、県としては防疫措置を行うことに専念しておりました。県の種雄牛につきましても、本来は全頭の移動をしたかったのですが、エース級だけでもということで6頭だけの移動になったところであります。実際、移動した翌日には事業団での発生が見られ、ぎりぎりの判断ではなかったかと御理解いただきたいと思います。このような状況の中で、薦田氏の種雄牛について判断することは困難であったということでもあります。

○西村 賢議員 わかりました。再度、民間種牛の件について質問いたしますが、処分に応じただいた薦田氏にとっては、厳しく厳しい判断であったと思います。農政水産部長にお伺いしますが、薦田氏の種牛の処分に対しまして、補償はちゃんと行われるのか、確認したいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 薦田氏の種雄牛につきましては、口蹄疫対策特別措置法に基づきまして殺処分を行ったことから、評価額の全額について補てん金を支払うこととなります。

○西村 賢議員 ありがとうございます。よろしくお願ひしたいと思います。

次に、初動体制について伺います。

今回は、消毒から埋却に至るまで多くの方々の協力をいただきました。先ほど知事もおっしゃったとおり、多くの方々にお礼を申し上げる機会がたくさんあったと思います。本当にありがたい支援をいただきました。その中でも、本県職員も各持ち場を離れて、なれない作業にも従事していただきました。本当にお疲れさまであったと思います。現在までに県職員の動員数はどうか、また健康被害等、本来の職務に影響があった人数はどの程度いらっしゃるのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫防疫対策においては、県職員は、獣医師が殺処分等を行うほか、一般職員が殺処分の補助作業や埋却作業などに従事してきたところであり、これらの動員人数につきましては、大まかではあります。4月20日の発生以来、延べ人数でおよそ4万8,000人に上ります。また、現地対策本部を通じて農政水産部に報告のあった県職員のけがにつきましては、石灰によるやけど

が多く、このほか、牛に足を踏まれ骨折したもののや熱中症などを合わせると全部で35件あり、このうち入院を伴ったものは2件であります。

○西村 賢議員 非常に大変だったと思います。疲れやけがを早くいやしていただきたいと思います。

次に、初動体制について伺います。このような家畜伝染病が今後いつ起こらないとも限りません。考えたくもありませんが、今回の検証を重ねて、次回の再発時に役立てることが非常に重要であると思います。

10年前と今回の発生を比較してみますと、92年ぶりに発症した2000年は、3月12日に発見、13日後に疑似患畜を発表、同日、移動制限・搬出制限区域の設定を実施いたしました。今回2010年は、4月9日に発見、4月20日、11日後に疑似患畜の発表、同日、移動制限と、以上の観点からは、制限区域の設定まではほとんど変わりはありませんでした。被害の大きさは、発生した地域が前回に比べて非常に畜産が盛んな地域だったことも要因にあるかもしれませんが、今回は甚大な被害となりました。ウイルスの感染力の強さ等も指摘されておりますが、農政水産部長に、今回被害が拡大した原因が何か、見解を伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫につきましては、4月20日の発生以来、家畜伝染病予防法や国の防疫指針に基づき、国、自衛隊、各都道府県、関係市町村、団体、さらには県の家畜防疫員及び県職員の動員者など、多くの方々の御協力をいただきながら、一刻も早い終息に向けて懸命の防疫活動を行ってきたところであります。しかしながら、今回の発生が全国でも有数の畜産密集地帯であったこと、感染力の強い豚に感染したこと、大規模農場での埋

却地確保がおくれたことなどにより、感染が急速に拡大し、5月20日には2市5町へと広がったところであります。このため、5月21日にはワクチン接種の受け入れを余儀なくされ、結果として、28万頭を超える家畜の殺処分に至ったところであります。今後は、今回の防疫措置を検証し、国家防疫の観点から地域の畜産経営の実態に即した家畜伝染病予防法の改正等を国に要望してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 私は10年前当時、故江藤隆美代議士の国会の事務所に勤務しておりましたので、当時の与党・政府の動きなど目の当たりにしておりました。当然、国は国の動き、現場は現場の対応があるとは思いますが、先ほど申し上げたとおり、発見時からの動きはそう変わりありません。国は財源の捻出など後方の支援を行う必要がありますが、10年前は、江藤隆美代議士の訴えに、すぐさま100億円の緊急対策をまとめました。これは24日後のことでした。今回は特措法成立までに1カ月半を要し、与野党協議にも時間がかかり、また被害の規模も大きかったことも原因にあるかもしれません。このことに関しましては、国の初動体制にも非常に問題があると思いますし、現政権の責任も重いと思います。

しかし、現場のほうに話を戻しますと、10年前の本県の防疫体制の現状を知る者から、今回の初動の防疫体制は甘かったとの指摘がありました。お隣の鹿児島県は、都城市での発生時には幹線道路を絞り込み、小さな道路を封鎖して本県からの通行を制限いたしました。本県が最初の防疫体制を組むに当たり、10年前と比較して消毒ポイントの立ち上げなどに反省点はないのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 消毒ポイント

の立ち上げにつきましては、4月20日の発生と同時に、国の防疫指針や県の防疫マニュアルに基づき、10キロメートルの移動制限区域ライン上に2カ所、20キロメートルの搬出制限区域ライン上に2カ所、計4カ所を設置したところがあります。その後は、感染の拡大に伴い、4月28日には18カ所、5月21日には138カ所と、順次消毒ポイントを増設し、7月17日現在では県内348カ所に設置をしております。

一方、10年前の発生時には、移動制限区域を20キロメートル、搬出制限区域を50キロメートルに設定したことから、当初立ち上げの消毒ポイントの数は13カ所と多かったものの、最終的には25カ所でありました。

したがって、発生時の消毒ポイントの立ち上げ数の違いは、制限区域の設定エリアの違いによるものと考えておりますが、今後、今回の初動防疫のあり方については検証してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 明らかに消毒ポイント自体も少なく、また発生した児湯郡は、国道、県道、町道、農道と、複雑に入り組んでいることもあり、消毒ポイントを容易に迂回することができました。また、発生当初は一般車両の消毒はなかったように思います。初動体制が手薄であったことは言い逃れができません。エリアによる違いということで総括してもらっては、次にもつながりませんので、そこは、悪い点はあぶり出すという意味ではなくて、次につながる十分な検証をお願いしたいと思います。

次に、消毒薬の備蓄について伺います。発生当初、各地で消毒薬や石灰などが不足したというのを聞きました。畜連等では、10年前の口蹄疫発生時に支給された消毒薬や炭酸ソーダを5月まで使っていたということでした。県は、

このような防疫に必要な消毒薬や石灰などの保管や備蓄はしていなかったのか、また市町村に対し、ある程度の備蓄を指導すべきではなかったのか伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） 炭酸ソーダや石灰等の消毒薬は、その成分から湿気等の影響で固まる性質がありまして、大量の備蓄が難しい状況でございます。このようなことから、県といたしましては、生産工場からの入手ルートを確認し、緊急の防疫措置に迅速に対応できるよう万全の体制を整えておりました。今回の初動防疫における消毒薬の確保も、あらかじめ設定しておいたこの入手ルートを生かし、円滑に行われたものと考えております。今後は、市町村に対して入手ルートの周知を図るなど、一体的な初動防疫体制が構築できるよう努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 他県では備蓄している例もありますので、本県も検証を重ねまして、できる限りすぐさま対応できるような対策をとっていただきたいと思っております。

最後に、感染ルートの解明は現時点でどうなっているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 感染経路の解明は、今後の防疫体制の強化や再発防止を図る上で非常に重要であると考えております。現在、国の疫学調査チームや新たに設置された現地調査チームにおきまして、感染経路や感染拡大の原因究明が行われておりますが、現時点では、まだ究明には至っていない状況にあります。

○西村 賢議員 10年前の発生時は、結局のところ感染ルートを絞り込むことができなかったことがあります。ぜひ、今回は感染ルートの解明に全力を挙げて、県も国も協力してやっ

ただきたいと思います。

そのまま続けます。次は、被害農家等の支援について伺います。

今回は、畜産農家などの支援に多くの施策が講じられております。非常にありがたいことですが、農家や団体等から、実情との乖離を指摘されているものも少なくありません。例えば、肉用牛出荷遅延対策事業については、発生後の競りが遅延になったことで、J Aや畜連が1農家6,000円分ほどのえさ代を農家へ無償援助していますが、今回の県の遅延対策事業では、農家には1日290円支払われるものの、先んじて農家支援をしたJ Aや畜連などは補助を受けることができません。このような団体への支援はないのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県では4月22日以降、蔓延防止のために、移動制限区域にかかわらず、県内すべての競り市が中止されております。このため、子牛の出荷遅延対策として、いち早くJ A、畜連によるえさの無償援助が実施されたことは、農家にとって大変心強いものであったのではないかと考えております。

なお、本県が今回の発生を受け創設した関連事業は、出荷遅延した子牛を出荷する生産者を対象としたものであり、J A等への直接的な支援は行っておりませんが、畜産農家の経営再開、ひいては地域の復興・再生を早急に図ることが、J A等関係団体の支援にもつながるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

○西村 賢議員 J Aや畜連というのは農家の痛いところに手が届くというところを、実践していただいたと思います。非常に感謝の念にたえません。今後とも、J A、また畜連と協力

して支援体制を築いていっていただきたいと思っております。

次に、家畜市場再開支援事業（購買者輸送費支援）におきましては、競り再開後の購買者に対し、家畜市場や県、市町村、団体などの負担が条件で、輸送費の2分の1の補助が国から出ます。しかし、市場や自治体の半額負担が必要とのことなので、実際には、その市場の財力、また市町村の協力度が大きく影響いたします。県内で地区ごとに差が出ることはないように、県が2分の1を補てんすることはできないのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回新たに創設された国の家畜市場再開支援事業は、再開された家畜市場の円滑な家畜取引を支援するために、県外からの購買者への輸送支援として、家畜市場等が奨励金を交付する場合に、国が上限を定めて2分の1以内の輸送費補助を行うものでございますが、制限区域であるか否かにかかわらず、県下全域を対象といたしております。

また、県においては、子牛導入促進対策事業により、県内外の購買者の誘致対策として、県下全域を対象に、出荷遅延となった子牛を一定価格以上で購入した場合に、購入価格との差額の一部を購買者へ助成することといたしております。競り再開後は、国の事業も活用しながら購買者誘致に努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今の話ですと、県の直接的な補てんはなかなか難しいということでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 再開支援事業につきましては、国の事業を生かしていきたい、そのように考えております。

○西村 賢議員 例えば、県内一円、牛が出荷

できない状況、競りがとまっている状況が続いているんですけれども、その中でも一つの市場が、例えば東臼杵の畜連のようなところは2市2町2村が、多くの自治体がまたがったところでやっております、被害の大きさもそれぞれに違うことがあって、協力体制を組むのが非常に難しいことがあります。また、今回、いわゆる支援対策にお金を使ってきた経緯もありまして、農協、畜連ともに非常に体力が弱っている部分もあります。ぜひ、ここにも目を向けていただきたいと思います。

次に、同じく再開支援事業について伺いますが、家畜市場防疫強化事業では、20キロ圏外は2分の1しか補てんされません。つまり、同じく競りがストップしている県内の市場の中でも、高千穂や南那珂の市場は、半分みずから手出ししなければならないわけです。支援策によって、体力があるところはより強くなり、体力がないところはより弱くなつてはならないと思いますが、このようなところに県は補てんできないのか、同じく農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 国の家畜市場防疫強化事業は、家畜市場の再開後における防疫の強化を図るため、市場の消毒の徹底に必要な機材及び消毒薬の購入に要する費用に対して、制限区域内の家畜市場においては定額を、それ以外の家畜市場については2分の1以内を補助するものでございます。本県の家畜市場は、全市場とも競り市が中止となり、影響を受けておりますことから、すべての家畜市場において同様の支援が受けられるよう、引き続き国に対して要望してまいりたいと思います。

○西村 賢議員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

私は、これが今後一番の重要な問題となるのではないかと思います。4月の口蹄疫発生時から約3カ月間、繁殖農家は新たな授精を控えている状況にあります。この問題は、私は今後大きな問題になると思いますが、繁殖農家にとっては、この3カ月間に授精する予定だった子供が生まれぬことで、約1年半後、18カ月後に競りに出す子牛がいない時期がやってきます。畜連もこのようなことを懸念しており、既に、平成23年の11月ごろから平成24年の1月ぐらいまで競りを開くことができるかどうか、非常に不安に思っている地域があります。この18カ月後の問題を県はどのように考え、またどのような支援を考えているのか伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫の発生に伴う蔓延防止対策の一環として、家畜人工授精業務につきましては、一定期間の自粛をお願いしたところでございますが、7月16日に、一部の地域を除きまして、自粛の解除に係る文書を発出したところでございます。この間の授精業務の自粛の影響により、18カ月後の平成23年10月から3カ月間、県内の繁殖農家においては、出荷適齢期となる子牛を出荷できない状況となります。このような事態は、全国第2位の子牛生産県として初めての経験であり、非常に深刻に受けとめているところでございます。今後、関係団体とも十分協議しながら、子牛の出荷月齢や競り市場開催時期の調整を図るとともに、必要な支援についても国に要望してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 今回、県下すべての畜産農家が被害に遭ったと言っても過言ではありません。畜産農家の中には、平成17年とか18年ごろの子牛の値段が非常に良かった、競りの値段が50万、55万を超えるような非常に良かった時

代に、増頭策のために牛舎の増設、新設などを行っているところも非常に多く、そのときの支払い猶予が終わり、今、支払いが始まったやさきでもありました。そのときに比べ低迷している競り価格に加えての大きな衝撃となります。現在のさまざまな支援策を、ぜひとも平成24年の1月以降まで継続して適用していただくように、先ほど国に要望するとおっしゃいましたけれども、ぜひこれも国に、あわせてお願いしていただきたいと思います。

次に移ります。また、4月からこの3カ月間、同様に仕事がない状態でもある人工授精師や削蹄師、また獣医など、直結する職業の方への生活支援はできないのか。先日、西都市では支援を行ったとの報道もありました。また、県も義援金の3次配分で検討するという情報もありますが、どのようになっているのかお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 家畜人工授精師や削蹄師の業務は、酪農家や肉用牛農家が相手であり、口蹄疫の影響を直接受けられ、この3カ月間、全く現金収入が入らないなど非常に厳しい状況にあると認識をしております。このため、5月の専決予算において、畜産経営体等生活支援資金を措置し、畜産農家のみならず、口蹄疫の発生により影響を受ける家畜人工授精師や削蹄師に対する当面の生活資金としての融資に係る利子補給を行っているところです。なお、先ほども申し上げましたとおり、7月16日に、一部地域を除いて授精業務の自粛解除を行ったところであります。

○福祉保健部長（高橋 博君） 今後の義援金の配分につきましては、口蹄疫被害によるさまざまな影響を市町村等からお伺いしているところであり、寄附をいただいた全国の皆様の気持

ちを尊重しながら、被害地域の深刻な実情を十分踏まえ、配分委員会で協議、決定してまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 この問題も非常に重い問題でありますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

次に移ります。現在、農家は再建のために非常に大きな問題に直面しております。ふん尿処理の問題です。現在のふん尿処理方法は問題がないのか。また今、再肥料化するような指導をされていますが、安全と言われても実際に使うとなると農家には不安があり、これだけ大きなふん尿の処理ができるのか、使われるのか、不安があります。そのあたりはどうなっているのか、お伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） ワクチン接種地域の家畜の排せつ物等の処理については、炭酸ソーダ等で消毒を行った上で、ウイルス飛散防止のためのブルーシート等で覆い、42日間の封じ込めを行った後に堆肥化を図り、堆肥の中心温度が60度C以上となったことを確認することでウイルスが不活化することになります。したがって、適切に堆肥化されたものについては、安全性は担保されていますが、風評等により販売や利用が難しい場合も想定されることから、自己所有地での利用や、地元耕種農家等の理解を得ながらその利用を進めるなど、関係機関・団体と連携して、堆肥の滞留が生じないように努めてまいりたいと考えております。

○西村 賢議員 堆肥の問題もそうですが、堆肥化された後に使われなくて山積みになると、ある意味、産廃となってしまいますので、非常に重要な問題に発展しかねません。また、今日までに埋却された29万頭もの家畜の箇所にも、今後さまざまな問題が起こってくることも考えら

れます。既にガスの発生やハエの多量発生の話は耳にします。ウイルスは死滅したとしても、今後、環境に大きな影響があるのではないかと懸念しております。今回、質問はいたしません、地質や水質の経過を十分に調査するようにお願い申し上げます。

次に移りますが、既に御承知のとおり、今回の口蹄疫被害は農家以外の県内各産業にも大きな影響を与えており、イベントや宴会の自粛、観光産業への影響、もはや説明が要らないほど甚大な被害を生んでおります。現在、その影響を各団体とヒアリングや調査していると思いますが、復興には時間も労力もかかります。現段階では商工業者への支援は融資制度と雇用調整助成金しかないと思いますが、商工観光労働部長にお伺いいたします。畜産農家以外の融資制度の利用状況、また口蹄疫の影響に伴う雇用助成金の申し込みの状況についてお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県では、口蹄疫の影響を受けている商工業者を対象とした口蹄疫緊急対策貸付——融資枠50億円でございますけれども——を4月に創設したところでございます。7月15日現在の利用状況でございますが、累計で、信用保証協会の保証承諾状況が236件、23億1,000万円となっております。また、審査中のものが93件となっております。

それから、雇用調整助成金の申請状況でございますが、宮崎労働局によりますと、7月15日現在、口蹄疫の影響に伴う雇用調整助成金等の申請につきましては、60件がなされているとのことでございます。以上でございます。

○西村 賢議員 今回、質問でこれからの景気刺激策等も伺おうと思いましたが、まだ

時期尚早であると思いますので、これは割愛いたしまして、これからも商工業者に対しての支援もお願いしたいと思います。

また、知事におかれては、ぜひとも、知事会、もしくはいろんな国での発言の場で、全国大会の優先誘致、また新設等、全国規模のイベントを呼び込むような活動をお願いしたいと思います。

次に移りますが、風評被害対策についてお伺いいたします。

10年前の口蹄疫終息後は、再開後の競りではほとんどが値段が落ちませんでした。10年前の競り再開を支えたのが、JAなどの買い支えでありました。今回、甚大な被害を受けたことで、JAでは買い支える余力があるのか、不安があります。県による買い支えはできないのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回、本県において発生した口蹄疫は、10年前の口蹄疫と比較して、より大規模かつ長期化したことで、畜産農家及び関係団体へ与えた被害は極めて甚大であり、さらに、競り再開時の子牛価格への影響も大変懸念されるところでございます。県といたしましては、子牛の購入助成や競り価格低下に対する助成等、一連の口蹄疫関連対策により、畜産農家への支援を行ってまいりたいと思います。

○西村 賢議員 ぜひお願いしたいと思います。10年前の口蹄疫発生翌年のBSEの発生時には、翌年、明らかな風評被害が起こり、非常に競りの値が下がりました。このときは、やはり消費が急激に落ち込んだことがあります。これは知事への要望ですが、知事が全国各地、全国行脚をされた際には、義援金等のお礼も含めまして、ぜひ宮崎牛を食べてくれ、宮崎の豚

を食べてくれということを発信していただきたいと思ひます。やはり消費がふえなければ、いつまでも価格低迷に泣くことになりまひす。

また、知事への質問ですが、今回、甚大な被害を受けた食肉加工などの畜産商品につきまひして、県内外に消費拡大を訴えていくためにも、畜産加工品の販売促進に強力に取り組むべきだと思ひますが、知事の考えはどうか伺ひまひす。

○知事(東国原英夫君) 今回の口蹄疫では、本県の農畜産業や食品加工業が大きな打撃を受け、畜産物を初めとするブランドイメージが著しく傷つけられたところでありまひす。口蹄疫終息後には、本県畜産物の信頼回復や産地の再生に向けて販売・PRを強化していくことによりまひすが、それに加えまひして、畜産加工品につきまひしても、今後、販売促進による消費拡大を早急に講じる必要があると考へておりまひす。このため、県物産貿易振興センターや市町村、農業関係団体等々とも連携しながら、県内外での新たな企画による物産展の開催や、アンテナショップを活用した特別フェアの開催、あるいはカタログ販売の強化などによりまひして、畜産加工品を初めとする県産品の販売促進、消費拡大を積極的に図っていくことによりまひして、このようない連の販売促進に当たりまひしては、私も先頭に立ちながら、安全・安心でおいしい、みやざきブランドの早期回復を図ってまいりたいと考へておりまひす。

○西村 賢議員 今回、お中元の時期に重なりまひました。お中元の流通量が減ったとはいへ、畜産業界にとっても大きな痛手となりまひました。今から間に合うのであれば、お歳暮商戦に向けた取り組みをぜひお願いしたいと思ひまひす。これからどの産業も非常に大変でしょうけれど、特に畜産物の消費がふえないとどうにもなりま

せんので、ぜひお願いしたいと思ひまひす。

次に移りまひす。国への要望について質問いたしますが、これから復興には毎年400億とも500億かかるとも言われておりまひす。国にとっても財源対策は非常に大きな問題でありまひすが、阪神・淡路、そして中越地震のときのように復興目的の宝くじ創設ができないのか、要望できないのか、伺ひたいと思ひまひす。

○総務部長(稲用博美君) 全国宝くじの発売につきまひしては、総務大臣の許可や各都道府県等の同意が必要とされておひり、特に災害復興宝くじにつきまひしては、収益金の対象となりまひす事業が災害復旧事業等の公共事業とされておひります。このため現状では、口蹄疫復興支援宝くじの発売は困難でありまひすが、今後、対象事業の緩和等の措置について、国に要望してまいりたいというふうによりまひして考へておりまひす。

なお、先ほどありまひました、これまで発売実績のありまひす2回の宝くじの収益金の対象は、いづれも震災地域の復旧関係事業というふうによりまひしておひります。

○西村 賢議員 ぜひ、よろしくお願いしたいと思ひまひす。

最後に、口蹄疫被害の復興は、まさにこれからでありまひす。当然、終息宣言まで無事にその日がやってくることを心待ちによりまひしておひりますが、これは国の責任はもとより、県も一体となりまひしてやる必要があります。冒頭、知事にも申し上げたおひり、国との感情的な対立というものは冷静に避けていただきまひして、国と協力して、そして県民一体となりまひして、知事がリーダーシップを発揮してやっていただくように要望申し上げます。また、知事、執行部の皆様方には、本当にこれまで不眠不休で頑張っていたいただきました。これからの、体調管理に気をつけて

頑張っていたきたいと思います。我々も一緒に頑張ります。

これで質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○中村幸一議長 次は、満行潤一議員。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) それでは、通告に従い質問をさせていただきます。

きょうで発生から90日、3カ月が過ぎました。この長い間、防疫作業に従事いただいている多くの皆さん方に感謝を申し上げたいと思います。また、全国各地から義援金や温かいメッセージなど、本当に多くの応援をいただいています。心から感謝をしたいと思っています。

さて、私が生まれました実家は畜産を営んでおりました。私が生まれたときには農耕馬がおりました。荷馬車を引き、田畑を耕す、そういう役割を担っておりました。我が家にも耕運機がやってくる時期がありまして、不要になったその農耕馬は母の実家に行くことになりました。別れるときに涙を流したのを覚えております。それから我が家は、牛、豚をやっておりましたけれども、10数年前、小規模ではもう経営が困難ということでやめて、それからハウス園芸、そういう道を歩んでおります。そういう意味では、口蹄疫は本当に身近な問題であります。一日も早い復興支援を心から期待したいと思います。

去る7月8日(木曜日)、昼前でしたけれども、未知なる携帯番号から電話が入りました。

「もしもし、満行さん、対策本部長の篠原です。この前の意見交換会、御苦労さまでした。満行さんは2001年11月議会で私の論文を使って質問していますね。どこかのだれかが私の論文を使って質問したというのは知っていたんですけども、きょう調べたら、都城の満行さん、あ

なただった。この前の意見交換のときに同じ人だとわかっていた」という突然の電話でありました。

その質問は、2001年、国内に初めてBSEが発生し、そのときに、時の農水事務次官や官僚など、幹部の人たちは、日本は防疫がしっかりしているからBSEは発生しない、そのように堂々と言っておりました。ところが、全く同じ時期に篠原さんは——そのときには農水省の研究所長というポストにおられました——日本も危ない、いつBSEが発生してもおかしくないと、堂々と論文を発表されておりました。私は、いろんな官僚もいるなどと思って、そのときにそのことを引用したところであります。その論文の趣旨は、「この日本において地産地消を推進しなければ、いつ何どき、口蹄疫、BSEが発生するかもしれない。一日も早い地産地消の促進が急がれる」、そういう趣旨で引用させていただきました。

そして、次の日にずうずうしく対策本部室を訪れて、篠原副大臣と20分ほどお話をさせていただきました。口蹄疫の話はほとんどしませんでしたけれども、官僚時代、そして今日に至る話をさせていただいて、副大臣の人となり十分わかったなど、本当に親しく——私は民主党議員ではありません。社民党の議員なのに話をしっかり聞いていただく。本当にそういう意味ではすばらしい人だなというふうに思っていました。

そうしたら、今回、いろいろ新聞でも出ました山田大臣と知事との関係とかありまして、ふと篠原副大臣のことを思い出しました。17日が最後の日だったと思いますが、高鍋町の薦田さんのところに行かれて、力不足で救えなかった、そういう話をされて東京に帰られたのだろ

うと思います。そういうことを考えながら、質問をさせていただきたいと思っています。

まず、グラフを使った質問をさせていただきたいと思います。いろんな資料が出ていますが、時系列的に日々の発生件数と累計という表がありませんでしたので、つくらせていただきました。私がつくったというか、私がお願いしてつくってもらったわけなんですけれども、3点ほど知事に質問させていただきたいと思いません。

初動体制につきましては、発生当初の体制について国から、県の対応が遅かった、悪かったというふうに指摘をされているようであります。果たしてそうなのか、今でも疑問であります。初動体制について知事はどうお考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

また、知事はパンデミックという用語を引用されております。パンデミックというのは尋常な状態ではないわけで、広義的には、世界じゅうで爆発的に感染症が発生したときに使われる、表現される言葉だと思えますが、県内で爆発的発生という認識で使われたのか、またいつごろを指してそうおっしゃっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

3点目、ワクチン接種効果の認識についてであります。関係首長と現地対策本部が緊急会談等を行いながら、ワクチン接種が決定しました。5月22日からワクチン接種が始まりました。接種してから2週間、3週間で効果があらわれるというふうに言われておりますが、このワクチン接種の効果を知事はどう認識されているのか、お伺いいたします。

以下、質問者席で行います。ありがとうございました。（拍手）〔降壇〕

○知事（東国原英夫君）〔登壇〕 お答えいた

します。

初動体制についてであります。口蹄疫が発生した4月20日以降、家畜伝染病予防法や防疫指針に基づき、迅速に殺処分、埋却を行い、また速やかに消毒ポイントを設置するなど、防疫措置を講じてまいりました。4月28日にはえびの市で発生したものの、主な発生地域は川南町を中心とする地域に限局していたところであります。しかしながら、大規模農場における埋却地の選定のおくれや、国内で初めて豚で発生したことなどにより、急速に感染が拡大し、殺処分等の防疫措置が追いつかない状況となったところであります。今後、今回の防疫措置を検証し、地域の畜産経営の実態に即した家畜伝染病予防法の改正等を国に要望するとともに、本県における防疫体制の見直し、強化を進めてまいりたいと考えております。

次に、パンデミックについてであります。私が5月6日のブログで表現したパンデミックにつきましては、発生から2週間を過ぎたころから、1日当たりの発生件数が10件を超えるなど、急激に増加しており、このころの本県における状況を表現したものであります。他県へも拡大の可能性があるほどの広がりを見せているという意味で、パンデミックと表現したところでありまして、正確にはエピソードということになるかもしれません。

次に、ワクチン接種の効果についてであります。ワクチン接種につきましては、5月19日、政府の口蹄疫対策本部会議において決定され、県といたしましては、5月21日、断腸の思いで受け入れ、翌22日から5月27日を中心に、対象地域において集中的にワクチン接種を実施いたしました。効果が発現するには、接種後一定の期間を要することから、6月10日ごろまではワ

クチン接種農場においても疑似患畜が確認されておりますが、その後は、対象地域における発生が減少していることから、一定の効果があったものと考えております。〔降壇〕

○満行潤一議員 初動体制については、山田大臣が、県の責任、県の責任というふうにおっしゃっていますが、県民の一人として、やっぱりあれはどうなのかなと疑問を持つわけです。5月17日に現地対策本部を立ち上げて、そこから国が県庁に常駐されるわけなんですけれども、それなりに努力はいただいたんでしょうが、県に、国の対策本部が来る前のことを一生懸命、県の責任とかおっしゃっているのが、よく理解できない部分もあります。この部分は今、知事もおっしゃったように、ぜひ冷静な立場で検証するべきだと思っています。実質的に、こんな大規模な本格的な発生というのは初めてでありますから、当然、国の防疫指針——もちろん法は法ですけれども——いろんな部分で、やはり国も県も現場も、足りない部分はたくさんあったんだろうと思います。県を県をと言われると、これは違うと言いたくもなりません。

次に、清浄国復帰の見込みについて質問を進めたいと思いますが、かなり進んできましたので、後は非常事態宣言の解除がいつごろになるのか、これが非常に関心事でもあります。先ほどの知事のお話では、一部解除をしているが、御協力をもうちょっといただきたいということなんです。具体的にいつごろを非常事態宣言の解除と考えておられるのか、お伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 現時点では、まだ解除の時期は確定しておりませんが、7月27日に県全体の移動制限の解除ができれば、その時点

が判断の目安になると考えております。ただし、非常事態宣言を解除したとしても、畜産農家における防疫の徹底とか、消毒ポイントにおける消毒への協力などについては、引き続き取り組んでいく必要があると考えております。

○満行潤一議員 もう一つ知事にお尋ねします。清浄国復帰についてですけれども、患畜、疑似患畜を殺処分した後、3カ月間新たな発生がなければ、国がOIEに申請できる、そういうことになっておりますが、国の申請の動きというのを、県としてはどうとらえておられるのか、お尋ねします。

○知事（東国原英夫君） OIEの規定によりますと、清浄国復帰の条件としては、すべての発生農場及びワクチン接種農場の家畜の殺処分が終了してから3カ月が経過すること、この間に、改めて清浄度確認検査を実施することとなっております。今後、国において、これらの条件が満たされているかを検証した上で、口蹄疫清浄国の認定を受けるための申請を行うこととなると思っております。

○満行潤一議員 非常事態宣言が解除されても、畜産農家の防疫とか、そういう部分はしっかりやってほしいということはよくわかるんですが、今、消毒ポイントが県内、県営、市町村営、かなりあるわけなんですけれども、今後の消毒ポイントはどうなるのか、担当部長、お願いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 消毒ポイントにつきましては、7月17日現在、県内348カ所に設置しており、宮崎市を中心とする制限区域が解除される予定の7月27日までを一つの目安として、現状のままで継続することとしております。その後につきましては、県と地域との役割分担や効果的な配置を十分に考慮しつつ、再編

整理を進めながら、堆肥化处理が完了する8月下旬まで継続することとしており、その後につきましては、専門家や国と協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 次に、2番、対策に要する費用についてお尋ねをしたいと思います。

長期にわたり対策を行っているわけですが、費用の総額見込み、国からの交付金、補てんの見込み額を担当部長にお尋ねします。

○総務部長（稲用博美君） 口蹄疫対策予算の総額であります。今回提案の補正予算案を含め、5回の補正予算によりまして、592億2,517万円というふうになっております。このうち国からの補助金、交付金として交付される額は446億3,986万6,000円であり、この差額から諸収入等の特定財源を除きました117億3,116万1,000円が一般財源となります。117億円余の一般財源につきましては、おおむね特別交付税算定の対象となる旨、国から示されているところであります。

○満行潤一議員 国から446億円、持ち出しが117億円、うち大部分は交付税で返ってくるだろうという見込みのようですが、知事、本当にこの分、確保できるのか、非常に不安なわけです。6月18日の閣議で全額国庫負担とする政令が閣議決定というふうになっているんですけども、知事としては、当然これは確保しないといけないんですが、見通しについてはどうなのかお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 口蹄疫対策予算として県が負担いたします117億のうち、疑似患畜評価額の5分の1に相当する県負担額の約70億円については、その全額を特別交付税で措置する旨が示されており、また家伝法に基づいて行った防疫等の費用についても、口蹄疫対策特別措

置法によりまして、県が実質的に負担する部分を生じさせることのないよう、必要な措置を講ずることとされておりますので、基本的にその全額を特別交付税で措置していただけたらと考えております。

しかしながら、県が独自に行う対策につきましては、これまでの例では2分の1しか対象とされておらず、また仮に県単独事業分を含めた一般財源の117億円全額を特別交付税算定の対象とされた場合でも、本県の例年の交付額、特交の部分、30億円を加えた約150億円の要望額については、特別交付税の都道府県分総額から推計いたしますと、その全額の交付を受けることは、一般的には厳しい状況かなと予想されます。

しかしながら、本県がこうむった甚大な被害の実態や、国におけるこれまでの大臣発言、口蹄疫対策特別措置法制定の経緯等を踏まえ、その全額について措置していただけるよう、国に対して強く要望していきたいと考えております。

○満行潤一議員 知事も懸念されるように、本当にこれは不安ですね。特交は47都道府県で決まった枠を奪い合うみたいな世界ですから、これは別な手段でもぜひ100%保証をもらうように、知事、副知事、総務部長、御努力いただきたいなと思います。

次に、行きます。復興支援策についてであります。畜産農家の現状は、経営再開するためには数多くの障害が立ちはだかっていると思います。新たに家畜を導入しても、収入を得るまでに2年、3年にかかる。資産であった処分家畜の補償はあっても、日々日々の生活支援策がないに等しいと思っています。融資制度はなかなか利用できない。経営再開支援策の充実が急

がれております。そして、雇用対策、大きな打撃を受けた畜産関連分野を中心に、雇用の維持・確保が懸念されます。その対策が急務だろうと思います。

畜産農家についてお尋ねをしますが、都農町の営農再開アンケートでは、再開希望は71%と聞いています。県では農家の意向を把握しているのか、担当部長、お願いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 被災農家の経営再開の意向の確認は、今後の復興計画の策定に当たり、非常に重要であると考えております。このため、5月の補正予算で措置した「みやぎの畜産経営再生プロジェクト支援事業」において、経営再開に関するアンケートを実施し、市町村等の御協力を得ながら、意向調査を行っているところでございます。一方、復興対策本部が行っております関係団体や市町村との意見交換の中では、7割以上の被災農家が再開の意向を示していると伺っており、大変心強く思うとともに、県といたしましても、被災農家の復興支援につきまして、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 具体的にお尋ねしますが、営農再開希望者支援はどうなるのか。離農者の対策はどうなるのか。あと、新規就農対策、高校生、農大校生、Uターン等、いろいろと希望はあるだろうと思いますが、現時点での部長の答えをお願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） まず、営農再開希望者への支援につきましては、「みやぎの畜産経営再生プロジェクト支援事業」により、経営再建を総合的に支援するチームを設置し、経営再生計画の策定や、資金・補助事業等の活用相談、飼養・衛生管理の指導や、心のケアなどを行うことといたしております。

また、新規就農者への支援につきましては、県では従来より、施設・機械導入への助成や無利子資金の貸し付けなど、営農開始に必要な支援を行うとともに、就農後には普及センター等による巡回指導など、経営定着に向けた支援を行っているところでございます。

さらに、高齢化や後継者がいないなど、やむなく離農される方については、経営品目の転換や施設の有効利用を含め、地元関係機関との連携を図りながら、十分なサポートを行ってまいりたいと存じます。

○満行潤一議員 ぜひ、よろしくお願ひしたいと思います。

影響を受けたすべての産業への支援策についてお尋ねいたします。畜産関連業種はもちろん、県内すべての地域のあらゆる産業で、口蹄疫発生に伴う移動制限やイベント等の自粛・延期で大きな経済損失をこうむっています。県内損失が年426億円と、宮大の根岸准教授は試算をされています。相当な損失額であります。特徴的な観光分野についてお尋ねしますが、宿泊のキャンセル数、観光客の動向はどうなのか、またイベント等の開催など必要だと考えますが、今後の対応について担当部長、お願いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 商工業におきましても、幅広い分野において売り上げ減などの深刻な影響が出ております。観光関係でございますけれども、県ホテル旅館組合等の調査によりますと、4月から6月の宿泊・宴会の売り上げは、前年と比べまして約15%の減少となっております。それから、みやぎ物産館等の売り上げがあるわけでございますけれども、これが前年と比べて約40%減少、そういう状況になっているところでございます。

このようなことから、現在、県では緊急対策としまして、金融支援、雇用対策等に取り組んでいるところでございますが、商工業を早急に復興させるためには、何よりも落ち込んだ消費需要、観光需要等をもとに戻しまして、県内経済活動が活況を呈するようにしなければならないと考えているところでございます。したがって、今後は、金融支援等に加えまして、市町村、関係団体とも連携しながら、誘客対策等に取り組ましまして、観光・消費需要等を喚起する対策に全力で取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○満行潤一議員 復興支援に向けた地域再生基金の造成についてお尋ねします。既存の融資制度は、元金の返済猶予はできても、金利だけは毎月払わないといけない。しかし、その金利が今、払えない、多くの中小企業からそういう声が上がっています。当面、元金・利息の返済を猶予し、また融資実行金融機関の貸し倒れリスク軽減のために基金を造成し、企業の再生・復興支援に生かすべきと考えています。社民党県議団でも知事に提案申し上げましたが、地域再生基金造成について、知事の考えをお尋ねします。また、この基金造成について当然、国から支援がなければできないわけですが、国との協議の状況についてもお尋ねいたします。

○知事（東国原英夫君） 口蹄疫対策特措法に基づく基金の設置につきましては、現段階では、国において具体的な検討が行われていないと聞いております。しかしながら、口蹄疫による影響は、発生地域の畜産に限らず、観光、流通、製造業等、県内全域のあらゆる分野に及んでおりまして、その回復には相当の期間を要することとなりますので、県、市町村におけるさまざまな取り組みを迅速かつタイムリーに、

しかも継続的に実施していくためには、基金の設置が必要であると考えております。このため、7月16日に国の現地対策本部に対しまして、本県で再生・復興のための基金を設置したいと考えていること、及び特措法第23条の措置として当該基金への財政支援を要望したところであります。また、現在、復興のために必要な対策についての意見を集約しているところでありますので、これらの内容を整理した上で、県全体の移動制限解除後を目途に、改めて支援の具体的な内容について国に要望してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 非常に大事なところで、ぜひ丁寧に国とやりとりしていただきたいと考えています。

次に、行きます。防疫従事者の状況についてであります。

先ほど知事の提案理由にもありました。先ほど西村議員の質問の中でも触れておられましたけれども、防疫に従事いただいた皆さん、大変な環境の中で作業していただいております。精神的ストレス、これはすごいものだろうと思います。死におびえる鳴き声を聞きながら、強烈な臭気の中での殺処分作業、食事ものどを通らず、夢にまで出てきたという話も聞きました。消石灰が汗や雨と反応してやけどを負ったり、先ほどあったとおり、牛に踏まれたり、くぎを踏んだりした事故なんですが、先ほど4万8,000人という数字を部長から聞いたんですが、これは国、県、市町村、それぞれの従事者数の合計なのか、もう一回確認を……。済みません、あと、けが等の労働災害の状況ですが、35件、入院2件というのは、県庁職員なのか、それとも全体の中の把握なのか、もう一回お願いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 先ほどの数字は県職員の数字でございます。

○満行潤一議員 全体の従事者数とか、けが等の労災の状況というのは把握されているんでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫防疫対策につきましては、県職員はもとより、地元市町村職員を初め、JAなど関係団体の職員、他の都道府県職員、国の職員や自衛隊員、警察官など、現場での作業を中心に多くの方々に支えられておりまして、深く感謝をいたしております。これら防疫作業従事者の数につきましては、大まかではあります、4月20日の発生以来、延べ人数でおよそ15万人に上ります。また、現地対策本部を通じて農政水産部に報告のあったけがの状況につきましては、派遣獣医師が目を牛にけられて重傷を負われたほか、骨折や打撲、石灰によるやけどなどの健康被害の報告が約100件あったところでございます。

○満行潤一議員 大変な人数で従事されておりますし、過酷な中ですから、事故もかなりあったようで、ぜひフォローをしっかりとさせていただきたいと思っています。

メンタルヘルス対策、これはどういうふうに行われているのか、担当部長、お願いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 防疫業務に従事しました県職員のメンタルヘルス対策については、従来から実施しております精神科医や臨床心理士等による相談窓口を改めて全職員に周知しまして、積極的な活用を呼びかけるとともに、所属長に対しましても、適切な指導を行うように依頼したところであります。また、ストレスの自己チェックシートを全所属に配付いたしまして、職員みずからメンタル面のチェック

をできるようにしたところであります。今後、通常業務を処理するときに、これまでに蓄積された疲労感が精神面に影響することも考えられますので、職員の健康管理に細心の注意を払いながら、必要に応じて適切な措置を講じてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 職場では、上司、そして同僚の相互チェックというのは必要かと思っておりますので、ぜひ対策のほう、遺漏のないようにお願いしたいと思います。

感染ルートの解明と再発防止策についてお伺いします。

先ほどちょっとあったんですが、もう一回、私の言葉でお願いしたいのは、感染ルートの解明の進捗率、これは一義的には国の役割だと思うんですが、国と県の役割というのはどうなっているのか、知事、お願いいたします。

○知事（東国原英夫君） 感染経路の解明は、今後の防疫体制の強化や再発防止を図る上で非常に重要でありまして、最終的には、国家防疫の観点から国の責任において行うべきものと考えております。国におきましては、家畜疾病や感染症の専門家等で構成される疫学調査チームや、新たに設置された現地調査チームにおいて、鋭意、感染経路の解明が行われておりますが、現段階では、まだ究明には至っていない状況であります。

一方、県といたしましては、蔓延防止を図る観点から、疫学調査を実施しておりまして、収集した情報を随時、感染経路究明のための基礎データとして、国に提供するなどしております。今後とも引き続き、国の調査チームに協力するとともに、発生原因や感染経路の早期解明を国に求めてまいりたいと思っております。

○満行潤一議員 知事もおっしゃいました、国

家防疫、そのとおりだと思うんです。責任がどうのこうのというのは、感染ルートがはっきりしていない、解明できていないのに、発生した、はい、発生したところの責任ですよと言われると、これはやっぱり難しいと思うので、国家防疫という観点で本県からも、感染ルートの解明についてしっかり協力もしながらお願いしたいなと思っています。

拡大防止策についてなんですけど、市町村で防疫マニュアルを作成しているところ、していないところがあるようなんですけども、全市町村の防疫マニュアルの作成、そして当然、予行演習というのが必要じゃないかと思うんですが、今後、県としては検討する考えなのか、知事、お願いいたします。

○知事(東国原英夫君) 本県では、平成10年に口蹄疫防疫マニュアルを策定し、その後、平成12年に発生した口蹄疫への対応状況を踏まえ、平成15年に改訂したところであります。今回のように、家畜の飼養密度が高く、大規模経営が進展した地域において発生した場合には、市町村や関係団体等、そして県との緊密な連携や迅速な対応が極めて重要になります。また、国からは、今回の本県での発生状況等を踏まえて、疑似患畜と判定後24時間以内に殺処分を終了することなどを定めた新たなマニュアルが示されたところであります。

このようなことから、県においても、今回の防疫対策を徹底的に検証し、防疫マニュアルを見直すとともに、市町村にも地域の実態に応じた防疫マニュアルの作成指導を行ってまいりたいと考えております。また、県と市町村が連携した防疫演習等を積極的に実施するとともに、市町村間の防疫協定の締結等について推進してまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 よくわかりました。

感染再発防止策についてであります。県の川南支場、家畜改良事業団でも発生してしまいました。防疫の困難さを示す事例かなと思います。理想的な防疫体制であったはずのこれらの施設でもなぜ口蹄疫を防げなかったのか、原因究明はどうなっているのか、担当部長、お願いいたします。

○農政水産部長(高島俊一君) 川南支場や家畜改良事業団におきましては、日ごろから万全な防疫対策を講じておりましたが、残念ながら、川南支場においては4月28日に、また家畜改良事業団においては5月14日に、疑似患畜の発生が確認されたところでございます。これらの発生につきましても、現在、国の現地疫学調査チーム等による原因究明が行われておりますが、現在までのところ、感染経路の究明には至っていない状況でございます。

○満行潤一議員 今後の対策に生かせる事案だと思いますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

あと、獣医師の確保とか、そういう話をちょっと申し上げたいと思います。今まで本県は、獣医師が足りないということでもいろいろと取り組みをされてきていると思いますが、もう一回、これまでの取り組み状況をお尋ねします。あと、獣医師の不足数は幾らなのか。また、今回の口蹄疫に伴って新たなニーズが出ました。大きなニーズがふえたということになるだろうと思いますが、農政水産部の職員増というのは考えられないのか、また家畜保健衛生所は、県内3カ所体制でいいのか、この体制を強化する考えはないのか、担当部長、お願いいたします。

○農政水産部長(高島俊一君) 公務員獣医師

の確保につきましては、本県に限らず、全国的に見ても厳しい状況にあると認識をいたしております。このため本県では、これまで県内外の大学を訪問し、大学主催の就職説明会での勧誘を行うとともに、インターンシップの受け入れ等により、県獣医師業務の理解の醸成を図っているところでございます。加えて、平成21年度からは、獣医学を専攻し、県獣医師として就業する意思のある学生に対し、月10万円の奨学金を給付する事業を開始するなど、県獣医師の確保に努めているところであります。また、県職員採用試験におきましても、昨年度から、試験を複数会場で実施するとともに、他の職種よりも高く設定していた採用年齢の上限を45歳に引き上げ、さらに1回目の採用試験で予定数が確保できない場合には、同じ年度内で2回目の採用試験を実施するなどの工夫を行っているところであり、その結果、本年4月時点では、農政水産部における獣医師はおおむね確保できている状況にございます。

それから、家畜保健衛生所をふやす考えはないのかということですが、今回の発生は、畜産農家のみならず、地域経済に甚大な影響を与えておりますことから、その復興対策につきましても、被災農家の支援や地域経済の活性化など、総合的な取り組みを進めることが重要であります。このため6月28日には、知事を本部長とする全庁横断的な復興対策本部を設置して、全庁挙げて復興対策に係る基本方針の策定に取り組んでいるところでございます。家畜保健衛生所につきましては、防疫体制の強化を目的といたしまして、検査棟の新設等の整備を21年度までに行うとともに、本年度中には延岡家畜保健衛生所の移転整備を行うこととしており、これらの施設の効率的な運用により、伝

染性疾病の発生防止に努めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 農政水産部の職員増というのは答えがなかったんですけども、これは今後ぜひ検討いただきたいと思います。とてもじゃないが、やれないと思うんです。職員の皆さんは県の財産ですけども、ばたばたと倒れられても困るし、早期退職されても困るので、ぜひ職員の増というのを考えていただいて、仕事のしやすい環境をつくっていただきたいと思っています。

韓国や台湾の直行便が、知事が就任されてからできました。海外と往来する旅行客がかなりダイレクトに宮崎に入り、行き帰りができるようになる、そういうことなので、こういう人たちの対策——絞れば、空港での防疫対策というのが非常に大事なのかなど。空港へ行ってみますと、マットしかないし、本来、防疫、検疫は厚生労働省の役割なんでしょうけれども、直接、流行している感染国からの出入りがある宮崎空港は、防疫体制が薄いのかなと思うんですが、担当部長、いかがなんでしょうか。

○県民政策部長（山下健次君） 確かに御指摘のように、現在の国際線の就航しております空港における動物の感染症の防疫は、農水省の動物検疫所が実施しております。その内容としては、消毒マットの設置、そして靴底消毒だけでございますけれども、あと、空港ビルが独自に——これは国内線も含めてですが——ボーディングブリッジ等の消毒はやっているんですが、御指摘の点も踏まえれば、今回の口蹄疫の感染ルートの解明とあわせて、こういった検疫の方法についても当然、検討は必要になってくるかと思われま。

○満行潤一議員 武井議員から、県内のゴルフ

場に日本にない雑草が生えているという話を聞いたので、執行部に聞いたんですけども、確認できないということのようなんですが、本当は、土とか持ち込んだらいけないんでしょうけれども、よく考えたら、あのシューズは検査しないですね。そういう意味では、一方では一生懸命、幹線道路でとめて全車両消毒とかしていますけれども、どうもあちは手薄だという気がしております。国との協議でも、ぜひこのあたりはチェックしていただきたいなと思っています。

次に、家畜伝染病予防法の改正についてなんですけれども、発生農家責任というのが明確にうたわれていますが、先ほども申し上げたように、当然、国の責任の明確化というのが必要だと思うんです。大規模営農した現状で、発生しました、土地を確保して埋めなさい、これでは対応しようといったって対応できないんだろうと思うんです。豚10万頭とか営農しているのを認めながら、発生した、はい、あんたたちは法律に基づいて埋めないかんよ、これは困難な話だろうと思います。知事はそのあたりはどう考えていらっしゃるのか、見解をお尋ねします。

○知事（東国原英夫君） 今回の口蹄疫のような法定伝染病については、国家防疫の観点から、最終的には国が責任を持って対応すべきものと認識しております。今般、特措法が制定されました、国の責務として、口蹄疫の蔓延を防止するための措置を講じることが定められたところではありますが、その一方、強制殺処分など国家防疫として行われるべき事務が都道府県の法定受託事務として定められているといった、根本的な問題が残っていると考えております。県といたしましては、今後、今回の防疫措置の検証等を踏まえまして、地域の実態や、未曾有

の被害が発生した本県の経験が家伝法の改正等に生かされるよう、国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 現状に即応した法の改正というのは必要だろうと思います。ぜひ、本県からそういうメッセージを送っていただきたいと考えています。

あと、提案なんですけれども、国、県——宮崎県ですね、発生した宮崎県が持った今回のノウハウを生かして、国、宮崎県の防疫支援機動班——私が勝手につけましたが——を創設してはどうかという思いです。イメージは、消防とか警察が災害救助レスキューとか持っていますね、東京消防庁とか災害が出たらぼんと飛んでいって、そこで支援をする。そういう機動部隊を国と県でつくって、全国、発生したところへすぐ行けるような状況にならないのかなど。そういう組織の創設というのを国と協議いただきたい。そのことが、本県が全国から受けた御恩返しにもなるのかなと思うんですが、知事、いかがでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 今回の口蹄疫の発生を踏まえまして、家畜伝染病の蔓延防止は、ただ単に発生県や地域の問題ではなく、日本全体にかかわるものであり、まさに日本の畜産を守る国家防疫であることを確信したところであります。

一方、今回の防疫措置の実施に当たっては、国や各都道府県との機動的な連携等、大規模畜産地帯における防疫対策について貴重な経験を蓄積したと考えております。これらの経験を踏まえ、国家防疫の観点から、国と県の連携のあり方や、初動防疫を迅速かつ徹底して行うための体制づくりについて、国に対して、課題の提起や提案等を行ってまいりたいと考えておりま

す。

○満行潤一議員 もう一つ、知事に提案なんです、疑似患畜の診断機関を増設、充実したらどうかと考えるんです。動物衛生研究所海外病研究施設は小平市にあります。この1カ所しか日本では検査、診断ができないんですけれども、やっぱり1日がかかりですね。特に、宮崎から最終便に間に合えばどうかいいみたいで、間に合わんときには陸路では運べないような状況にあります。本県を入れて南九州は畜産県です、この中に置けないのかなど。当然、こういう施設を持ってくるとなると、地元の大反対に遭って、かえって都会にあったほうが便利だということも言えるのかもしれないんですけれども、どうしても今の小平市1つでは、それこそもし本当のパンデミックだったらやっておられないという状況になるだろうと思います。6月からは、写真判定でやったり、いろいろしているんですが、それにしても疑似患畜の診断機関の増設、拡充というのは必要じゃないのかと、今回の口蹄疫発生を見て私はそう感じるんですが、知事、いかがでしょうか。

○知事(東国原英夫君) 口蹄疫の検査は、ウイルスが施設外に漏出しないように特殊な施設が必要であり、我が国でもこの検査機関は、東京都小平市にあります動物衛生研究所1カ所のみとなっております。仮に、大畜産地帯である南九州や本県に検査施設を誘致した場合、九州各県もしくは西日本全域から本病を疑う検査材料が持ち込まれることになり、万が一のリスクを考えると、誘致については慎重に検討すべきだと考えております。

○満行潤一議員 誘致は難しくても、福岡とかどうかかならんのかなど。ぜひ、今後検討すべきかなど。今から調べないかんことでしょうか

れども、海外病研究施設は、日本じゅうから物すごい検体が来ているはずで、対応し切っていない、かなりおけていると思うので、今後のことを考えて、もう一回、検証が必要かとは思っています。ぜひ、御検討していただければありがたいと思います。

地産地消のさらなる推進についてであります。

先ほど壇上でも申し上げましたが、家畜飼料、稲わら等の国産化、地産地消というのは、避けて通れない課題だと思っております。そうはいっても、家畜飼料の100%というのは、かなりハードルが高いと思うんですが、現状と課題について、担当部長にお尋ねします。

○農政水産部長(高島俊一君) 本県は、粗飼料の自給率は89%と、全国平均79%を上回るものの、トウモロコシなどの輸入飼料を給与する豚や鶏の飼養頭羽数が多いため、飼料全体の自給率は24%と、全国平均26%を下回る状況にございます。このため、これまでも粗飼料につきましては、国産100%を目標に、飼料用トウモロコシや飼料用稲の作付面積を拡大するとともに、飼料生産を受託するコントラクター組織の育成に取り組んできたところでございます。県といたしましては、粗飼料のみならず、輸入依存度の高い濃厚飼料についても自給率の向上を図るため、飼料用米の作付拡大や焼酎かす等の食品残渣を利用したエコフィードの積極的な活用を進めてまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 24%ということですから、かなりハードルは高いんですけれども、これはやるしかないと思いますので、ぜひ御努力をいただきたいと思います。

あと、稲わらの県内自給率100%という目標はずっと掲げてあるとは思いますが、100%のめ

どというのはどうなっているのかお尋ねします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本県の稲わらの需給状況は、平成21年度においては県内産が約8万3,600トン、県外産が3,800トン、輸入稲わらが8,600トンで、県内産の割合は87%となっております。このため、今回の口蹄疫発生を機に、これまで以上に安全・安心な畜産物の生産体制を構築するため、4月及び6月補正予算で措置した「稲わら確保緊急対策事業」や「県産稲わら等生産供給体制緊急整備事業」を活用して、飼料用稲や飼料用米のさらなる増産を行うとともに、稲わらの飼料としての利用を促進し、県内産稲わらのみで自給率向上を目指してまいりたいと考えております。

なお、県内産稲わらを100%自給するには、畜産農家のみならず、関連業界の方々の理解と意識改革が重要でありますことから、関係者への意識啓発にも取り組んでまいりたいと考えております。

○満行潤一議員 めどはいつかというのはお答えにならなかったんですが、本県産は8万3,600トン、輸入が8,600トンですので、もうちょっとだと思えます。ぜひ、せめて100%の国産化、国内化というのを急いでいただきたいなと思っております。

ちょっと具体的な話を一つ。飼料用稲わらの補償についてなんですが、児湯地区の契約をしてつくっていらっしゃる方が今後収穫をするんですが、どうなるのか、売れるのか、補償というのはそのときはどうなるのか、担当部長、お願いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 家畜が処分された農家におきましても、経営再開後には飼料が必要となることから、来年の収穫時期までに

利用する飼料を確保しておくことが重要であります。このため、飼料用稲の作付を行った農家におきましては、関係機関・団体と連携しながら、まずは、経営再開予定の畜産農家と飼料用稲の作付農家とのマッチングを進め、確実な供給先の確保に努めるとともに、供給先の確保が難しい農家については、鶏等のえさとなる飼料用米に用途を転換し、養鶏業者等に供給できるよう調整するなど、取り組みのメリットが最大限受けられるように支援してまいりたい、そのように考えております。

○満行潤一議員 わかりました。よろしくお願いします。

次に、義援金の配分についてお尋ねします。

先ほど西村議員から出ていたんですが、具体的に、7月末までの寄附金と8月からの寄附金は違うというふうに知事がおっしゃっておられたのを聞いたんですけども、7月末までは被害を受けられた畜産農家について募集している、8月からはそれを撤廃するというふうに言われていると思うんです。7月末での寄附金の配分計画は、先ほどの担当部長の答えなのかなと思うんですが、8月から以降寄附された義援金の配分計画というのはどうお考えなのか、知事、お願いします。

○知事（東国原英夫君） 7月いっぱいには被災農家の方たちというような名目で、その後は広く地域経済の再生・復興のために使わせていただくという意図で義援金をお願いしようかなと思っておるところであります。また、その配分については、委員会の判断等々を参考にさせていただきながら、基本的には委員会が決めることなんですが、広く地域経済の再生・復興に使っていただきたいというふうに考えておるところであります。

○満行潤一議員 7月までにはかなり集まりそうですが、8月以降も相当な金額が集まるといなどと考えております。

最後になりますが、心と教育分野のケアについてお尋ねをします。

口蹄疫が発生して、「こころと身体健康支援チーム」というのが発足しておりますが、この実績を簡潔にお教えいただきたいと思えます。担当部長、お願いします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 「こころと身体健康支援チーム」につきましては、6月7日から、地元市町と分担をしながら、口蹄疫発生農家と、家畜がワクチン接種を受けた農家の皆さんに、電話による聞き取り調査を行っているところであります。7月14日までに、県が実施を担当する692戸の農家のうち536戸に聞き取り調査を実施し、うち114戸の農家について、何らかの対応が必要と認められたところであります。114戸の内訳としましては、医療機関での受診を勧めたもの10戸、個別訪問が必要とされたもの35戸、観察あるいは見守りが必要とされたもの31戸、再度の電話が必要とされたもの38戸となっております。これらのうち、緊急にケアが必要と判断された26戸の農家に対しては、地元市町と連携し、医師や保健師による個別訪問を実施したところであります。

○満行潤一議員 大変いい取り組みをしていたのだなと思っております。

あと、教育委員会にお尋ねしたいんですが、小・中・高・大学生の教育費などの修学支援、これは常任委員会の中でも意見が出ておりましたが、被害を受けた農家の所得というのはかなり逼迫している、かなりそういう方々がおるといことで、県教育委員会としてどういう取り組みができるかという意見も出ておりました。

これらの教育費などの修学支援について、本日までどういう取り組みを教育委員会でされたのか、お尋ねいたします。

○教育長(渡辺義人君) 県教育委員会では、口蹄疫被害に対する高校生、大学生の修学支援策といたしまして、県育英資金緊急採用制度の活用について、メディア等を通じて広く周知を図っているところであります。その結果、緊急採用制度の現在の採用状況であります。高校生が10名、大学・短大生が7名、専修学校の学生が3名の計20名となっております。

また、被害世帯の経済的負担の軽減に配慮するために、教材費やPTA会費等の納入の猶予などにつきまして、各県立学校長に依頼しますとともに、家計が急変した家庭の生徒に対する修学相談や進学相談等にきめ細かに対応できるように、各県立学校に修学相談窓口を設置しているところであります。

さらに、これは委員会からも要望のあったことでありますけれども、口蹄疫により家計が急変した本県出身学生に対する授業料減免などの修学支援措置につきましても、知事と教育委員長の連名で、国立大学協会、日本私立大学団体連合会など9団体を通じて、全国の大学、短期大学、高専等に対して要請を行ったところであります。以上です。

○満行潤一議員 わかりました。これで質問を終わります。

知事のブログをきのう見ていたんですけど、知事のブログ、最新のは、読売新聞記者に対する非常に長い、力の込めたブログの内容になっていたんですが、思いはほとんど一緒です。おっしゃるとおりだろうと思います。ただ、西村議員も言いましたけれども、今この段階で国、とりわけ大臣とトラブルがいいのかな

という不安を持つことは持ちます。有名な方々がいっぱいブログで知事のブログを紹介していただいております、泉谷しげるさんのブログを見ただんですが、明快に書いておられます。それに75件ぐらいコメントがついていまして、それを丹念に読んだんですが、一つは知事と山田農水大臣とのバトルみたいな中に、もう一つは自民党対民主党の感じが書いてあって、大部分の人たちは泉谷しげるさんのブログの読者だけれども、ほとんど知事のブログを見ているという方々のコメントでした。いろいろ書いてあって、私の立場では深入りできない部分もあったんですが、ただ一つ目についたのは、「知事、大変な状況だけれども、ぜひ知事を先頭に、本県の復興支援、今からだ。頑張っていたきたい」というコメントがありました。まさにそのとおりだろうと思います。知事を先頭に今後、本県の復興支援、頑張らなきゃなりません。一丸となって頑張ることを、ここでまた表明して、私のすべての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 以上で午前の質問は終わります。

午後は1時再開、休憩いたします。

正午休憩

午後1時0分開議

○蓬原正三副議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、松田勝則議員。

○松田勝則議員〔登壇〕(拍手) 新みやざき、松田勝則でございます。

28万8,643頭、この命が7月13日現在で宮崎県から奪われたこととなります。この中、家畜だけではなく、きのう西都の方に伺いまし

たら、ペットとして飼っていた偶蹄類もこの数に入っているということで、家畜を奪われた畜産農家の痛みもさることながら、自分のペットを奪われた方々、また、朝夕、通学、通勤の途中に見かけていた牛、豚たちを見られなくなった子供たちの心、まさに今回の未曾有の惨事は、経済的打撃だけではなく、県民の心に大きなショックをもたらした、宮崎県が忘れてはならない事項だと思います。また、宮崎県内の風景も変わりました。一番変わりましたのが、皆さん御存じのように、幹線道路を車で通行する場合に所々方々に設けられた消毒ポイント、これが日に日にふえていきました。この数を見るに従い、あるいは我が車が消毒を受けるに従い、今回の口蹄疫の深刻さを目の当たりにしたところです。

ちなみに、私は朝、車で延岡から県庁へ通勤をしております。そのときに、一つだけ口蹄疫に起因する、風景が大きく変わった場所があります。ちょうど延岡から宮崎までの1時間の間で、中間地点の児湯郡あたり、大変強烈な畜舎の、いわゆる農村の香りがしておりました。このにおいをかぐと、寝ていても、大体30分ぐらい過ぎたな、児湯郡を通っているなと思ったんですが、今そのにおいさえも全くしていません。今になって思えば、あのにおいも宮崎県の豊かな経済の一つの指針であったのかな、このように思っております。今に思えば、においでなくて香りであったかとさえ思っております。こういった思いを胸に、奪われた命に対する畏敬の念、それから、被害に遭われました畜産農家、また、すべての影響を受けた県内外の方々、県職員の方々へのお見舞いと畏敬の念を示しまして、質問に入らせていただきます。

まず、市町村が実施している口蹄疫防疫対策

への費用の補てんについてです。

4月20日の発生から数えて本日で91日、予想を超えた口蹄疫感染により、県内の各自治体では、感染防止事業や農家の支援などに多額の費用を費やすことになったのは、県も市町村も同じことです。県は、第5次までの緊急対策で約50億円を計上いたしました。また、市町村も、少なからず予算を費やしております。その内容ですが、このようなことを聞き取りによって伺っております。まず、出荷遅延対策としての飼料代の助成、あるいは価格の安定、あるいは購買者の方への運賃の助成、あとは畜舎といったものの整備、市場の活性化、人工授精の遅延、職員の人件費、あるいは復興対策になるんでしょうけれども、PRとして消費拡大のためのイベント、そして商品券の発行などが挙げられております。その内容、市町村の出費を見てください。7月6日現在で、発生しました宮崎市2億4,000万円、都城市13億円、えびの市1億1,000万円、新富町1億8,000万円、また、発生はしてありませんが、延岡市は1億3,200万円、どの市もそれぞれの予算をはるかに超過する予算を組んでおります。こういった口蹄疫関連費用は、どの市町村でも今年度の畜産業費を超過し、今後の市町村財政運営に大きな支障を来すことが懸念されております。6月4日に施行された口蹄疫対策特別措置法では、都道府県が行う消毒、埋却、損失補てんに係る費用の全額負担が明示されております。しかし、再三再四にわたる知事の要望は、4月27日以降6月12日までに9回に及ぶと聞いております。その知事の陳情要請でも、「口蹄疫対策に対する費用は、その全額を国費で措置すること」と大きく掲げてあります。されど、いまだ明確な予算配分が示されず、不安な声が上がっております。

そこで、知事に伺います。市町村が実施した口蹄疫対策にかかわる費用に対し、国からどのような手当てがなされるのか。また、県はもとより、県内各市町村では、申しましたように不安な声が上がっていますが、県として、財政援助の確保に向けてどのように働きかけているのかを伺います。

後は、自席にて質問させていただきます。

(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] お答えいたします。

市町村の防疫対策費用についてであります。市町村が負担している防疫対策費につきましては、主に消毒ポイントの運営経費であると考えております。これらに係る費用のうち、消毒薬の費用については、家畜伝染病予防法に基づき、国が全国負担し、消毒に必要な資材や運営費用等については、その2分の1を国の交付金で対応することで進めております。しかしながら、国に対しましては、これまでも特措法の趣旨に基づき、その全額を国で負担していただけるよう、あらゆる場面を通じて訴えてまいりましたが、今後とも引き続き、国の交付金等の措置により地方負担が残らないよう訴えてまいりたいと考えておるところであります。[降壇]

○松田勝則議員 先ほどから、地方負担が残らぬよう訴えかけていく、あるいは訴えかけているということですが、感触はいかがでしょう。実際、地方負担が残るとなると、かなりのダメージをもたらすことになると思いますが、その獲得に向けて、知事の意気込みをお示しいただきたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 手ごたえといいますか、感触としては、国が対策としては万全を期すと、地方には迷惑をかけないと、そういう言

葉しかいただいていないので、ちょっと感触としてはわからないんですが、いずれにしろ、国が責任を持って、地方に迷惑をかけないということで、地方負担をなるべく減らすように、これからも国に対して強く要望していきたいと考えております。

○松田勝則議員 その結果を各市町村は待っておりますので、いち早い情報の伝達をお願いしたいと思います。

続きまして、総務部長に伺います。今回の歳入予算で、地方交付税を約50億円見込んでおりますが、これまでの口蹄疫対策に対して、県が財政調整積立金を取り崩して負担する額は幾らになるのか、お聞かせいただきたいと思えます。

○総務部長（稲用博美君） 口蹄疫対策につきましては、今回提案しております補正予算案を含め5回の補正予算の総額は592億2,517万円となっております。その財源は、国からの補助金等が474億9,400万9,000円となっております、これを除きました117億3,116万1,000円が県の負担額、いわゆる一般財源となっております。この一般財源から今回歳入予算として計上いたしました地方交付税の50億円を控除した67億3,116万1,000円が財政調整積立金の取り崩し額であります。

○松田勝則議員 このような取り崩しがあるということなんですが、本年度の予算について、口蹄疫関連以外の予算が削減あるいは執行停止になるんじゃないだろうかという声が、県内の各所から上がっております。特に第1次産業に従事する方々から、自分たちの分野の予算が削られるげな、あるいは事業が停止になるそうなどといった、一部風評も出ているように聞いておりますが、この部分はいかがでしょうか。総務部

長、お願いいたします。

○総務部長（稲用博美君） 口蹄疫対策につきましては、これまで5回の補正予算で計上した防疫対策や発生農家対策に加えまして、今後、口蹄疫復興対策として相当規模の予算について検討していく必要があるというふうに考えております。したがって、このままでは基金が枯渇しまして、来年度予算を編成することも難しくなるなど、非常に厳しい事態を迎えることが想定されております。そういうことで、毎年、年度当初に全部局へお願いをしております予算の効率的かつ効果的な執行について、より一層徹底するとともに、口蹄疫対策への対応のための執行の一部が困難となりました事業の見直しなど、さらなる節約や工夫をお願いしているところであります。今後とも、全庁を挙げた口蹄疫対策、復興対策に向けまして、効率的・効果的な事業の推進や検討に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○松田勝則議員 各部署への節約あるいは事業の見直しということですが、県は私たちが議員になってからも再三そういった見直しを進めていて、いわば乾き切ったぞうきをまた絞るといようなことを県の職員に課しているのかと思います。その中でどれだけの節約ができるかわかりませんが、ぜひ頑張ってくださいと思います。

また、知事に伺いましたが、同じく総務部長に伺います。国の特別交付税、その決定が12月で、交付が来年というふうに伺っておりますが、大体国の持っている交付税の枠が決まっている中で、今、日本じゅうでこれだけの、しかも人命が失われる災害が多発しております。その中で、宮崎県が望むだけの地方交付税が果たして獲得できるのか、あるいは今後の動きをど

う見込んで国に働きかけようとしているのか、改めて伺います。

○総務部長（稲用博美君） 口蹄疫対策に係る特別交付税につきましては、12月に交付される予定でありまして、県負担額約117億円のうち、どこまでがその対象になり、幾ら交付されるかということにつきましては、これから国において検討されるものと思いますが、要望額の全額を交付いただくということは、一般的には厳しい状況が予想されます。また、口蹄疫対策特別措置法による地域再生基金の創設等につきましても、いまだ国から方針が示されておらず、その規模や県の負担割合なども詳細が不明であります。畜産を初め本県がこうむりました甚大な被害の状況を踏まえ、また、早期の復興を図るためにも、特別交付税による県負担額への全額措置や、地域の再生・復興に対する財政支援などにつきまして、国に対し、十分な財政措置を講ずるよう、強く働きかけていきたいというふうに考えております。

○松田勝則議員 先ほど、知事からも、終息に向けての日時の御回答がありました。7月27日というような日にちが定められたわけですが、火が消えようとしている今、火が消えてしまった後、我が宮崎県はどのように復興していくか、そのための軍資金の提示が一番必要になるかと思えます。再三再四、国に対しては、要望、陳情あるいは働きかけを行っていらっしゃると思いますが、なお一層の努力をお願いしたいと思います。

続きまして、農政水産部長に伺います。稲わら対策についてです。

当初、口蹄疫の発生源の一つにも挙げられた稲わらですが、今回の口蹄疫に対する緊急事業でも、稲わら確保緊急対策事業として8,400万円

を計上され、輸入稲わらから自県産稲わらへの転換を図ろうとされています。満行議員の質問の中にもありましたけれども、今87%が県産で、あと少しで100%自県産の稲わらを使うことができるということなのですが、いま一度伺います。前回の口蹄疫発生後の稲わら対策とその成果について伺いたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 平成12年の口蹄疫発生を受けまして、県においては、飼料用稲の生産拡大に取り組み、作付面積の目標を2,000ヘクタールとして、「飼料イネ生産拡大推進体制確立事業」等により、飼料用稲種子の確保や飼料用稲の生産機械等の整備を実施してきたところであります。この結果、平成21年には、飼料用稲の作付面積は2,049ヘクタールとなり、平成12年に国内産で62%であった稲わらの自給率は、平成21年には91%となっております。

○松田勝則議員 前回、10年前の対策の御努力のかいもあって、62%から91%へ県内の稲わら自給率は上がったということなのですが、では今回の対策の具体的な内容について伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫発生を機に、これまで以上に輸入稲わらに依存しない安全・安心な畜産物を生産するために、4月の専決予算で措置させていただいた「稲わら確保緊急対策事業」によりまして、新たに飼料用米を作付拡大し、その稲わらを家畜飼料として利用した場合に助成を行い、面積拡大を図ることといたしております。さらに、6月補正の「県産稲わら等生産供給体制緊急整備事業」によりまして、作付拡大した飼料用米の収穫や保管に必要な機械・施設等を整備する営農集団や農業生産法人に対して、経費の一部助成を行うこととしております。

○松田勝則議員 私は、今回の質問の中で、宮崎県があと9%で稲わらの自給率100%になる、そこまできていたんだとしたら、その勢いをもって他県へも稲わらを生産できる県としての転化はできないかということを知りたいと思いましたが、実は日本じゅうで稲わらを必要とする県が、畜産県である本県と鹿児島県のみで、稲わらを産業として見込む余地がないということだったんです。しかしながら、やはり安心・安全の宮崎の農産物、そのために足元を固めることがまず第一かと思えます。あと9%ですが、ぜひ自信を持って宮崎県産の稲わら100%の自給を一挙にやっていただきたい、このように思っております。

続いて参ります。次は、総務部長に伺います。今までに、多額の寄附金あるいは義援金といったものが寄せられております。本当にありがたいことだと思っております。私たち県会議員の中でも、福井県の県会議員さんたちが駅前ですら義援金の募金活動をしていただいたという話も伺っておりますし、また県内では、至るところで子供たちが、あるいは高校総体、中学総体に出られなかった子供たちが、スタメンの選手と同じ気持ちで、ユニフォームを着て店頭で募金活動をしている姿に頭が下がる思いでした。また、東京でも毎日のようにイベントが開催されておりますが、在京の県人会のおかげで、さまざまなイベントにおいて、口蹄疫の義援金の募金場所を設置していただいている等々の報告もいただいております。現在の県に対する寄附金の受け入れ状況とその活用について伺います。

○総務部長(稲用博美君) 「ふるさと宮崎応援寄附金」など、県に対する寄附金につきましては、法人や個人等から寄附の申し込みをいた

だしているわけですが、口蹄疫発生以降、7月16日現在で、約4,400件、約3億円を受け入れているところであります。また、寄附の申し込みをいただいた皆様からは、被災畜産農家に対する大変温かい励ましや本県の取り組みに対する応援の言葉などもいただいております。心から感謝しているところです。寄附金の活用につきましては、従来、県が行う重点施策を初め、各種施策に活用させていただいておりますが、今回は、寄附をいただきました皆さんの御意思に沿うように、復興支援を含め、広く口蹄疫対策のために有効に活用させていただきたいというふうに考えております。

○松田勝則議員 ふるさと納税など、寄附金というカテゴリーのお金に寄せられた善意は、復興についてすべての分野で使うことができるということかと思えます。そうしますと、義援金が現在、どれぐらいの受け入れ状況で、その配分対象がどうなるのか、被害を受けた畜産農家にのみ限定されるのか、この部分を福祉保健部長に伺います。

○福祉保健部長(高橋博君) 義援金の現在の状況でございますけれども、7月16日現在で21億1,900万円余りとなっております。次に、配分対象についてでございますけれども、宮崎県口蹄疫被害義援金につきましては、畜産農家への支援を目的として募集を行っており、現在までに殺処分や移動制限・搬出制限を受けた畜産農家に対して、約9億5,000万円の配分を行ったところであります。口蹄疫被害によるさまざまな影響につきましては、市町村等からお伺いしているところであり、今後の義援金の取り扱いに関しては、寄附をいただいた全国の皆様の気持ちを尊重しながら、被害地域の深刻な実情を十分踏まえ、配分委員会で協議・決定してま

いりたいと考えております。

○松田勝則議員 収入源を断たれ、あすの米さえもないと悲痛な声を上げていらっしゃる被害農家の方にとって、今回の義援金は大変ありがたいことであったと感謝をしております。義援金のほうは、1次配分で20万円、2次配分で10万円、計30万円がそれぞれ県内の農家の方々に行き渡ったと聞いておりますが、さて、この義援金について、いただいた農家のほうからこんな質問がありました。農家に配分された義援金あるいは寄附金は課税されるのかどうかということなのですが、これについてお伺いしたいと思います。

○福祉保健部長（高橋 博君） 義援金につきましては、所得税法基本通達で、葬祭料、香典または災害等の見舞金で、その金額がその人の社会的地位、贈与者及び受贈者の関係などに照らして相当と認められる場合には、非課税として取り扱うとなっております。原則、災害等の見舞金には所得税はかからないと聞いております。

○松田勝則議員 同じく、今度は被害農家に対する補償金について、同様に課税されるのか否か、こちらは農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） 発生農家並びにワクチン接種農家に対して支払われる補償金につきましては、現在のところ、課税されることになっております。しかしながら、この補償金につきましては、畜産農家の経営再開のための重要な資金であることから、国において非課税措置のための税制改定検討がなされていると伺っております。県といたしましても、引き続き国に対して、非課税への改定がなされるよう強く要望してまいります。

○松田勝則議員 大変大きな課題ですので、ぜひ要望のほう、またその情報の公開をいち早く

お願いしたいと思います。

続いて参ります。先日の質問でもありました、現場での作業補助職員、口蹄疫防疫作業への動員についてです。

県職員に限って伺います。県職員の口蹄疫防疫作業への延べ動員人数及び心身にけがなどを負った数について、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫防疫対策においては、県職員は、獣医師が殺処分を行うほか、一般職員が殺処分の補助作業や埋却作業などに従事してきたところでございます。これらの動員人数につきましては、大まかではありますが、4月20日の発生以来、延べ人数でおよそ4万8,000人に上ります。また、現地対策本部を通じて農政水産部に報告のあった県職員のけがにつきましては、石灰によるやけどが多く、このほか、牛に足を踏まれ骨折したもののや熱中症などを合わせると、全部で35件でございます。さらに、職員の健康管理の観点から、総務部において職員への調査を行ったところ、6月30日現在で396件の報告があり、このうち、不眠等の精神的症状の報告は9件であります。

○松田勝則議員 過酷な労働下、少なからず心身の健康被害があったということなのですが、実際、私たちが、県の職員さんが、現場の状況を知ることは大変重要であり、大事であったと思うんですが、多い人で4回、5回といった出勤の回数を見ると、これを県民に請け負わせることはできなかったのかという疑念が持ち上がります。特に宮崎県の場合は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業の適用になっておりますが、口蹄疫が発生しました4月20日時点、我が県が執行可能な残額はどれぐらいあったかと申しますと、33億1,100万の基金を持っておりまし

た。この基金を使って、今、この不況下にあえぐ県民に、防疫作業に従事してもらうことはできなかったのかを伺いたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 緊急雇用対策基金の活用につきましては、疑似患畜の殺処分や埋却作業の期間中は、蔓延防止の観点から、発生農場等の方には外出や他の畜産農家との接触について自粛をしていただいていることから、防疫作業は、国、県や市町村の職員あるいはJA等の関係団体の職員を中心に行ったところでございます。なお、農場での消毒作業が中心となった7月からは、基金を活用して、農家や農場等の失業者の雇用を図っているところでございます。

○松田勝則議員 蔓延防止ということで、一般の方、また多くの方の出入りを防ぐという趣旨はよくわかったんですが、よく伺いますのが、農家出身の方あるいは建設業に従事していらっしゃる方が、やはり場所の移動制限があるんだったら、いわゆる昔、飯場と言っておりました、専従の居住施設をつくってでも私たちはそれに従事すると、そういった施設がある、あるいはホテルから現場への移動ということでも幾らでも応援したのにというような声も聞きました。当初の予防体制の中で万全を期したと思うんですが、やはりこれだけ県民に対する影響の大きかった現状を見ますと、この臨時特例基金をいち早く使われてもよかったのではなかろうかと思います。また今後、どのような災害があるかわかりませんが、こういった県民に対する益のあることは、いち早く御利用いただきますよう要望しておきます。

続きまして、警察本部長に伺います。防疫支援活動やそれに付随する警察活動に対する住民の反応について伺いたいと思います。県外から

かなりたくさんの方の警察官が、応援部隊として我が県にやってきてくださいました。伺いましたら、警視庁を初め関東以南の各県警から、400人、500人といった規模の方々が宮崎県に入り、3日あるいは3週間といったスパンで、当県で目に見えぬ敵と戦っていただいたということです。また、大変過酷な労働下であったと思うんですが、その中で、少し心の支えになったのは、多くの県民から、そういった県外からの応援部隊に対して支援の声があった、あるいはほほ笑ましい光景が見られたということですが、どのように警察で把握しておられるのか伺いたいと思います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 警察におきましては、4月20日に知事の協力要請を受け、直ちに発生現場周辺の立入制限及び消毒ポイントにおける防疫活動の支援に当たったのを初めといたしまして、見舞金支給に伴う警戒等、さまざまな警察活動を展開してまいりました。また、被害の拡大に対応するために、これまでに20都府県の警察から部隊の派遣を受けまして、現在、400人を超える県外部隊の応援を得ているところであります。こうした活動の中で、放火事件が発生いたしました際には、消毒ポイントに配置されておりました管区機動隊員が現場周辺の交通整理に当たり、事件の早期解決に貢献したということや、また、所在不明高齢者を発見保護するといった支援活動以外の事件・事故についても、積極的に対応しているところでございます。これらの警察活動に対しまして、ねぎらいのお言葉をいただきますとともに、お茶やおにぎり等の差し入れや休憩場所の提供等を受けております。また、見舞金の支給現場において警戒をしております警察官に対し、涙ながらにお礼のお言葉をいただくというようなことな

ど、県民の皆様から多くの謝辞、激励をいただいているところでございます。警察にとりまして、県民の皆様の励ましというのは、何にも増して大きな力でございまして、県外から応援に来ております機動隊員も、そのような宮崎県民の皆様の優しさに触れ、猛暑、豪雨に見舞われながらも高い士気を維持し、今なお勤務に従事しているところでございます。

○松田勝則議員 警察の今後の支援体制について伺いたいと思います。移動制限解除までの――7月27日以降ですけれども――消毒ポイントにおける支援活動内容について伺いたいと思います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 今予定されております7月27日までの支援体制ということでございます。

○松田勝則議員 済みません。移動制限解除までの活動内容について伺いたいと存じます。

○警察本部長（鶴見雅男君） 移動制限解除までの消毒ポイントにおける支援活動でございますけれども、県の指定箇所を重点に、県畜産課と協議をしながら、24時間体制で交通誘導、警戒等のための警察官を固定配置いたしますとともに、その他の消毒ポイントにつきましても、誘導、駐留警戒、そういった方法によりまして、積極的な支援活動を行ってきたところであり、また、今後も行っている所存でございます。なお、消毒ポイントの警察官の配置を含めまして、今回の口蹄疫防疫支援活動に従事した活動員数は、7月20日現在で延べ約4万人となっております。

○松田勝則議員 先ほどの答弁でも、消毒ポイントにつきましても、8月下旬をめどに徐々に解除していくということで、あとは県と市町村の役割分担でどうなるかというような答弁だっ

たと思うんです。実は私が聞いたところによりますと、8月以降あるいは9月ぐらいまで、まだ猛暑の続くとき、あるいは風評被害が消えるまでは消毒ポイントを設置したいんですが、警察がそこまでは職員を配備してくれない、要は警察職員がいないことには車をとめることもできませんので、大体7月中あるいは8月上旬で消毒ポイントを撤去せざるを得ないということを知りました。移動制限解除後の支援活動方針について、本部長に伺いたいと思います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 今回の口蹄疫につきましては、本県のみならず我が国にとりましても、未曾有の重大事案でございます。警察といたしましては、移動制限解除後においても、県及び市町村の設置する消毒ポイントの状況を踏まえまして、必要に応じて、できる限りの支援をしてまいる所存でございます。

○松田勝則議員 では、できる限り、市町村の要請があれば、できる範囲内で支援をしていくというふうにとらえてよろしいでしょうか。

○警察本部長（鶴見雅男君） 現場の状況、それから消毒ポイントにおける消毒の方法、いろんな要素がございますけれども、それらも必要に応じて、必要な範囲において、支援をしてまいる所存でございます。

○松田勝則議員 予定していた質問は以上で終了いたしました。最後にいま一度、知事に伺いたいと思います。先ほど、西村議員あるいは満行議員のほうから、発生の原因追求についての質問がありました。それについては、県としては、データを国に送り、その最終的な決断、判断を待つということだったんですが、これで間違いはないでしょうか。

○知事（東国原英夫君） 国と協力しながら、発生源、発生ルートの解明には全力を尽くした

いと、議員御指摘で間違いないということであり
ます。

○松田勝則議員 さはさりながら、宮崎県は、10年前の口蹄疫発生県、そして鳥インフルエンザ、今回の口蹄疫発生で国内初めての豚の感染ということで、畜産県としては余りにもダメージが大き過ぎたんじゃないかならうかと思いません。やはり県が国に任せるだけじゃなくて、県独自で原因追求あるいは伝播ルート of 解明に乗り出す姿勢、意気込みはないのか、これを知事に伺いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 今回の未曾有の畜産被害は、二度と起こしてはいけないと思っております。そのためにも、県は積極的に、県ができる、あるいは市町村ができる細かいルートの解明、そういったものは国に対して協力させていただき、技術的あるいは機動的に国でしかできないという部分がございますから、その辺は連携して、感染ルート、感染源の解明に全力を尽くしていきたいと思っております。

○松田勝則議員 4月20日以降、被害に遭われた農家のみならず、県民みんながひとしく被害をこうむり、本当に悔しい、悲しい思いをしております。県も国とタッグを組むだけでなく、国を凌駕するぐらいの勢いで、今回の原因追求、そして今後の復興対策を講じていただきたいと思えます。

以上をもちまして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○蓬原正三副議長 次は、松村悟郎議員。

○松村悟郎議員〔登壇〕(拍手) 自由民主党、児湯郡選出の松村悟郎でございます。発源地の地元でございますので、今回、殺処分された地域の課題を中心に質問をさせていただきます

す。

とにかく一日でも早く終息してほしい。だれもが同じ思いで、必死の思いで対策に取り組んでこられたと思います。震源地の児湯郡の畜産農家の皆さんはもちろんのこと、毎日毎日、ふなれな防疫活動に従事されている県職員、農協職員、市町村職員、警察官、自衛隊員、ボランティアの方々、そして厳しい経営を強いられながら協力をしていただく商工会の皆さん、さらには温かい御支援や励ましをいただいている全国の皆さんも、全く同じ思いだと思います。ようやく初期発源地の児湯郡も制限が解除され、あとは宮崎地区の制限解除を待ちながら、終息への話題、再建への課題へと議論を進められようとしております。まだまだ気を緩めることはできませんが、畜産農家はもちろんのこと、県民の皆さんにも、まさに長い長い3カ月だったのではないのでしょうか。

さて、振り返りますと、口蹄疫発生の一報を聞きつけたのは、4月20日の早朝でありました。朝8時半、私は尾鈴農協に駆けつけ、そこには組合長ほかJA幹部と江藤代議士もいらっしやいました。都農町の繁殖牛農家の16頭の疑似患畜が確認され、口蹄疫との長い戦いが始まりました。情報が少ない中、それぞれが対応・対策を始められたと思います。私も午前中、地元の児湯農林振興局を訪ねましたが、職員もただ慌ただしく対策本部からの連絡を持つところでありました。3年前の新富町で発生した鳥インフルエンザのことが頭に浮かび、大事に至らないようにと、ただ願うばかりでありました。

本県では、10年前の経験もあり、この時点では、28万頭を超える殺処分にまで至る深刻な事態を予想することは、だれもができない状況下にあったと思います。しかしながら、事態は川

南町に拡大し、深刻さは増すばかり、対策の決定権を持つ農水大臣も外遊されたこともあり、果たして国との連携もうまくとれていたのでしょうか。初動における埋却地の確保をどうするのか、作業人員は不足していないのか、補償をどうするのかなど、地元も困惑する中での対策ではなかったかと思えます。そこで、口蹄疫の初期発生時において、県はどのような認識を持って初動防疫に取り組んでこれられたのか、知事にお伺いします。

後の質問は自席にて行います。(拍手) [降壇]

○知事(東国原英夫君) [登壇] 初動防疫についてであります。今回の口蹄疫の発生は、本県でも有数の畜産地帯である児湯地域での発生であり、感染拡大や畜産関係者への甚大な影響が懸念されました。このため県としては、4月20日早朝に農政水産部に対策本部を設置しまして、初期の段階での徹底した蔓延防止措置による封じ込めを目指したところでありましたが、児湯地域あるいは本県の外に拡大させてはならないとの強い危機感から、翌日には私が本部長となり、全庁を挙げて初動防疫に取り組んできたところでもあります。ちなみに、最初の本部会議において、「10年前の前の発生地とは畜産を取り巻く状況が異なっている。今回は別物である。緊張感を持って対策に取り組むように」と指示をさせていただいたところでありました。[降壇]

○松村悟郎議員 10年前の経験を踏まえたとはいえ、今回のような事態を想定していない古い家伝法の中で、県も苦勞して対策に取り組んでいただきました。知事を先頭に、御苦勞をいただいていた県職員の皆さんにも感謝するばかりであります。

さて、発生から1週間、4月28日には、畜産試験場川南支場の豚に発生し、続けて隣接する原種豚センター、さらには近隣の1万5,000頭規模の養豚場へと発生が続き、養豚農家から、感染力の強い豚への発生で、一気にウイルスが拡散する危険があるとの意見が出始めました。そこで、口蹄疫が豚に感染し始めたとき、このままの防疫体制で大丈夫かという意見も県の中にあつたのではないかと思います。防疫方法等について、国に対してどのような要望をされたのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長(高島俊一君) 今回の口蹄疫発生に伴う防疫体制につきましては、4月20日の発生以降、家畜伝染病予防法や防疫指針に基づき、国や関係市町と連携しながら、懸命の防疫措置を講じてきたところでもあります。しかしながら、御指摘のとおり、国内で初めて豚での感染が確認されたことや、複数の市町への感染が拡大したことから、より効果的な防疫対策について、牛豚等疾病小委員会での検討を含め、国と相談をしてきたところでございます。

○松村悟郎議員 5月の連休を前後して、日本養豚協会あるいは日本養豚獣医師協会などから、被害拡大を心配して、スタンプアウトの徹底あるいはリングワクチネーションの実施の必要性など、口蹄疫終息に向けた新たな対策の要請を、山田副大臣と農水省の畜産部長ほかに行われております。その写しは、本県の畜産課にも提出されております。また、同じく川南の養豚農家からは、このままだと間違いなく宮崎県から牛・豚が一頭もいなくなるとの思いから、みずからの家畜を犠牲にしても、川南の平田川で被害拡散を食い止めようと、ウイルス拡散の防波堤としてのワクチネーションの提案もされようとしておりました。しかし、5月10日、

外遊から帰国されて宮崎に来られた農水大臣は、「川南町を初めとして数はふえているが、皆さんの努力もあって、ほぼ3キロ以内ぐらいのところにとどめているという実感がある。専門家の意見を聞けば、今の方式を徹底してやることが重要だ」と言われたのが国の見解でありました。特に、発生から1カ月間の国の認識の甘さが、被害の拡大につながったのではないかと思います。私は、まさにこの時期が、大きく拡散するのを防ぐための大変重要なポイントではなかったのかと思い、返す返す残念でなりません。

次に、初期消毒についてであります。発生が続く川南町、都農町では、農家への消毒の徹底を図るため、消石灰、炭酸ソーダ、ビルコンなどの消毒薬の配付を行いました。当初は消毒薬が手配できず、地元のJAが多くの負担をしておりました。隣接する県がビルコン等を確保しているために、宮崎県のほうには回ってこないなど、国から発生地に真っ先に手配されなかったわけであります。また、防疫費用は全額国が負担することとなっておりますが、JAや市町村が農家に配付した消毒薬等の費用、または市町村が行った自主防疫費用はどうなっているのか、あわせて農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫発生当初、国の指示により、県から全農家に消毒薬を配付することとしましたが、その際には、経済連が保有する消毒薬を購入し、各市町村やJAの協力を得ながら、速やかな配付を行ったところであります。なお、消毒薬につきましては、家畜伝染病予防法に基づき、国が全額負担することとなっております。また、市町村が行った自主防疫に係る費用のうち、資材や運営費用等につきましては、その2分の1を国の交付金で

対応することで進めておりますが、いずれにしましても、その全額を国で負担していただけるよう、引き続き国に対して要望してまいりたいと思います。

○松村悟郎議員 防疫費用には、消毒薬のほか、防虫ネットとかその他の資材等も含まれております。地元や農家の負担にならないように、よろしくお願ひします。また、8月27日に堆肥処理が終わり、終息後も一定の消毒がされるのではないかと思います。その費用等につきましても、国に対して、措置されるよう要望しておきます。

次に、発生後の防疫対策として、木酢液あるいは竹酢液なども利用されたと思いますが、その効果はどうだったのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫が発生した際の消毒については、防疫指針に基づき、苛性ソーダ、炭酸ソーダ、ホルマリン液、消石灰等の、口蹄疫ウイルスに有効な薬剤・消毒薬を使用することとなっております。御指摘の木酢液・竹酢液については、補助的に使用された例もございますが、口蹄疫ウイルスに対する有効性が確認されていないことから、今後、国に対して、効果の検証を要望してまいりたいと思います。

○松村悟郎議員 先ほどの議員からの質問等にもありましたけれども、国は既に感染ルートや感染源解明を行っているところでございますが、本県としても防疫対策を検証する必要があると思います。例えば、今質問した木酢液・竹酢液の効果はどうだったか、あるいは獣医師が足りたのか、埋却地の決定の手順がどうだったのか、あるいは当初、一般車両等がほとんど消毒されていなかったのはどうしてなのかとか、

いろいろございますが、今回の口蹄疫がまたいつ発生するかわかりません。今回の本県の対策をしっかり検証することで、今後に大事な教訓を提示することになると思います。よろしくお願ひ申し上げます。

次に、埋却地と周辺環境対策についてであります。

埋却地周辺では、悪臭やハエの発生、そして土壌や水質の汚染を心配する声が起こっております。行き場を失ったハエが異常に発生しており、特にこのハエはサシバエと言いまして、刺されると赤くはれ上がります。このような環境対策にどのように取り組まれるのか、農政水産部長にお伺ひします。

○農政水産部長（高島俊一君） 一部の埋却地におきましては、埋却後数日で埋却した家畜による悪臭の発生が確認されましたが、市町と連携し、消石灰の散布や覆土などの措置を講じたところでございます。また、地下水につきましても、市町と連携し、埋却地周辺の井戸の水質調査を継続して実施することとしております。さらに、ハエ等の害虫発生については、発生元となる埋却地の消毒を徹底することにより、発生を抑制いたしております。今後とも、宮崎県口蹄疫復興対策本部が策定する環境対策方針に基づき、関係機関・団体と連携しながら、埋却地の巡回調査や地下水の定期的なモニタリング調査を行うなど、埋却地周辺の環境対策について適切に対応してまいります。

○松村悟郎議員 水質についてであります。埋却地周辺で井戸水を使っている住民の方々が、地下水の汚染について大変心配をされ、地元の役場のほうへ要望もなされております。上水道に布設がえできるよう支援ができないのか、農政水産部長にお伺ひします。

○農政水産部長（高島俊一君） 埋却地の選定に当たりましては、周辺の住民の皆様と十分協議することとしており、この協議の中で、上水道の布設などの要望が寄せられたところでございます。県といたしましては、防疫対策を円滑に進めるため必要な取り組みについて支援できるよう、国に要望してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 児湯郡内はたくさんの埋却地がございます。特に、埋却地に囲まれた谷に住まれている方々もおります。市町村財政も大変厳しい中でございますので、ぜひ検討をよろしくお願ひします。また、それぞれの埋却地の定期的な環境調査も行われると思いますが、検査結果を必ず関係者に通知することと、異常が見られた場合には速やかな改善措置をとること、そして、その調査と改善措置の費用については、国のほうに要望をお願ひしておきます。

今回の口蹄疫対策の中で最も手間取ったのは、埋却地の選定であります。畜産農家自体にも適地がなかったものもありますが、周辺土地所有者の同意がなかなかとれなかったのも原因でありました。大量の家畜を埋却するわけですから、周辺の方々も、大変な不安を感じながらも、少しでも早く口蹄疫が終息するようにとの思いから協力をいただいたものと思っております。したがって、埋却地も、農家自身の土地に埋却したもののほか、農家同士の共同埋却地、町有地、県有地、国有地、公社による共同埋却地など、所有者の形態もいろいろと聞いております。その所有形態の現状と、今後、農家個人で埋却地の管理をしていくのも大変だと思いますが、その管理のあり方についてどのように考えられるのか、農政水産部長にお伺ひします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫

に関する埋却地につきましては、個人埋却地が165カ所、共同埋却地が75カ所など合計252カ所で、面積は約142ヘクタールとなっており、現地調査を行った結果、埋却地の一部で盛り土が陥没している事例や、埋却した家畜からの臭気の発生など、今後、農地として活用を進めるには、一定の整備が必要な埋却地も見られます。県といたしましても、埋却地を適切に管理していくことは重要な課題であると認識しておりますので、水質や臭気等に関する庁内横断的な支援体制のもと、関係市町と連携して、埋却地の巡回調査や地下水の定期的なモニタリング調査を行いながら、将来的には農地として活用できるよう、埋却地の適切な管理を進めることが重要であると考えております。

○松村悟郎議員 埋却地は3年間は耕作することもできませんし、もとに戻るまで5年はかかるかもしれません。防疫対策は、埋却地の環境が回復されるまで終わりではございません。国に対しても、防疫対策の最後まで支援をいただくよう強く要望しておきます。

次に、畜産農家の再生支援対策についてであります。

最後の発生となった292例目の宮崎地区の制限解除が7月27日、さらには8月27日をめどとして進められている堆肥処理が終了すれば、いよいよ再開に向けて動き出します。畜産農家の早期経営再開のため、新たな家畜の導入に当たり、県としてはどのような導入プロセスを考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 畜産経営の再開に当たりましては、大前提として、農場の防疫措置の完了後、牛舎等の消毒を十分に行うなど衛生環境を十分整えた後に、家畜を導入する

必要があると考えております。このため、国からの通知に基づいて、農場内のふん尿等の処理が終了し、定期的な農場消毒を実施した後、段階的な家畜の導入を進めていくことを想定いたしております。加えて、県としましては、関係市町・団体からの要望等をいただきながら、経営再開に当たっての家畜の再導入の基準やプログラムを作成しているところであり、できるだけ早い時期に、経営再開時期のめども含め、農家の皆様にお知らせできるようにしたいと考えております。

○松村悟郎議員 この地域内の畜産農家は大変後継者も多く、再生に向けて強い思いも感じられる地域であります。一方、今回の口蹄疫に対してもダメージは非常に大きく、家畜を導入して大丈夫なのかという不安も耳にいたします。適切な導入時期の判断をよろしくお願い申し上げます。

次に、移動制限区域内の発生農場の外にあるサイレージなどの処分や活用について、また、家畜のいなくなった今、畜産農家との利用契約が結べないと戸別所得補償モデル助成金の8万円がもらえないという不安の声を上げる、飼料用稲をつくる稲作農家の稲の取り扱いについてどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） ワクチン接種地域内の発生農場以外の農場にあるサイレージにつきましては、開封しておらず、外側に破損がないことを確認の上、外面を消毒することにより使用可能であります。一方、稲作農家が作付している飼料用稲につきましても、畜産農家の経営再開に当たっては、飼料として必要となることから、畜産農家と飼料用稲の作付農家とのマッチングを進めるとともに、その収穫に際

しましては、飼料作物はサイレージに調整すること、稲わらは十分に天日で乾燥させた上で保管すること、これらの飼料については、移動制限の解除後、最低3カ月が経過するまでは利用しないこと、生のままでは与えないこと、これらについて、市町村等を通じて関係農家に周知したところでございます。

○松村悟郎議員 次に、堆肥についてお伺いします。殺処分された家畜と同様に埋却処分されるはずだった家畜排せつ物の処理については、堆肥処理をすることでウイルスを死滅させる方法がとられるようになりました。その量は大変多く、堆肥舎いっぱい、堆肥舎では足りずに畜舎のほうにも積まれております。60度以上になるように堆肥化することが、個々の農家で実施するのは大変難しいのではないかと思います。対応をどうするのか、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 発酵消毒による家畜排せつ物の堆肥化につきましては、ウイルスの不活化を図る上で有効な手段となっております。このため、個々の農家において、堆肥化が図られたことを確認することを目的に、緊急雇用対策を活用した調査員による温度測定等の農場調査や、家畜防疫員等による農場最終確認を実施し、処理状況等の検証を進めてまいりたいと考えております。なお、堆肥化等の技術的な課題や支援を行うヘルプデスクを畜産課内に設置いたしまして、技術的なサポートを行うとともに、関係市町とも連携して対応してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 堆肥化は、管理のもとに60度以上になるということで堆肥化はできるものと思いますが、本当に堆肥が大量に残ったまま、新しい家畜を導入するというのを迎えるよう

になるかもしれません。堆肥を児湯地域以外で使ってくれるケースも少ないでしょうし、地域内の畑作農家の方が進んで使っていただけるかどうか、なかなか難しいところではございます。残ったままの堆肥の今後の処置について、どうぞ地元と十分な検討をよろしくお願い申し上げます。

し尿についてでございます。し尿槽などに残った堆肥化できないふん尿の処理についてはどのように考えているのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 堆肥化できない液状のスラリーや汚水については、酢酸やクエン酸の添加による酸性化処理を行うこととしており、現在、児湯管内の農家において実証試験を実施しておりますが、薬品代等のコスト面に課題があることから、国において、さらに安価で有効な手法を検討しているところでございます。また、農家ごとにさまざまなケースが想定されますので、畜産課内のヘルプデスクへ御連絡いただくことで、畜産農家と一緒に適正な処理を検討してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 次に、農場の施設についてでございます。農家の経営再開に当たり、石灰散布などの影響で、施設メンテナンスの経費が発生すると予想されます。石灰により、し尿が固まり、浄化槽が機能しなくなったり、給餌機もさびついていたたり、パイプが詰まっていたり、相当な被害額になるのではないかと思います。何らかの支援ができないのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 児湯地域では、特に養豚場における汚水処理施設等で、石灰散布等の影響などにより、機器類の故障など

が散見されていることから、現在、農場巡回により現状把握を行っているところでございます。故障した機器類の修復支援につきましては、国の事業等が活用できるよう、国に対して要望してまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 またどこで発生するかわかりませんが、終息後の農家の防疫あるいは農場の管理のあり方ということをしっかり示すなり、あるいは農家の方は新たな防疫体制でしっかり農場を守っていかないといけないと思いますが、そのあり方について、農政水産部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫の終息後は、畜産農家においては、農場内外の消毒を徹底するとともに、家畜の導入再開の際は、少頭数での導入を行い、家畜の飼養管理に十分な注意を払っていただきたいと考えております。さらに、長期的には、飼養頭数の適正規模を図りながら、徹底した衛生管理に基づき、健全な経営を目指していただきたいと考えております。

○松村悟郎議員 それでは次に、農業関連産業支援対策についてであります。

西都・児湯では、移動制限区域内のすべての家畜がいなくなりました。ゼロからスタートを切るのは、畜産農家だけではありません。競り再開がいつになるのか、児湯畜連も今後の対策に大変苦慮しております。また、それぞれのJAの取扱高も大きく減少し、今後の経営を今まで同様に維持していくことは、かなり難しい状態になると思います。これらの損失補てんと雇用の維持という観点から、県として再建に向けた何らかの手当てができないのか、農政水産部長にお伺いします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫

の発生につきましては、畜産農家だけではなく、地域においても多大な損害があると認識しております。県としましては、一刻も早く畜産農家の経営再建、ひいては地域の復興・再生を図ることが、損失の回復や雇用の維持確保につながることから、関係部局と連携しながら、各般の施策に全力で取り組んでまいります。

○松村悟郎議員 よろしく申し上げます。児湯地域内の川南町、都農町のJA尾鈴では、生産物の取扱高105億円中、鳥を除いた畜産取扱高は約67億円、それに付随する飼料・資材を合わせると、60%以上を畜産に依存しております。これからの経営は大変厳しいと思います。また、木城、新富、高鍋の3町にまたがるJA児湯も、取扱高の40%を畜産に依存しています。そして、それぞれ167名と258名と多くの雇用を担っております、地元を代表する企業でもあります。畜産を中心とした農業が地域経済をリードする地域でもありますので、その影響を大変心配しております。児湯畜連においても、13名の職員を抱えており、競りのときは20名の臨時・パートを雇用しており、それぞれ畜産農家の再建には重要な役割を担うパートナーでもあります。また、口蹄疫被害により、多くの事業の縮小を余儀なくされる事業者でもありますので、できるだけ従業員の雇用が維持できるよう、よろしくお願い申し上げます。

例えば、児湯畜連では、家畜農家の早期再建を図るため、畜産公社など管理できるところが計画的に妊娠母牛・母豚を導入し、畜連を経由して、受け入れ体制が整った農家に購入してもらった事業を立ち上げるとか、休業手当の助成や県内のその他のJAや家畜市場への出向など、雇用調整助成金制度を活用した経営支援などの制度を活用しての指導を、ぜひ県のほうにもお

願いたいと思っております。国のほうでも、新たな特措法の第22条には、生産者等の再建などのための措置として、費用の助成やその他の必要な措置を講ずるものとあります。新たな施策の運用ができないのか、国のほうへも働きかけを要望いたします。

同様に、さきの質問でもございましたが、西都・児湯では全く家畜がいなくなりました。仕事を失う獣医師、削蹄師、人工授精師などにも何らかの救済措置をとっていただきますよう、お願い申し上げたいと思います。

次に、地域経済の雇用対策についてであります。

「農家が元気ないと商店街も暇やもんね」と、このフレーズがこの地域ではよく使われます。4月20日の発生以来3カ月、この地域における農業、特に畜産業の地域経済に与える影響がいかに大きいかを痛感させられました。特に、非常事態宣言が出された後は、昼も夜も人通りが極端に少なくなりました。真っ先に募金活動をされるなど、畜産農家を支援されてきた商工業者などからも、悲痛な声が聞かれるようになりました。「とにかく一日も早く終息してほしい」「従業員は平日休んでもらっている」「私たちが助けてほしい」「この状態が続くなら廃業を考える」などなど、発生から1カ月後の高鍋商工会議所のアンケートに寄せられた商工業者の声の一部であります。大方4割から5割の売り上げ減少となっております。この地域は、口蹄疫が終息しても、畜産農家が再生するためには、最低3年かかる地域であります。このような発生地域での商工業の落ち込みや地域経済への影響について、どのように認識されているのか、商工観光労働部長にお伺いします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 発生地域

での商工業への影響につきましては、食肉加工業、飼料製造業等の畜産関連産業に加えまして、ホテル、飲食業、卸・小売業等、各方面に広がっております。6月に西都・児湯地区において行いました緊急影響調査でも、「影響がある」と答えた割合は、調査対象事業者の約85%、そのうち約6割が3割以上の売り上げ減少となっております。なお、現在、県では、県内全域における口蹄疫の本県経済等への影響を把握するため、約3,600事業所を抽出しまして調査を実施しておりますが、口蹄疫が長期化するにつれ、売り上げや客数の減少など、さらに深刻化し、県内各地域に広がっているものと考えられます。移動制限区域の部分解除に伴い、一部地域では、徐々に客足が戻りつつあるものの、全体としては、依然、深刻な状況にあると認識しているところでございます。

○松村悟郎議員 元気な宮崎を取り戻すには、何より働く場の確保であり、人、物の動きを活発にすることです。経済復興対策、本県も復興・再建に向けた対策本部が立ち上がりました。商工業の復興対策への考え方について、知事にお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 商工業の活力は、本県経済全体を大きく左右するものでありますので、一刻も早く、その売り上げ等の回復を図り、発生前の状態に戻す必要があると考えております。現在、県では、緊急的な対策として、金融支援や基金を活用した雇用対策等を行っているところでありますが、今後は、風評被害を受けた本県のイメージアップや、県内における消費需要、観光需要の喚起等に、本格的に取り組まなければならないと考えております。このため、終息後において、大都市圏でのイメージアップや県産品の販売促進対策、県外からの入

り込みを中心とした観光誘客対策、さらには県内での各種イベント等への支援など、さまざまな対策に、市町村や関係団体等と連携しながら、スピード感を持って、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 雇用の継続については、大変厳しい中ではありますが、雇用調整助成金の適用が農業分野にも広がり、スムーズな運用が図られればと思っております。一方、発生地域においては、失業者の増加が大変心配であります。特に西都・児湯地区においては、緊急雇用対策を積極的に行うべきだと思いますが、商工観光労働部長にお伺いいたします。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 今回の口蹄疫の発生によりまして、西都・児湯地区を中心に、厳しい雇用情勢になっているところでございます。このため、現在、県では、緊急雇用基金を活用しまして、畜産業からの離職者を雇用した防疫対策事業等による雇用創出に取り組んでいるところでございます。今後はさらに、この基金等を活用した雇用の場の確保に一層努めてまいりたいと考えております。加えまして、職業訓練による再就職の支援、離職者等を対象とした生活・就労相談のためのワンストップサービスの実施等に、宮崎労働局等と連携しながら、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○松村悟郎議員 時間は残っていますけれども、最後の質問になります。発生地域全体の経済浮揚を図るためには、例えば、地域の環境整備などインフラ整備を集中的に実施することや、主に生乳や枝肉などの1次産品として生産されている畜産業を、農商工連携による6次産業化の方策で、西都・児湯の畜産業のすそ野を広げる取り組みなどを考えられたらと思います

が、復興対策にはどのようなイメージを持って取り組まれるのか、知事にお伺いします。

○知事（東国原英夫君） 口蹄疫の発生地域の復興を図る上では、二度と同じような事態を起こさないための再発防止策を講じるとともに、防疫を想定した全国のモデルケースとなるような畜産及びその関連産業の再生を目指すことが必要だと考えております。その際、防疫等の観点から、以前と同じ経営規模に戻すことが難しい場合も想定されますので、御質問にありましたように、農商工連携等による畜産業の6次産業化を進め、付加価値を高めていくことなども検討していく必要があると考えております。また、被害を受けた畜産農家が経営再開し、軌道に乗るまでには時間がかかりますので、地域経済や雇用への影響も長期化することが懸念されます。このようなことから、家畜等の埋却地や周辺地域の環境対策などを含め、地域経済の浮揚や雇用の維持につながるような対策について、検討していく必要があると考えております。

○松村悟郎議員 ありがとうございます。7月17日は、児湯地域を中心としたワクチン接種地域の移動制限が解除されました。折しもこの日は、東九州自動車道高鍋インターの開通した日でもありました。現行では、都農一高鍋間が平成24年度、日向一都農間が25年度の開通予定であります。例えば、この区間の工事を大きく前倒しすることや、地場産品の販売や観光スポットとしてのパーキングエリアの整備を進めること、また4車線化が進められている国道10号の事業を拡大することや、予定されている県単事業を前倒しすることなど、農業経済が再生するまでの間、積極的なインフラ整備のための公共工事を行うことも必要ではないでしょう

か。また、生産地にジュース工場や冷凍野菜工場があるように、畜産の盛んなこの地域にも食肉加工工場を整備することも必要ではないでしょうか。原料から製品加工、流通、そして観光まで、畜産業のすそ野を広げる手だてを、この機会に積極的に進めていただくことをお願い申し上げます。質問を終わります。ありがとうございます。(拍手)

○蓬原正三副議長 ここで休憩いたします。

午後2時14分休憩

午後2時30分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、山下博三議員。

○山下博三議員〔登壇〕(拍手) 通告に従い、順次質問をしてまいります。

今回の口蹄疫発生に伴い被災された多くの農家の皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

そして、直接・間接的に被害を受けられている関連産業の皆様、そこで働いておられる従業員の皆様の御苦勞、御心勞は察するに余るものがあると存じます。また、発生以来、感染拡大防止のため、自主的な消毒ポイントの設置を初め、畜産農家への消毒薬の配付、相談窓口の設置など、関係機関・団体が一丸となった防疫対策の徹底に取り組んでいただいている皆様、そして対策本部の指示のもと、殺処分、埋却、防疫措置に、精神的・肉体的限界の中、毎日作業を続けてこられた方々に、深い敬意と感謝を申し上げます。

私も、高校卒業と同時に大きな夢とロマンを持って就農いたしました。高校時代、選択的規模拡大農業を教わりました。当時は、水稻、畜産、カンショ、ソバ、麦、大豆、野菜など、何

でも1軒の農家で食料をつくる自給自足の農業でありましたから、その中から何か得意とするものを選択し規模拡大をなささいという指導がありました。私は酪農を中心とする経営を選択し、営んでまいりましたので、今回の農家の皆様の苦しみは、我が事として心を痛めております。自分の家で発生していたらどうしただろう。ワクチン接種を求められたら、40年もかけ努力して築いてきた財産、そして何より、家族同様の生活をしてきた愛牛たちを守るために、体を張って抵抗したかもしれません。何の罪もない牛、豚たちが殺処分される光景、その現実を受け入れなければならない畜産農家の皆様の心はいかかなものか、そのことを考えると、私でさえも涙がとまらない日々であり、これ以上に被害が広がらないことを念じながら、朝早くから夜遅くまでかかってくる電話での相談に、適切な対応をお願いする毎日でありました。いつときも早く防疫処置まで終了し、清浄化宣言ができること、これが犠牲になられた農家への恩返しであり、少しでも早く経営再建が進むことが、以前と変わらない町のにぎわいを取り戻すことになるかと信じております。

そこで、知事にお伺いしたいと思いますが、今回の口蹄疫の発生は、現在のところ5市6町、被災農家1,303戸、殺処分対象頭数28万8,643頭と大きな災害となりました。10年前の発生時は3戸、35頭の殺処分でありましたが、今回の異常発生については、初動的な対応を含め、前回発生時の教訓がどこに生かされていたのか、マニュアルづくりには問題なかったのか、家畜伝染病予防法の不備も指摘されておりますが、なぜ前回発生するとき改められなかったのか、知事の御所見をお伺いいたします。

また、今回は10キロ、20キロの範囲での移動

・搬出制限でありましたが、防疫体制の指示や発生状況の情報が農家になかなか伝わらず、不安が一層増したような気がいたします。前回は50キロ制限がかかり、口蹄疫に対する防疫のあり方もスムーズであったように思いますが、今回はなかなか意識が上がりなかつたのが現実であります。そのことに対する問題はなかつたのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

以上、壇上よりの質問を終わります。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

10年前の発生時の教訓についてであります。本県では、10年前の口蹄疫の対応を教訓に、平成10年に作成した口蹄疫防疫マニュアルを改訂し、処分等の防疫措置や消毒ポイントの運営等の庁内での役割分担をもって対応してきております。その結果、消毒ポイントの早期立ち上げや通行遮断、さらには初期段階における殺処分、埋却などの一定の防疫措置ができたと考えております。しかしながら、今回は、飼養密度が高く、大規模経営が進展した地域において発生したことから、現行の家畜伝染病予防法や口蹄疫防疫マニュアルが、現在の畜産経営の実態に即していない状況も見られたところであります。このため今後、県においては、今回の経験を踏まえた防疫マニュアルの見直しを行うとともに、国に対しましても、畜産経営の実態を踏まえて家畜伝染病予防法や口蹄疫防疫指針等を見直すよう、要望してまいりたいと考えております。〔降壇〕

○農政水産部長(高島俊一君)〔登壇〕 お答えいたします。

制限区域の設定についてであります。前回の発生では、御指摘のとおり、移動制限区域を20

キロメートル、搬出制限区域を50キロメートルに設定したことにより、県下全域が搬出制限区域に入ったことから、県下全域で防疫意識が醸成されたところであります。一方、今回の制限区域につきましては、平成16年に策定された国の防疫指針に基づき、移動制限区域については半径10キロメートル、搬出制限区域については半径20キロメートルと設定したところであります。このため、発生初期は防疫意識についても一定の地域に限定されていた面もあつたのではないかと認識をしております。しかしながら、その後の感染拡大に伴い、急速に消毒ポイントを増設したことで、畜産農家はもちろん、一般県民の間でも防疫意識が高まっていったものと考えております。いずれにいたしましても、今後、制限区域の設定や消毒ポイントの設置など、今回の初動防疫のあり方について検証してまいりたいと考えております。以上であります。〔降壇〕

○山下博三議員 次に入らせていただきます。前回の発生のはきは、輸入稲わらではないかとの憶測もありましたが、原因の解明はなされておられません。今回の発生については、今からそれぞれ原因の究明がなされることと思ひますが、ぜひ可能な限りの手を尽くしていただき、二度とこんな悲しい出来事が起こらないよう、しっかりとしたマニュアルをつくっていただきたいと思ひます。

今回の蔓延の原因の一つに、昭和26年に制定された家畜伝染病予防法の不備があつたと思ひます。あくまでも発生農家の土地に埋却することが義務づけしてあつたことだと思ひます。今の大型化した畜産経営においては不可能なことでありますので、今の畜産経営に合った法整備をぜひしていただきたいと存じます。隣の韓国

でここ数年、口蹄疫が多発しております。現在、韓国では、家畜疾病防疫制度改善タスクフォース、いわゆる機動隊をつくり、国内防疫や動物検疫、補償の改善を検討しており、今後の防疫体制強化のために、①畜産業者に対する免許制、許可制の導入、②に畜舎施設の近代化、③に畜舎環境に対する評価基準を開発し、評価結果により支援の差をつけるなどが検討されております。そこで、知事にお伺いしたいと思いますが、5月28日、2012年3月までの時限立法で、口蹄疫対策特別措置法が成立をいたしました。必要な財政措置、総額1,000億円であります。被災地の知事として、今まで数々の要望を国に求められてきましたが、その評価と、新たな法整備に何を求められるのかお伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 私は、今回の口蹄疫のような法定伝染病については、国家防疫の観点から、最終的には国が責任を持って対応すべきものと認識しております。今般制定された特措法につきましては、国の責務として、蔓延防止のための措置を講じることや地域再生のための基金の設置が定められるなど、一定の評価はさせていただいております。しかしながら、強制殺処分など国家防疫として行われるべき事務が都道府県の法定受託事務として定められているなどの、根本的な問題が残っていると考えております。県といたしましては、今後、今回の防疫措置の検証等を踏まえ、地域の実態や未曾有の被害が発生した本県の経験が家伝法の改正等に生かされるよう、国に対して働きかけてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 大変な被害を受けた本県の知事として、ぜひとも国へ強い要望をお願いしておきたいと存じます。

次に入らせていただきますが、今回の蔓延の原因は、埋却場所の確保がうまく進まなかったことが一番の問題ではなかったかと思えます。昭和26年の家畜伝染病予防法の制定時は、1軒の農家に馬か牛が1頭いるかいないかの時代であります。今は大変な大型経営になっております。牛については1農場1,000頭、豚も1万頭の経営も多くなってきました。もし発生したときに、できれば24時間以内に殺処分、埋却までできること。えびの、都城におきましては、スムーズに処理できたから広がりがなかったわけがあります。口蹄疫に限らず、さまざまな法定伝染病があります。全国、いつ、どこで発生してもおかしくない時代であります。今後、迅速な蔓延防止を図るために、畜産農家に埋却地確保を義務化するための法整備が早急に検討されると思いますが、知事の見解をお伺いいたします。

○知事（東国原英夫君） 今回の発生を踏まえて、国が6月24日に示した新たな防疫マニュアルにおいては、疑似患畜が発生した場合には24時間以内に殺処分を終了するなど、迅速な防疫措置が求められております。特に、今回の一連の防疫措置を実施する上で、埋却地の確保が大きな課題の一つであったと認識しております。したがって、埋却地につきましては、個々の農家における確保の義務づけについて検討することは必要かと考えますが、まずは、個々の農家における確保の状況を把握すること、さらに、国家防疫の観点から迅速な対応を図るためには、国有地等の公有地の活用も含めて検討することが重要であると考えております。

○山下博三議員 私もいろんな人に、埋却地確保についてはお話を聞いてみました。個人で埋

却場所を持っておられる方は個人でできることであります。しかしながら、中には、「国家責任で確保してもらわないと、義務づけしてもらおうと、だれも畜産経営をやる人はいないだろう」という意見もたくさんありました。できれば、国家責任で確保していただきたいと存じます。被災地の知事として、国に強く要望をしいていただきたいと存じます。

次に入らせていただきます。農政水産部長にお伺いをいたしますが、今回の口蹄疫防疫対策における県職員、団体職員、自衛隊員、県内からの派遣職員の延べ動員数と作業従事内容、また、なれない中、大変な作業が連日続いておりましたが、健康被害状況についてお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の口蹄疫防疫対策につきましては、県職員はもとより、地元市町村職員、JAなどの関係団体の職員、他の都道府県職員、国の職員や自衛隊員、さらには建設業の皆さんなど、現場での作業を中心に多くの方々に支えられており、深く感謝をいたしております。

作業内容といたしましては、獣医師が殺処分を行うほか、一般職員や自衛隊員なども殺処分の補助作業や埋却作業などに従事してきたところであります。また、警察の協力もいただきながら、消毒ポイントでの消毒作業を行っているところであり、防疫対策本部や現地対策本部での諸調整を行う職員も合わせました数は、大まかではございますが、4月20日の発生以来、延べ人数でおよそ15万人に上ります。

また、現地対策本部を通じて農政水産部に報告のあったけがの状況につきましては、派遣獣医師が目を牛にけられて重症を負われたほか、骨折や打撲、石灰によるやけどなどの健康被害

の報告が約100件あったところでございます。

○山下博三議員 次に入らせていただきますが、県有種雄牛の管理について、同じく農政水産部長にお伺いをいたします。本県の長年の努力で改良された種雄牛55頭が、県家畜改良事業団で管理されておりました。6頭は危機一髪で難を逃れることができたが、次なる候補だった49頭は感染してしまいました。そして、大変残念なことに一番の忠富士は失ってしまいましたが、残り5頭は今のところ安全確認がとれております。全国の宮崎牛の購買者の皆さん、そして県内和牛農家の皆さんも一安心されているところだと思います。一番安全だと思っていた県家畜改良事業団も感染を防げなかった、その反省を踏まえ、県有種雄牛のリスク分散についてどのように今後進められるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） これまで本県では、県家畜改良事業団において、効率的な管理等の観点から種雄牛の一元管理を行ってまいりましたが、今回の発生により、事業団所在地の周辺が牛、豚の密集地帯であるため感染のリスクが大きいこと、種雄牛が1カ所に一元管理されていることから、集団感染のリスクが非常に高いことなどの課題が浮き彫りになったところでございます。このため今後は、効率性のみならず、リスク回避にも配慮した種雄牛の配置について、県家畜改良事業団を初め関係機関・団体と協議を行ってまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひリスク分散をやっていただきたい、そのように思っております。

続きまして、教育長にお伺いをいたします。本県は悲しい貴重な経験をいたしました。今回の口蹄疫の発生で、手塩にかけて育てた家畜を

殺処分されることを受け入れなければならない家族の心境、そして何より、子牛、子豚、おなかに子供を宿した母牛、母豚まで犠牲になった事実、マスコミ報道がされるたびに、全国から多くの激励や応援メッセージが寄せられています。今回の口蹄疫の教訓、そして日常、家畜の命をいただいている現実、この貴重な経験を教育で生かさないのか、教育長の見解をお伺いいたします。

○教育長（渡辺義人君） 今回の口蹄疫の発生を受け、県内すべての市町村立並びに県立学校におきまして、口蹄疫による被害の状況や畜産農家の方々の苦悩、動物の命のとうとさなどについて、児童生徒の発達段階に応じて説明や指導を行ってきております。市町村によりましては、愛情を込めて育てた牛を失った畜産農家の方を学校に招くなどして、口蹄疫を教材とした授業を行ったところもあります。児童生徒は、そのような指導を受けたり、連日取り上げられるニュースなどを見聞きしたりする中で、地域の畜産農家の方々に励ましの手紙を書いたり、口蹄疫の犠牲となった牛や豚の冥福と事態の早期終息を願って千羽鶴を折ったり、義援金としての募金活動を行ったりしているところがあります。命を大切にする教育や食に関する指導につきましては、これまでも推進してきているところでもありますけれども、口蹄疫ウイルスの怖さや殺処分しなければならない理由などの口蹄疫に関する正しい知識や、動物の命をいただいていることなどを含めまして、今回の口蹄疫の発生から学んだことを教訓として、各学校において、今後とも指導に生かしていくことが大切であるというふうに考えております。以上です。

○山下博三議員 ぜひ、今回の貴重な経験を教

育の現場で強く生かしていただくとありがたいと存じます。よろしく願いをしておきたいと思えます。

次に、県民政策部長にお伺いをいたします。今回の口蹄疫被害は、牛、豚の飼育農場だけでなく、他の農業分野も大変な被害を受けております。また、製造分野の2次産業、サービス関係の3次産業等、大きな経済的損失を受けております。今回の口蹄疫により、県内ではどの程度の経済損失が出ておるのか。また、豊かな宮崎を取り戻すために今後どのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 今回の口蹄疫では、畜産農家の直接的な損失だけではありませんで、御指摘のように資材、飼料、食品加工及び運送業、こういった畜産と密接に関連した産業に波及する影響も甚大なものがございます。またさらに、観光客数の減少、あるいは商工業、観光・物産、さまざまな産業分野に影響を及ぼしているところでございます。さらにブランドイメージ、ひいては本県そのもののイメージの低下も懸念をされているところでございます。こういったことから県では、全庁挙げて復興に取り組むことを目的とした「復興対策本部」を立ち上げ、さらに、市町村、関係団体との連携強化の観点から、「口蹄疫復興対策連絡会議」を設置したところでございます。今後は、県議会を初め関係機関とも連携しながら、効果的な対策を盛り込んだ再生・復興の基本方針を早急に取りまとめまして、一日も早い復興を目指して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○山下博三議員 ぜひ力強い経済復興をしていただきたい、そのように思っているんですが、実は今回、この災害が出たということで、宮崎

牛を非常に皆さんに深く知っていただくことができたような気がいたします。それは、県内多くの子牛を出荷いたしておるんですが、県外からたくさんの方が見えます。特に松阪牛、前沢牛、佐賀牛、この素牛はほとんど宮崎産であるということを広く国民の皆さん方に知っていただきました。恐らく、これがピンチをチャンスに変える大きな、また宮崎牛を広く売り出せるチャンスかなと思っておりますから、ぜひ知事が先頭に立って、宮崎牛に限らず、宮崎県の農産物を売り出していただくとありがたい、そのように思っています。特に、東京でのアンテナショップを大いに利用していただいて、できたら義援金の中の一部もここに充当できないのかなと、そういう思いで私も内々考えているんですが、ぜひとも、使える義援金の中で宮崎県の農産物を、大市場である東京で大幅に売り出しをしていただくとありがたいなど、その思いであります。

それからもう一点、大変な被害を受けられた企業等、今いろんな人から相談が来ておるんですが、そういう企業、事業所等への固定資産税の減免を取り組んでいただけないか、そういう要望がたくさん参っております。固定資産については、市町村の課税対象でありますから、市町村が判断をされることだろうと思うんですが、ぜひともその辺も、県として、市町村との連携の中でそういう税制改革もできないのか御検討をしておいていただきたいと、要望を申し上げておきたいと存じます。

次に、義援金配分について、福祉保健部長にお伺いをいたします。全国からたくさんの方の義援金が寄せられたと思います。福祉保健部受け入れ総額が20億円を突破しているとのことで、大変ありがたく存じております。1次配分6月4

日、2次配分7月9日、総額9億5,000万円が被災農家及び制限区域農家7,083戸に支払いをされております。県内対象農家を調べてみますと、繁殖・肥育・乳用牛農家、養豚農家合計1万600戸程度でありますから、10キロ、20キロメートルの制限区域で支払いされた農家7,083戸を引くと、3,500戸程度が対象外になっております。特に、制限内の人も制限外の人も、競り市等開催されていない農家の状況は同等だろうと思っておりますが、義援金配分は考えておられないのかお伺いをいたします。

○福祉保健部長(高橋 博君) 宮崎県口蹄疫被害義援金につきましては、現在までに、殺処分や移動制限、搬出制限を受けた畜産農家に対して、6月4日に1次配分を、7月9日に2次配分を、総額約9億5,000万円の配分を市町村を通じて行ったところであります。移動制限・搬出制限区域以外の畜産農家においても、えさ代がかさむなど大きな経済的影響を受けていることは、市町村等からお伺いしているところであります。今後の義援金の取り扱いにつきましては、寄附をいただいた全国の皆様の気持ちを尊重しながら、御指摘のような被害地域の深刻な実情を十分踏まえ、配分委員会で協議、決定してまいりたいと考えております。以上でございます。

○山下博三議員 この義援金の配分について、被害が出ておる都城市の中をちょっと説明しておきたいと思うんですが、牛農家、豚農家合計2,589戸があります。そして1次配分、2次配分を受けられた農家が1,776戸ですが、813戸が受けておられないんです。それで同じ条件なんです。制限区域内にある農家と区域外の人たちも、競りが開催できないわけですから。平等性、そういう中で大変な不満等が出ておったも

のですから——県内各地こういう状況が出ておりますから、その区域外の人たちにもぜひ——次なる配分委員会の中では要望を出していただきますようお願い申し上げておきたいと存じます。

次に、警察本部長にお伺いしたいと思えます。今回の口蹄疫発生に伴いまして、義援金名目での詐欺事件が発生したと聞いておりますが、状況についてお伺いをいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 口蹄疫義援金名目の詐欺事件につきましては2件を認知しておりますが、いずれも未遂に終わっております。概要でございますけれども、いずれも5月の下旬の発生でありまして、一つが、男の2人組が架空の団体名を名乗りまして、西都市や都農町の民家等を訪問して義援金を募ったというもの。あと一つは、宮崎県共同募金会を名乗りまして、義援金を募集する内容の電子メールを県外の男性等に送りつけ、個人名義の口座に義援金を振り込ませようとした振り込め詐欺未遂事案であります。このほかにも、県内のJA等を対象に口蹄疫に関する助成金話を持ちかけるなどの、詐欺に発展するおそれのある事案も発生しているところでございます。これに対しましては、対応した職員の方が不審に思っ警察に通報するなどしたために、事件には発展せずに終わっております。県警といたしましては、県警のホームページや防犯メールによる防犯情報の発信、それから新聞に載せていただくというようなことで、県民の皆様に対する早期の注意喚起を行う一方、犯人検挙に向けて所要の捜査を行っているところであります。

○山下博三議員 ありがとうございます。

次に、県土整備部長にお伺いをいたします。口蹄疫発生につきましては、各地区の建設業の

皆様にたくさんの御協力を賜りました。その機動力については、大変な評価を得ております。入札制度改革や建設・土木費削減など大変厳しい環境の中、災害が発生すればすぐ動いていただけるのは、建設業に携わっておられる皆様であります。先日、都城では1時間当たり130ミリを越す豪雨被害が発生をいたしました。そのときも、復旧作業にすぐ入っていただきました。被災された地区の皆様も大変感謝をされております。改めて、建設産業に携わっておられる皆様への感謝の気持ちをお伺いいたします。

また、口蹄疫発生中における工事発注に影響はなかったのか。また、口蹄疫発生地周辺における建設工事の中断等により影響はなかったのか、お伺いをいたします。

○県土整備部長（児玉宏紀君） 埋却作業等の防疫対策におきましては、地元の建設業協会を中心に、連日、早朝から夜遅くまで、重機を使った掘削や埋却作業などのオペレーターとして、延べ4,500人の方々に従事いただいたところでありまして、積極的な御協力に大変感謝している次第であります。

このような状況の中で、県が発注する公共工事につきましては、工事現場や関係車両の消毒などの感染防止措置を徹底し、可能な限り計画的発注と契約済み工事の継続に努めたところでありまして、県工事の発注件数は、現時点で前年度並みの実績を確保しているところであります。また、工事の中断につきましては、県土整備部における契約済みの工事等1,126件のうち、やむを得ず一時中断した件数は、畜舎に隣接する工事等16件でありましたが、現在は工事を再開しており、口蹄疫による影響を最小限にとどめるよう努めてきたところであります。今後とも、厳しい建設業界の実情を踏まえて、公共事

業の速やかな執行に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 次に入らせていただきますが、農政水産部長にお伺いしてまいります。被災地においては、まだ大量の堆肥の処分が終了しておらず、ウイルスの懸念が残る中、必死で防疫作業がされている最中であります。また、被災された農家も心が落ちつかない中でありますが、発生から3カ月が過ぎ、県内各地の畜産関係者の皆様から、自粛要請の出ている部分で解除または対策等について要望が出ております。子牛、子豚、成牛の競り市が九州管内中止されてまいりましたが、隣の鹿児島県の離島が本日から開始され、今月末には本土でも開始されると聞いております。本県での6カ所の家畜市場における競り市の再開はいつごろになるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 子牛競り市の再開につきましては、移動制限区域の解除や、疑似患畜農家及びワクチン接種農家における堆肥等の処理の終了、さらに、県による口蹄疫の終息宣言などの条件が整い、県内外の購買者の皆様が安心して市場に足を運べる状況になった段階を考えており、具体的な日程については、引き続き関係機関・団体と協議をしてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 現在のところ、今月4日、292例目が宮崎市で発生して以来、ほぼ終息の状況であります。きょうから23日までに、3キロから10キロの約1万頭を対象に、目視による臨床検査が実施され、何も異常がなければ、今月27日に制限区域の解除がなされます。競り市再開については、今、答弁の中ではっきりとした見通しはできていないとのことですが、実はあす、県内畜連、JAの参事・部長会などで

方針が決定されるとのことであります。この中で、県外購買者から、「競り市上場子牛は安全なのか。購買を当分（数カ月）買い控えたい」との意見が多数来ているんです。10年前の発生時の清浄化の取り組みは、県内全農家、抗体検査と目視検査を行っております。今回も県が指導機関となり、和牛生産農家全戸で清浄性検査を実施し、信頼できる安全・安心な市場として開催できるよう全戸確認検査の実施を行えないか、農政水産部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 市場の再開に当たりましては、県内外の購買者に対して、防疫上の「安全」と、子牛という商品への「安心」を与えることが重要であると考えております。したがって、清浄性検査の実施につきましては、その検査方法も含めまして、関係機関・団体とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 この件につきましては、県の執行部も、大変な被害の中でこの対応まで十分検討がなされていないだろうと思うんですが、各市場については大変ここを懸念しておりますから、早急に、県当局としても、全頭が目視検査なり何らかの形で、県外購買者が安心して購買できるよう万全な態勢をとっていただきたい、そのようにお願いを申し上げたいと存じます。

次に、子牛の買い支え対策についてお伺いをいたします。実は、県内滞留牛が約1万9,000頭おるだろうと思うんです。5月、6月、7月、8月までの滞留している1万9,000頭ぐらいの競りが今から開催をされてまいります。この中で6市場の日数を出してみました。子牛競り市が6市場、42日間がされていない日にちであります。そして、これに子豚市、乳用子牛市等を合

わせると、8月までに50日間が開催されないんです。今から開催計画を立てていかなければならないんですが、これを都城で調べてみましたが、都城の子牛競り市の5月から8月までの開催されていない日にちが14日間あるんです。県外からの購買者が55%あるんです。そして、先ほどもありましたが、恐らく行政、JA等の買い控えをするようにという指示が出るだろうと思うんです。大幅な価格の下落が予想されておりますが、その対策についてどのように認識されておられるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 子牛競り市再開後の黒毛和牛の価格対策につきましては、子牛の平均売買価格が38万円を下回った場合に、その差額の4分の3を交付する国の事業と、各競り市場の子牛価格が口蹄疫発生前の価格を下回った場合に、その差額の一定割合を交付する県の事業とを組み合わせた支援を行うこととしております。

また、出荷遅延となった子牛の価格対策として、子牛の購買者に対して、一定価格以上で購入した場合に、価格に応じて、黒毛和牛では4万円を上限とする助成金を交付することとしております。これらの事業を効果的に実施することにより、子牛競り価格の安定を図ってまいります。

○山下博三議員 恐らく50日間という日数をクリアしていかなければなりません。その中で、県内の肥育農家もかなり購買意欲はあるだろうと思うんですが、まさしくこの日程調整から、県内での和牛子牛の市場をどのように進めていくのか、非常に不安を持っている中でありますから、ぜひとも真剣な議論をしていただいて、スムーズな市場が成り立つように、対策をお願いしたいと存じます。

続きまして、同じく農政水産部長にお伺いをいたします。口蹄疫対策事業の口蹄疫影響緩和緊急支援事業について、事業期間が、家畜競り市場が再開して2回までとなっておりますが、延長はできないものかお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本事業は、市場等の閉鎖に伴い出荷遅延となった子牛について、子牛競り市の再開時の子牛価格の下落対策として実施するものでございますが、今後の競り市場の状況を見ながら、適切に運営をしてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 都城では5月から8月までの滞留牛が7,200頭いるんです。とても2回の競りで7,200頭の牛はさばけないんです。それで私は、この延長を、3回ないし4回、これぐらいの検討をぜひ進めていただいて、スムーズな市場運営ができるように要望しておきたいと存じます。

次に入らせていただきますが、子牛競り市の再開に当たっては、肥育素牛の下落が予想されます。その対策についてお伺いをいたしますが、実は都城でもいろいろ聞き取りをしてみました。遅延によって、普通は300日程度で300キロぐらいの牛が上場されるんですが、今回は4カ月おくれで市場に上場されますから、そうになってしまいますと400キロを超える、恐らく440~450キロの牛が出荷されるだろうと思うんです。そうなったときに肥育農家は、それからの肥育というのは非常に肥育技術が難しいんです。10年前に出ましたときにも、そのときに安い牛を買われた肥育農家の皆さん方が、ロースシンが小さかったりして、肉牛になったときの市場価値がなかったんです。恐らくそのことの反省があつて、肥育農家の人たちは購買を遠慮されるだろうと思うんです。都城市場で7,200

頭出る中で、1,100頭の売れ残りが出るような話になっておりますが、これに対する対策をぜひ講じていってほしいと思うんです。その素牛に対する対策、購買されなかった肥育素牛についての検討が進んでいけば、お伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 子牛競り市の再開に当たり、価格の下落が予想される出荷遅延の肥育素牛に対する支援につきましては、県の肥育牛生産振興支援対策事業及び子牛導入促進対策事業により、一定価格以上の子牛を導入する購買者に対して支援を行うことで、出荷遅延となった肥育素牛の導入を促進してまいりたいと考えております。

また、国の家畜市場再開支援事業により、4県——これは大分、熊本、鹿児島、本県でございますが——を除く九州内外の購買者が、競り市場で導入した肥育素牛に係る輸送費に対する支援を行うなど、出荷遅延による肥育素牛の導入を促進する各種対策を講じてまいりたいと思います。

なお、これらの取り組みをしても購買されない素牛については、農業団体の協力をいただきながら、その解消に努めてまいりたいと考えております。

○山下博三議員 都城だけで1,100頭を予想いたしております。恐らく、県内各市場でかなりな不落頭数が出るだろうと思っております。御池に県出資の畜産公社があります。ここも、仮設の牛舎等でも、費用があれば、補助金があれば、ぜひ特措法の中に入れていただき、そしてJA管内、畜連等が施設を持っている中で、ぜひとも買い支えをしていただき、肉牛出荷として買い支えをしていただきたい、そのように検討を進めていただくようお願いを申し上げます。

ておきたいと思っております。

次に入ります。口蹄疫被災地の経営再建希望農家に対して、優良な繁殖雌牛を優先的に確保する制度ができないものか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 県といたしましては、発生地域において経営再建を希望する農家が優秀な繁殖雌牛を導入できるよう、各種事業における優先的な取り扱いについて、関係機関・団体とも協議しながら検討してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 平成21年度の凍結精液利用計画の種つけされた内容を調べてみました。県のスーパー種雄牛、まだ忠富士の精液は去年もつけておるわけですから、スーパー牛の精液が15万5,000本使われておるんです。その2分の1の授精があっても、その半分の8万頭ぐらいは出荷されてくるんです。スーパー牛の牛がですね。できたら、その牛を県外に出さないで、なるだけいい牛は、系統的なものは、被災地の人たちに優先配分されるように、お願いを申し上げておきたいと存じます。

最後の質問に入ります。被災地1,300戸の中で約7割の方が経営再建に向けて取り組みたいとの意向を聞いております。しかし、その中でも非常に不安がいっぱいあるだろうと思っております。農業は1年や2年で築き上げられるものではありません。30年、40年かけて築き上げたものが一瞬にしてなくなったわけでありますから、これから先の資金の問題、経営上成り立つまでの規模をどうするか、また、一層の不安は、いつ発生するかわからないウイルスだろうと思っております。各農家の経営再建に向けてはどのように取り組まれるのか、お伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 畜産農家の経

営再建につきましては、5月補正で措置していただきました「宮崎の畜産経営再生プロジェクト支援事業」により、経営再建を総合的に支援するチームを設置し、被害農家の実情に応じた総合的な指導、支援を行うこととしております。具体的な取り組みといたしましては、県や関係団体の畜産OB等を活用した相談員で構成される、畜産経営再生支援チームを設置しまして、この相談員による経営再生計画の策定や賃金・補助事業等の活用相談、また、飼養・衛生管理の指導や心のケアなどを行うこととしてしております。このような取り組みにより、畜産農家の経営再建、ひいては地域の早期復興・再生を実現してまいりたいと考えております。

○山下博三議員 最後に要望申し上げておきたいと思っております。一日も早く、被災された5市6町1,303戸の農家の皆様が元気を取り戻されること、そして、以前と変わらないにぎわいのある町に戻ることを祈っております。長い人生を家畜とともに過ごされてきた農家の皆さん、特に、生きがいとして牛を飼われてきた高齢者の皆様に、早く、1頭でも2頭でも牛を飼っていただき、家族の笑顔が戻られることを願っております。

本県の畜産を支えていただいている皆様に、重ねてお礼を申し上げ、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 次は、新見昌安議員。

○新見昌安議員〔登壇〕(拍手) 公明党の新見昌安でございます。

初めに、今回の口蹄疫の発生により、経済的、また精神的に多大な被害をこうむられた畜産農家の皆さん、また関連する業界で同様に被害を受けられた皆さんに、心からお見舞いを申し上げます。

また、長期にわたり防疫作業に全力で取り組んでいただいた、また現在も取り組んでいただいております県内外の多くの皆さんに、心から感謝を申し上げたいと思っております。

それでは、口蹄疫に関連して質問を行います。知事を初めとして関係各部長、警察本部長に答弁をお願いいたします。

まず、国の責任と地方の責任について、知事に伺っておきたいと思っております。中国や台湾、韓国において口蹄疫の感染が確認されていた中、本県における牛への感染が確認されたのは4月20日でありました。そして、最も恐れていたことでありましたが、28日には、猛烈な勢いでウイルスを体内で増殖してまき散らす豚への感染が確認され、それ以降、爆発的に拡大してしまったわけでありました。口蹄疫の感染拡大を防ぐために極めて重要であるのが初動体制であるの言うまでもないことではありますが、しかるに、陣頭指揮をとるべき当時の農水大臣は、豚への感染が確認された後の30日から9日間も外遊をした。しかも5月8日、帰国した足で向かったのは栃木県ということでありました。某国会議員の後援会結成式に参加するためだったということでもあります。一方、この時点で殺処分対象となっていたのは既に6万頭を超えていた状況でありましたが、宮崎のことなど全く念頭になかったのでありまじょうか。その後、本県入りしたのは5月10日、さらに官邸に対策本部が置かれたのは、発生から約1カ月も経過した5月17日のことでありました。まさに危機管理意識が欠如していると言っても過言ではない。ある新聞に、「感染は農水大臣の外遊中に急激に広がった。防疫の指揮をとるべきトップが留守だと、行政全体は危機感に欠けてしまう。それが現場に悪影響を及ぼし、防疫の初動

もおくれた」とありましたが、正鵠を射た指摘であると思います。まさしく初動のおくれが国家的危機になってしまったわけであり、その責任は当時の政権にあると言っても過言ではないと思います。そういった認識を持っておりませう。

であるからこそ、地元紙の単独インタビューにおける現農水大臣の「第一義的には県の責任」云々という発言は、前後の細かいやりとりの部分のニュアンスはわからないものの、県民の一人として違和感を覚えるし、到底受け入れることはできないものであります。家畜伝染病予防法及び6月4日に施行された口蹄疫対策特別措置法には、さまざまな役割、責務などが規定されておりますが、口蹄疫は家畜の伝染病であり、対策には国を挙げて取り組まなければならないものであります。その対策を講ずるに当たり、国の責任と地方の責任についてどのように受けとめているのか伺いたいと思います。

壇上からの質問は以上で終わり、そのほかについては自席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

国の責任と地方の責任についてであります。今回の口蹄疫のような法定伝染病については、国家防疫の観点から、国が責任を持って対応すべきもの、つまり国において基本方針を決定され、その実施について最終的に国が責任を負うべきものと認識をしております。このため、本県といたしましては、国と地方が適切な役割分担のもとに防疫措置を講じる仕組みが実現するよう、家畜伝染病予防法の改正等を国に対して働きかけてまいりたいと考えております。〔降壇〕

○新見昌安議員 ありがとうございます。

それでは、何点か伺っていきたいと思います。まず、原因究明への取り組みについてであります。先ほど述べたように、口蹄疫の感染は、昨年から近隣の中国、台湾、韓国等で確認されていたところでありました。国際化の進展に伴って外国との人の行き来が頻繁になっている現在、断定はできないものの、既に発生していたそれらの国々からウイルスが持ち込まれたということは十分考えられるところであります。科学的には断定できないとも言われておりますけれども、感染経路の解明は、容易でないことは十分認識しているわけでありましたが、畜産業の再興に向け奮闘しておられる方々のために抜本的な防疫対策をとるためにも、総力を挙げて取り組んでいく必要があると考えておりますが、まず、県としてはどのように取り組んでいくのか、知事に伺いたいと思います。

また、感染経路の究明は、当然のことながら国が率先して取り組むべき問題でもあります。国との連携はどのように考えているのか、同じく知事に伺いたいと思います。

○知事(東国原英夫君) 感染経路の解明は、今後の防疫体制の強化や再発防止を図る上で非常に重要でありまして、最終的には、国家防疫の観点から国の責任において行うべきものと考えております。国におきましては、家畜疾病や感染症の専門家等で構成される疫学調査チームや、新たに設置された現地調査チームにおいて、鋭意、感染経路の解明が行われておりますが、現段階ではまだ究明に至っていない状況であります。一方、県といたしましては、蔓延防止を図る観点から疫学調査を実施しており、収集した情報を随時、感染経路究明のための基礎データとして国に提供するなどしております。今後とも引き続き、国の調査チームに協力する

とともに、発生原因や感染経路の早期解明を国に求めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 本県のみならず他県においても、このような悲惨な状況を二度と生み出さない、そのためにも早期解明への尽力、国への協力、しっかりとお願いしたいと思っております。

次に、6月4日に施行された口蹄疫対策特別措置法に関して伺っていきたくと思いますが、この法律には家畜伝染病予防法では対応できない措置が盛り込まれているところでありますけれども、ここで、私たち公明党の動きについて簡単に紹介をしておきたいと思っております。公明党は、副代表の東順治衆議院議員を本部長として口蹄疫防疫対策本部を立ち上げ、4月29日と5月10日に相次いで本県に入らせていただき、知事、また被害が集中していた川南町、高鍋町の両町長、そして、えびの市長から被害状況を聞く中で、国への要望を受けてもらったところがあります。現地調査していただいた後、国会で取り上げてもらう一方、5月12日に首相官邸、そして農林水産省のほうに、生活・経営再建のための基金創設など1,000億円規模の緊急の対策予算を確保するように要請をしております。1,000億円云々という数字は、既にこのとき出ていたものであります。こういった要請をしたわけですが、政府の対応がはっきりしなかったということで、議員立法化を決断しました。そして、25日に公明党独自の口蹄疫対策特別措置法案を国会に提出したところであります。

この党の独自法案には、1,000億円規模の予算確保とともに、被害農家の手元に手当金が速やかに行き届くように、申請を待たずに仮払いできるような規定を設けたほか、消毒の義務化、予防的殺処分などの蔓延防止策、こういったも

のも盛り込んで、ほかの党にも呼びかけ、結果、28日にスピード成立をしているところであります。この特措法のポイントの一つが、地域経済の再建や活性化に役立つ基金を創設するというものであります。まさにこの基金創設は、再生に当たっての切り札ともなるものでありますけれども、現在のところ、この部分が明確になっていない。不安要素の一つであるわけですが、ここはきちんと盛り込んでもらわないといけない。知事としてはどのような働きかけを行っていかれるのか、お伺いをしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 口蹄疫対策特別措置法におきましては、地域経済の再建のため、きめ細かな措置を積極的に実施することができるように、基金の設置その他必要な措置を講ずることとされておりますが、議員御指摘のように、その内容につきましては、まだ具体的な検討が行われていないということでもあります。しかしながら、口蹄疫による影響は、発生地域の畜産業に限らず、観光、流通、製造業等、県内全域のあらゆる分野に及んでおりまして、その回復には相当の期間を要することとなりますので、県、市町村におけるさまざまな取り組みを迅速かつタイムリーに、しかも継続的に実施していくためには、基金の設置が必要であると考えております。これらのことから、県といたしましては、7月16日に国の現地対策本部に対しまして、本県で再生・復興のための基金を設置したいと考えていること、及び特措法第23条の措置として当該基金への財政支援を要望したところであります。

○新見昌安議員 この点に関しては、我々も我々の立場でしっかり取り組んでいきたいと思っております。

おとといの宮崎日日新聞の1面でありましたが、「児湯4町牛豚ゼロに」という見出しが目飛び込んでまいりました。わかってはいたものの、改めて、その悲惨さ、そして畜産が壊滅したという現実を思い知らされたところでありました。生活の基盤を失った畜産農家の皆さんの中には、再開をあきらめた人、結論を出しかねている人、さまざまでしょうけれども、再開を目指す人たちにとっても、ゼロからのスタートがいかにかたいか、どれだけの困難が待ち受けているか、想像するにたたくありません。発生前の状態に戻すためには数年かかると言われている中で、畜産農家の皆さん方に対しての今後の経営再建に向けた支援策をどのように考えているのか、重複しますけれども、農政水産部長に伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） 畜産農家の経営再建につきましては、5月補正で措置していただきました「宮崎の畜産経営再生プロジェクト支援事業」により、経営再建を総合的に支援するチームを設置し、被害農家の実情に応じた総合的な指導、支援を行うこととしております。具体的な取り組みといたしましては、県や関係団体の畜産OB等を活用した相談員で構成される「畜産経営再生支援チーム」を設置し、この相談員による経営再生計画の策定や資金・補助事業等の活用の相談、また、飼養・衛生管理の指導や心のケアなどを行うことといたしております。このような取り組みにより、畜産農家の経営再建、ひいては地域の早期復興・再生を実現してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 しっかり取り組んでいていただきたいと思っております。

ところで、口蹄疫で精神的な被害を受けた人を支援するために、県の臨床心理士会の皆さん

が、「こころの健康電話相談」を今月の18日から毎週日曜日に、10月いっぱい実施するとの新聞報道がありました。それによりますと、被害を受けてから1カ月間は自己治癒力があるけれども、1カ月を過ぎても不眠、そして嫌な場面が目浮かぶといった症状が続く場合には、専門的なケアが必要とされるとありました。多くの牛や豚を無益に殺処分した心のダメージは、そう簡単にはいやされることはない、門外漢ながらわかっていたところでもありますけれども、改めて、ケアの難しさ、そして平穏な心の状態に戻るには時間がかかるということを知らされたところであります。県においては、「こころと身体の健康支援チーム」といったものを編成しておられますけれども、畜産農家等の心身のケアについては、長期戦で移動制限解除後も継続すべきであると考えます。福祉保健部長の見解を伺いたいと思っております。

○福祉保健部長（高橋 博君） 畜産農家等の心身のケアにつきましては、各保健所等に相談窓口を設けるとともに、6月7日には保健師等で構成する「こころと身体の健康支援チーム」を設置し、口蹄疫発生農家と、家畜がワクチン接種を受けた農家の皆さんに対して、電話による聞き取り調査を行っているところであります。この調査で緊急にケアが必要と判断される場合には、地元の保健所と市町が連携して、医師や保健師による個別訪問を行っているところでありますが、農家の皆さんは長期にわたる緊張や不安の中にありますので、今後とも、きめ細かい支援を継続的に行う必要があると考えております。このため県としましては、口蹄疫の終息後も、地元市町や関係団体等と連携を図りながら、長期的に心身のケアを実施してまいることとしております。

○新見昌安議員 私の知人のドクターの中には、口蹄疫発生の勢いが全く衰えを見せていなかった時点から、現地に乗り込んでボランティアでもろもろの相談に乗ってあげたいという人もおりました。行動が著しく制限される中で、残念ながらそれはかなわなかったわけですが、今もその思いを強く持ち続けております。県においては、今後もケアを継続されるということですので安心はしましたが、ボランティアの活用等も視野に入れて取り組んでいただければというふうに思います。よろしく願いしておきます。

次に、2次被害関連業界への支援について伺いたいと思います。きょうも多くの議員が指摘したように、口蹄疫が県内の経済に与えた打撃がますます深刻さを増してきております。観光・レジャー産業、飲食サービス業、運送業、中にはこんなところにも影響があるのかとびっくりするようなこともあります。口蹄疫が発生しなくても、本県は長引く不況でただでさえ厳しい経済・雇用情勢にあったわけですが、それが一段と厳しさを増し、さらに長期化することが懸念されております。そういった中、地域によっては、消費の喚起、販売促進を図るための取り組み等がなされておりますが、プレミアムつき商品券等の取り扱いも一つの例じゃないかと思います。そのほかにも、県内外から多くの人を呼び込むためのイベントの開催などなど、それぞれの地域が知恵を絞って企画していくことになるのではないかと思います。疲弊した地域、そのうちの商店街支援について、県としての消費拡大策等を商工観光労働部長に伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 口蹄疫の発生拡大に伴った防疫措置の強化等によりまし

て、児湯地区を初め県内各地域で商店街への客足が遠のきまして、各店舗での売り上げ等も激減しているところでございます。このため、市町村によっては、商店街等での消費需要の喚起を図るため、今回の口蹄疫対策としまして、各種イベントの開催を計画したり、プレミアム商品券の発行あるいは計画を行っているところでございます。県といたしましても、これらの市町村の動き等も踏まえながら、需要喚起につながる対策、例えば、県内各地域における物産展の開催あるいはイベントへの支援等に取り組みまして、商店街の販売機会の拡充、あるいは消費拡大を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○新見昌安議員 次に、雇用対策について伺いたいと思います。これもこれまでの質問と重複するところではございますが、口蹄疫発生地区等においては、失業者の増大も懸念されるところであります。緊急雇用対策を積極的に実施していくべきと考えますけれども、農政水産部長に取り組みを伺いたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 口蹄疫発生地区における緊急雇用対策といたしましては、農場での清掃や消毒作業が中心となった7月から、緊急雇用創出事業臨時特例基金を活用して約100人の雇用を図っているところであります。また今後、封じ込めを行っている家畜排せつ物の堆肥化を確認するため、温度測定等の農場調査員として引き続き雇用していくことといたしております。今後とも、商工観光労働部との連携を密にして、基金を活用した積極的な雇用対策に取り組んでまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 次に、これも重複してしまいますけれども、埋却地の環境対策についてであります。特に児湯・西都地域の1市5町で

は、28万頭という物すごい数の牛や豚が地中に埋められてしまったと。これは日本の歴史上初めてのことじゃないでしょうか。まさしく前例がない、現実に体験したことがないゆえに、今後どのような影響が出てくるか、だれも予測がつかないのではないかと思います。素人考えで思いつくのは、においが出るとか、水に影響があるというようなことでありますけれども、埋却地周辺における臭気及び地下水の現状、そして今後の対応についてどのように取り組んでいくのか、農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 一部の埋却地におきましては、埋却から数日経過した後、埋却した家畜による悪臭の発生が確認されましたが、関係市町と連携し、消石灰の散布や覆土を行うなどの措置を講じたところであります。また、地下水につきましては、市や町と連携して埋却地周辺の井戸の水質調査を実施することとしておりますが、現時点では、直接的な影響は確認されておられません。今後とも、宮崎県口蹄疫復興対策本部が策定する環境対策方針に基づき、関係機関・団体と連携しながら、埋却地の巡回調査や地下水の定期的なモニタリング調査を行うなど、埋却地周辺の環境対策について適切に対応してまいりたいと存じます。

○新見昌安議員 今回の口蹄疫の発生は、畜産を学んでいた子供たちにも影響を及ぼしてしまったということになります。高鍋町の県立農業大学校でも、飼育していた牛が感染して全頭が殺処分、そして実習ができないという状況下に置かれているようであります。座学だけでは、当然のことながら限界があるのではないかと。実習不足を補うために、現在どのように取り組んでおられるのか。また、今後どのように取り組んでいかれるのかお伺いをしたいと思

います。

○農政水産部長（高島俊一君） 県立農業大学校では、徹底した感染防止対策を講じてきたところでありますが、口蹄疫の発生により、肉用牛142頭、乳用牛76頭、合計218頭の家畜が処分されたことは、まことに残念なことだと考えております。このようなことから、現在、畜産経営学科の教育計画を見直し、座学のほか、トラクターなどの資格取得の講習や、飼料作物の栽培実習及び成分分析の実験などを中心に、授業を実施しているところでございます。今後につきましては、農家や畜産試験場などを活用した校外実習の実施や、計画的な家畜の導入を図ることで、必要な実習時間の確保に努め、学生一人一人の目標実現を支援し、将来を担う農業者の育成を図ってまいりたいと存じます。

○新見昌安議員 夢と希望を持って入学した子供たちのためにも、しっかり今後取り組んでいただきたいというふうに思います。

ところで、本日の質問の中でもたくさん取り上げられましたけれども、今回の口蹄疫発生に際しては、獣医師を初めとして他県からたくさんの職員が応援に駆けつけてくれたようであります。改めて、その状況と、これに対して県としてはどのように配慮に努められるのか、農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回の防疫措置において、家畜防疫員や牛の保定員など県外から約2,600名の応援をいただいたところであります。大変感謝をしているところでございます。県外応援職員の受け入れに関しては、専門窓口を設置し、宿泊の手配や交通手段の確保等、万全を期してまいりました。また、現地でも健康診断を行うなど、健康管理にも十分な配慮を行ったところであります。しかしながら、県外

からの派遣獣医師が牛に目をけられて重症を負われたほか、約50件の県外応援者の健康被害が発生いたしました。これらの健康被害を受けられた方々につきましては、定期的に状況等の確認を行い、アフターケアに当たっているところでございます。

○新見昌安議員 同様に、防疫活動支援として県外から派遣されている警察官の人数、派遣期間、活動内容及びそれに対して警察としてはどのように配慮に努めたのか、警察本部長に伺います。

○警察本部長（鶴見雅男君） 県外から派遣をされております警察官の人員であります。第1次派遣として5月19日に約160名、6月10日に第2次増加派遣といたしまして約140名、さらに6月17日に第3次増加派遣といたしまして約110名の派遣を受けておまして、現在、合計400名を超える応援体制となっております。現在、なお応援を受けているところでございます。

また、活動内容につきましては、主要な消毒ポイントでの交通誘導、警戒等の防疫作業に対する支援活動のほか、自治体の見舞金交付場所における警戒や突発事案への対応等にも従事しているところでございます。

さらに、派遣警察官に対する配慮についてありますが、県内での勤務に支障がないように、本県の警察官を受援要員といたしまして各部隊に配置をして、宿泊、給食の手配や熱中症対策としての飲料水の配分、その他防疫服、マスク、消毒薬等を配分して防疫対策を行うなどの各種の支援を行っております。また、健康異常を申し出た者に対しましては、夜間でも直ちに医療機関の受診ができるように、医療機関を指定して協力依頼を行う等、健康管理面についても配慮しているところでありまして、現在ま

で特段の問題は発生しておりません。

○新見昌安議員 今回の臨時議会の議案には、新規事業として口蹄疫復興メッセージ発信事業を盛り込まれておまして、全国に向けて、さまざまな支援に対する感謝あるいは応援のお願いなどを発信するようでありますけれども、それとは別に、終息の暁には、ぜひともきちんとした感謝の思いを何らかの形で、応援をいただいた他県の皆さんに届けていただきたいというふうに思います。これはよろしく願いをしておきたいと思っております。

一方で、今回の口蹄疫の発生に伴って、本県における年度初めの新規採用職員に対する研修などへの影響はなかったのか、総務部長にお伺いをいたします。

○総務部長（稲用博美君） 本年度の新規採用職員に対する全体研修は、一部の職種を除きまして4月5日から9日までの期間に行っておりまして、4月20日に発生いたしました口蹄疫による直接の影響はなかったところであります。しかしながら、新規採用職員の配属先によりましては、直接の上司や先輩職員が防疫対策に従事しているということで、業務を通じた職場研修が十分に受けられないといった状況も見受けられますことから、所属全体で新規採用職員に対する指導や助言を行うように指示をしたところであります。また、新規採用職員研修以外につきましても、現在までのところ、中止や延期といった措置は講じておりませんが、防疫作業への従事等の事情によりまして、予定をしていた研修を受講できない職員が少なからず生じております。このため、このような職員に対しましては、改めて研修が受講できるように配慮してまいりたいというふうに考えております。

○新見昌安議員 警察はどうだったでしょう

か、警察本部長にお伺いいたします。

○警察本部長（鶴見雅男君） 本年度の新規採用職員のうち警察官につきましては、4月1日から警察学校に入校しておりまして、教養計画に基づいて、現在も研修中であります。また、警察事務職員につきましても、予定どおり4月12日から23日までの12日間、宮崎県警察学校において研修を行っており、新規採用職員の研修に対する影響は特段なかったものと考えております。このほか、警察学校におきましては、警察官としての高度な知識・技能を習得するための専科教養を実施しているところであります。5月からこれまでに、6つの課程の専科教養を計画しておりましたが、これらにつきましては、日程調整を行いまして、9月以降に実施することとしております。

○新見昌安議員 新規採用の職員にとって、採用直後の口蹄疫の発生は、生涯忘れることはできないでしょうし、しっかりと記憶にとどめておいていただきたいというふうに思います。

次に、原因究明の取り組みとも関連するところでもありますけれども、今回の口蹄疫ウイルスは、中国、韓国で発生した口蹄疫ウイルスと同じということで、やはり外国から持ち込まれてきたと考えるのが妥当じゃないかと思います。今後は、水際での防止が一段と重要となってくるわけですが、ウイルスの侵入防止対策として、県単独で取り組むこと、近隣県と協調して取り組むこと、国が取り組むべきことについてどのように考えておられるのか、知事に伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 近年、経済のグローバル化に伴い、人や物の交流が活発となっていることから、口蹄疫などの海外悪性伝染病を国内には絶対侵入させないという、水際での防疫

が最も重要であると考えております。このため国においては、動物検疫所において、輸入される生きた家畜の検疫や、稲わらなど感染の媒介となるものについて、さらに徹底した検査を実施するとともに、空港や港においても、徹底した防疫対策に取り組むべきと考えております。一方、県では、発生及び蔓延防止を強化するため、市町村や関係団体と連携し、各農場での防疫措置の徹底、飼養衛生管理基準の遵守、防疫意識の啓発について一層の取り組みを図る必要があると考えております。さらに、近隣県との関係においては、県境を接する家畜保健衛生所等が開催する県境防疫会議などの場において、さらなる情報の共有化等を図る必要があると考えております。

○新見昌安議員 以前、新型インフルエンザの発生を想定しての訓練について大規模に行うべきという提案をしたことがあります。今回、口蹄疫の発生を受けて、今後は防疫の演習も実施すべきというふうに思います。農政水産部長に見解を伺いたいと思います。

あわせて、演習を実施する場合、どのようなことに留意すべきかについても伺いたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 今般の本県における口蹄疫の発生拡大を踏まえ、国においては、疑似患畜と判定後、24時間以内に殺処分を終了すること等を定めた新たなマニュアルを策定しており、県においても、今回の防疫対策を徹底的に検証し、防疫マニュアルを見直すことといたしております。今後、県といたしましては、新たなマニュアルに基づき、市町村と連携した防疫演習を積極的に実施してまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 よろしくお伺いいたします。

話を少し戻しますけれども、非常事態宣言についてであります。発令されたのが5月18日、懸命に防疫措置を講じていたにもかかわらず、拡大に歯どめがかからないときでありました。この発令によりまして、県民に事態の深刻さを改めて認識させ、より一層の緊張感を持たせることにはなったものの、その一方で、この非常事態宣言によって経済が一気に冷え込んだという事は巷間言われているところでありました。非常事態宣言の発令には功罪あったというふうに思っております。非常事態宣言が県内の経済のさまざまな分野に与えた影響、どのように実態把握をしておられるのか、県民政策部長にお伺いをいたします。

○県民政策部長（山下健次君） 今回の口蹄疫につきましては、外出の自粛やイベントの延期等を求めた非常事態宣言、あるいは口蹄疫被害そのものの広域化、長期化等もございまして、その影響は、ホテルや飲食業、卸・小売などさまざまな分野に広がっております。本年の6月に実施をいたしました緊急影響調査では、特に影響が大きい西都・児湯地域におきまして、調査対象の約85%の商工業者に売り上げ減少等の影響が出ているところがございます。さらには、宮崎ナンバーの車両の敬遠、こういった風評被害も発生しております。今後、再生・復興に向けました具体的な対策を検討していくに当たりましては、各分野における影響を、関係団体等を通じて、より詳細に把握いたしまして、市町村や関係団体等と一体となって、経済活性化に向けての効果的な対策を進めてまいりたいと考えております。

○新見昌安議員 今は一部解除の段階ですけれども、全面解除まであともう少しだというふうに思います。油断を排して、私どもも消毒の徹

底をしっかりと継続していきますし、県民にもしっかりとお願いをしていきたいと思っております。

口蹄疫が終息して非常事態宣言も解除になれば、一日も早く宮崎の再浮揚に取り組まなければなりません。アピール力、発信力に富んだ知事が先頭に立って、力強いリーダーシップを発揮されることを心から期待するところでありませぬけれども、知事としては、今回の口蹄疫からの復興を進めるに当たって、県民総力戦の観点から、県民に何を期待し、どのように行動してもらいたいと考えているのか、伺いたいと思っております。

○知事（東国原英夫君） 今回の口蹄疫に対しましては、現在、関係者が一体となって全力で対応に当たっているところではありますが、一日も早い終息を迎えるためには、県民の皆様もこれまで同様、気を緩めず、防疫のための正しい行動をとっていただくことが、まず重要であると考えております。

また、これまで多くの方々から、励ましの御支援や、宮崎のために力になりたいという熱い思いが数多く寄せられておりますが、そのような声にこたえるためにも、終息後は、県民の皆様の手を結集し、県の再生を目指してまいりたいと考えております。そのため、再建を目指す畜産農家や各事業者の皆様、イベントや祭り等で地域の活性化に携わっておられる方々、さらに県民の一人一人が、それぞれの立場で、宮崎の活気を取り戻す、あるいは以前よりも元気にするという強い気持ちを持っていただき、力を注いでいただくことを期待しているところであります。私も先頭に立って本県の復興に努めてまいりますので、このような災害からの復興のモデルとなれるよう、まさしく県民総力戦で、この難局を乗り越えてまいりたいと考えており

ます。

○新見昌安議員 私も宮崎県民の一人であります。県民総力戦に取り組む一員として、また県議会に身を置く者の一人として、今の知事の思いをしっかり受けとめて、県の再生を目指し、また、県民お一人お一人が元気を取り戻せるようしっかり全力で取り組んでいくことを、この場で決意いたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 ここで休憩いたします。

午後4時0分休憩

午後4時10分開議

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

次は、前屋敷恵美議員。

○前屋敷恵美議員〔登壇〕(拍手) 日本共産党の前屋敷恵美でございます。通告に従い質問を行います。

初めに、今回、口蹄疫の被害に遭われた農家の皆様、そして、この口蹄疫発生でさまざまな影響を受けておられるすべての関連業界や関係者の皆様に心からお見舞いを申し上げます。そして、これまで県内外から御支援をいただいた獣医師を初め、ボランティアの皆さん、JAや県・市町村職員、また各関係者の方々が献身的に防疫作業など支援活動に従事され、また、現在も頑張っていただいておりますことに感謝を申し上げます。

今回の口蹄疫被害は、日本の畜産史上、最悪の大惨事となりました。まさに畜産県宮崎の屋台骨を揺るがしかねない事態です。家族同様に愛情を注いで育ててきた家畜を目の前で処分し

なければならなかった農家の皆さんの心情は、察するに余りあります。殺処分をして空になり、石灰で真っ白に覆われた畜舎を見せてもらいましたが、その廃墟のように静まり返った畜舎を目の当たりにして、本当に胸が痛みました。今回の被害の甚大さを思い知らされました。今、何より、口蹄疫被害を受けた農家やその影響を受けているさまざまな関連業界の方々を、1軒たりとも1人たりとも離農や廃業・失業をさせない、そのためにはそれぞれの生活基盤を援助し、しっかり支えて地域経済を守る、この取り組みが極めて重要であることは言うまでもありません。不十分さはありますが、国の口蹄疫対策特別措置法が施行されました。時限立法でもあり、一刻も早く、国の責任のもと実効ある具体化が求められています。宮崎の畜産や農業、日本の農業や食料、そして宮崎の経済を守るのだという固い決意を、そして、財源を含めた全面的な支援に国が責任を負い、県も一体となって問題の早期解決に当たる、こうした立場に立つことが重要だと思います。まず、知事の決意のほどをお聞かせください。

その上で、今回の口蹄疫被害における発生直後の対応や感染経路の解明、宮崎の畜産の再生についての考え方、また農業政策のあり方など、現段階での総括と対策について伺います。

以上で壇上からの質問を終わり、後は質問者席から行います。(拍手)〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕お答えいたします。

口蹄疫の感染経路の特定等についてであります。現在、国の家畜疾病や感染症の専門家で構成される疫学調査チームや、新たに設置した現地調査チームにおいて、鋭意、感染経路の解明が行われておりますが、現段階ではまだ特定す

るには至っていない状況であります。

次に、地域再生についてであります。今回の口蹄疫は、畜産農家はもとより、飼料や食品加工などの畜産関連産業や観光や物産など、県内経済のあらゆる分野に甚大な影響を及ぼしております。特に大きな被害を受けた西都・児湯を中心とする地域では、主要産業である畜産の生産基盤が失われたことから、地域経済への影響が長期化することが懸念されております。県といたしましては、口蹄疫の被害から一刻も早く立ち直り、地域経済の再生が図られるよう、6月28日には全庁横断的な復興対策本部を設置し、畜産再生や地域経済振興、経済雇用対策など総合的な検討を行っているところであります。今後、国や市町村、民間団体等とも連携しながら、地域経済全体の復興に全力で取り組んでまいりたいと思っております。〔降壇〕

○前屋敷恵美議員 今後、感染経路の解明は、国と県とが一体となって調査に当たることが何より重要だというふうに思っております。現段階ではまだその解明がなされていない、そういう状況でありますので、より一層、協力体制を十分に進めていくこと。やはり、この感染経路が特定されなければ防ぎようがないわけですから、絶対にこのところは徹底して——10年前は特定がなかなかされなかったことがあります。今回はぜひそういうことのないように、徹底した感染経路の特定を急いでいただきたいというふうに思います。

私は、今回の口蹄疫の被害から何を教訓とするかということが、今後の宮崎の大きな課題でもあるというふうに思っています。まず最初に、我が国の農業政策のあり方がどうだったのかも問われています。低い飼料の自給率、この問題は、口蹄疫国からの輸入粗飼料が、熱処理

済みとはいえ絶対安全とは言いがたいこと、また、自給政策への抜本的転換が求められていることだというふうに思います。既に質問者の方々からこの点の指摘もありましたけれども、ぜひこの飼料の自給率、特に稲わらについては、県産100%目標を目指して進めていくことが大事だと思います。また、経営体制も、今、無理な大規模・集約化営農が進められております。このことで、自然環境の悪化や家畜のストレス増加に伴う疾病の増加が進行しているということも今言われております。こうした経営のあり方の再検討、健康な家畜を飼育していく、こうした改善もこれから必要になってくるというふうに思います。こういった問題も、これからの大きな課題として、畜産の経営の上、また、農業の上では取り入れていかなければならない課題だというふうに思っております。

次に、直接被害農家やワクチン接種農家に対する再生支援について伺います。

全頭処分となった畜産農家が事業を再開し、軌道に乗せるまでの営農や生活資金の直接支援の必要性についてです。畜産経営が再開できたとしても、収入を得るまでには時間もかかりますし、経費もかかります。ゼロからのスタートと言われますが、農家の皆さん方は、「ゼロからじゃない。マイナスからのスタートだ」というふうに言われています。差し当たって当面の生活費と経費の手当てなど直接支援が必要ですが、この点についての対応をどのように考えているのか、農政水産部長に伺いたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 御指摘のとおり、疑似患畜発生農家やワクチン接種農家の経営再開のためには、直接的な支援が不可欠であると認識しております。例えば、今回の経営再

開までの支援策としては、まず、殺処分された家畜には、その評価額の全額について補てんが行われます。次に、疑似患畜発生農家のうち、互助基金に加入している農家に対しては経営支援互助金が支払われ、未加入の農家に対しては、その2分の1に相当する金額を支払うことといたしております。また、ワクチン接種農家に対しては、経営支援互助金と同額の支援金を支払うことといたしております。

○前屋敷恵美議員 一定のそういった支援金というのはありますけれども、それらのものは、今後再開するであろう農家の皆さん方の資金として大切にとっておかなければならないし、それを当面、生活費として使えばいいというものではないというふうに私は思います。畜産を再建して、それらを元手に再開するわけですから、そこから得た利益が本来、生活費になっていくということです。今、当面そういった収入がないわけですから、やはりそのところはしっかり支えていく、そして再建につないでいくということが大事だというふうに思っています。

また、支援について、減免措置についてあわせて伺いたいと思います。特措法の第27条にもうたっておりますが、必要な税制上の措置を講ずることの必要性について伺います。当然、所得が減少したことに伴って法定減免は適用されると思いますが、現在支払いが困難な分をどうするかです。国保税など申請減免制度のあるところ、ないところ、そういった自治体があるわけですが、各市町村においては、市町村民税や国保税、介護保険料などの徴収猶予や減免、免除を講じることが必要だというふうに私は思っています。こうした措置を講じているところが現在どの程度自治体ではあるのか、把握してお

られればお答えください。

○総務部長（稲用博美君） 各市町村におきましては、口蹄疫による被害を受けた納税者等からの相談に対しまして、窓口あるいは電話により随時対応しているところであります。こうした相談を行いました結果、地方税法等の法令の規定に基づき、7月13日までの集計になりますが、徴収猶予の決定に至った事例は、国民健康保険税を含む市町村税は6市町で合計50件、介護保険料は1市で2件、保育料は2市町で合計2件となっております。また、法令等に基づき市町村税等の減免の決定が行われた事例は、現在のところはございません。

○前屋敷恵美議員 実際、減免措置についての第一歩が今始まっているところなんですけれども、県民税についても税制上の措置を講じる必要があると思いますが、その点についてはどうでしょうか。

○総務部長（稲用博美君） 県税につきましては、自動車税等について徴収猶予ということをやっています。自動車税につきましては、税法上の規定から、自動車そのものが滅失した場合には減免することとされておりますが、実際、今は自動車そのものに損害を受けているわけはありませんので、徴収猶予という形をとらせていただいております。

○前屋敷恵美議員 それは自動車税ですが、県民税についてはどうですか。

○総務部長（稲用博美君） 県民税につきましては、市町村民税と一緒に、市町村において徴収することになります。課税徴収が市町村になりますので、市町村民税が減免をされた場合には、県税も減免をされるという形になります。

○前屋敷恵美議員 この減免措置については、特措法でもうたっておりますように、被害を受

けた方々の生活を支えるという点で、税制上の措置を講ずることができるということが言われていますので、やはり市町村に対しても、積極的に取り組む、また周知徹底を図るというようなことを、指導というといけないのかもしれませんが、そういったことを通知する、周知徹底を図るということも県からは必要なことじゃないかと思いますが、いかがですか。

○総務部長（稲用博美君） 市町村税の減免につきましては、地方税法及び各市町村の条例の規定に基づいて、各市町村長の判断により行うこととなります。県といたしましては、口蹄疫の蔓延により被害を受けられました納税者に対する地方税に係る期限の延長、徴収猶予及び減免措置について適切に対応するように、各市町村に対し通知を行ったところであります。

○前屋敷恵美議員 ぜひ減免、それから猶予を含めて周知徹底が図られて、被災された多くの皆さん方が利用できるような方向で進めていただきたいと思います。

また、農家に支払われる補償金などについて、所得として市町村民税の課税対象となるかというところもお聞きしたかったんですけども、既に前段の方の質問のお答えをいただいております。この27条の精神を生かすという点からは、非課税が当然であるというふうに思っているところです。今、税制上の改正も行われているという御答弁でありましたので、ぜひそれが実現できるように、しっかりと見届けていきたいというふうに思っております。

次に、関連産業、関連業者に対する支援について伺いたいと思います。

削蹄師や人工授精師、のこくず——おが粉と言うそうなんですけれども——業者など関連産業への支援です。現在、家畜がいなくなる中で

全く仕事が無くなった方々です。しかし、被害に遭われた畜産農家の方々は、その失意の中でも7割の方々が今後も畜産を続けたいと言っておられます。畜産が再開されたとき、農家にとってなくてはならないのがこうした業者の方々であり、絶対条件と言えます。畜産農家を支えているあらゆる業者の生活支援をしっかりと行っていくことが必要です。このことは、畜産が復活する保障ともなるわけですから、こういった削蹄師、人工授精師の方々への対策、生活支援、どのように行いますか、答弁いただきたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） 削蹄師や人工授精師など、畜産とのかかわりが深い関連産業への生活補償についてでございますが、家畜人工授精師や削蹄師の業務は、酪農家や肉用牛農家が相手でありまして、口蹄疫の影響を直接受けられ、この3カ月間全く現金収入が入らないなど、非常に厳しい状況であると認識をいたしております。このため、5月の専決予算において畜産経営体等生活支援資金を創設し、畜産農家のみならず、口蹄疫の発生により影響を受ける家畜人工授精師や削蹄師に対する当面の生活資金としての融資に係る利子補給を行っているところです。なお、7月16日に、一部地域を除いて授精業務の自粛解除を行ったところであります。

○前屋敷恵美議員 当面、生活支援資金の貸し付けということです。利子補給は行われるわけなんですけれども、借りれば返さなくてはならない、しかし、仕事がなく収入がないわけですから、この利子補給だけではどうにもならないんですね。ですから、生活を支えて、畜産が再開されたときにしっかりと仕事をしていただく、任に当たっていただくという点では、生活

資金そのものを一定程度、直接支援などの考慮が必要じゃないかというふうに思っておりますが、今後の方向性、見通しなどはいかがでしょうか。

○農政水産部長（高島俊一君） 状況は私どもも十分理解しているんですが、制度上どうなるかということについては、これ以上のお答えはできないということでございます。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 やはりそこを一点突破しないと、この方々が再開されたときに力になり得ないということだと思います。ですから、あらゆる手だてが求められていると思いますので、今後はその施策といいますか、県の知恵の出どころだというふうに思っておりますので、ぜひ今後の大きな検討課題にさせていただきたいと思っております。

それから、のこくず（おが粉）業者の方のお話をいたしました。これは一例ですけれども、畜産農家に供給をしていたのこくずの搬出が、家畜がいなくなってストップする。それで製材所にも影響が出ているということを知っております。のこくずについては、消臭効果などを生かすという点で埋却時に活用することは提案をされておりましたけれども、このことが生かされたということも聞いております。一応殺処分され、埋却されたということで、埋却に使うおが粉、おかくずは不要になったわけですから、今度はそのほかの使い道が必要になってくるわけです。バイオマス燃料への活用転換を図るなどの手だてを、県が積極的に指導していく。そういう道をあけていく。被害に遭われた方々の立場に立った生活支援、道あけがどうしても必要だというふうに思いますが、事例は限っておりますが、おかくず業者の方々へ

の対応は考えておられるか、お聞きしたいと思います。

○環境森林部長（吉瀬和明君） 製材工場で生産されるおが粉につきましては、その大部分が畜産用敷料として利用されておりますけれども、今回の口蹄疫発生以降、需要が減少したことなどから、関係団体等と連携を図りながら、まず一時保管場所の確保に努めるとともに、御指摘のありましたように、家畜等の埋却地における臭気などの環境対策の資材としても利用したところでございます。県といたしましては、敷料としての利用が回復するまでの間、製材工場への影響等も把握しながら、引き続き、おが粉保管場所の確保など円滑な利用調整に努めるとともに、発電施設の燃料あるいは木質ペレットの原料など、エネルギー源としての利用促進にも、より一層取り組んでまいりたいと考えております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ親身になった手だてを、この分野だけでなくあらゆるところでそのことが今求められているというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次に、地域再生支援の創設について伺いたいというふうに思います。今回の口蹄疫被害は、第1次産業にとどまらず、2次産業、3次産業と地域経済全体に及んでいます。非常事態宣言が出されて以来、イベントや集会など大小さまざまな催しが中止や延期されて人出もなくなる中、売り上げ激減の飲食業を初めとしてさまざまな業界へ、その影響が広がっています。地域経済への影響については、前段の方々の質問で県内の状況が報告されておりました。今、そういった分野をどう支援していくかということが求められているというふうに思います。今月27日にも全県の移動制限解除が見込まれています

が、すぐに経営の回復というふうにはいきません。地域経済再生のための支援がどうしても必要になってきます。そこで、先の見通しが不明中で今、こうした業者の皆さん方へは融資などが一定の準備はされておりますけれども、とても融資などで救済できる状態ではありません。実態に即した支援がどうしても必要になってくるというふうに思います。

そこで、商工観光労働部長にお伺いをしたいんですけれども、通告しておりませんでした。今、セーフティネットの融資だとか口蹄疫対策緊急貸付事業、こういったものがあるということも述べられておりました。ところが、セーフティネットの融資は申請額が減額をされるとか、口蹄疫対策の緊急貸付事業は金融機関で枠がないと言って断られるというような事例を直接聞いたものですから、急遽でしたが、質問をさせていただきたいんですが、もしこういった事態を把握しておられるのであれば、今後の対応などについてお聞かせいただければというふうに思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 口蹄疫緊急貸付、先ほども答弁させていただきましたけど、50億の融資枠でございます。その中で、中小企業等については金融対策をやっているところでございます。これも制度的には、セーフティネットの枠内でこの貸し付けを申請する場合は金利が非常に安くなる、そういう制度も使っております。それから、もう一つは、既存の借りたものについての返済等が非常に厳しくなっているというお話も、実態として聞いております。そういう方々に対しましては、昨年制定されました金融円滑化法に基づいて、各金融機関に、借りがえに積極的に応じるとか、返済期間の延長とか、そういうことをやっていただ

くように、我々としても強くお願いしているところでございまして、我々としてはそういう対応で当面はやっていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 こういった緊急事態のときですから、ぜひ使い勝手のいいように制度の改善なども行いながら、十分に活用していただき、元気を取り戻していただき、経営に励んでいただく。そういうことが、やはり地域経済を活性化させていくことにもつながりますので、ぜひそのところの御努力をお願いしたいと思います。

また、もう一点は、納税証明がなければ融資が受けられないということも聞いています。このとき、そういうハードルの高さでは、なかなか制度資金も活用できないんじゃないかというふうにも思ったところですので、そういう点も含めて、そういう融資を受けたいという方々の思いを酌み取っていただけるような制度へ改善を図っていただきたい。このことをぜひ要望しておきたいというふうに思います。

今、貸し付けということで、利子の補給はあっても直接支援ではなかったりということ、十分に期待にこたえられない支援の内容じゃなかったかなというふうに思います。そういったときに、これまでもお話が出ましたけれども、特措法の第23条の基金の問題を、どうしても今急ぐ必要があるというふうに私は思います。この23条は、まさに具体的に述べております。「口蹄疫のまん延が地域経済に重大な影響を及ぼしている状況にかんがみ、地域経済の再建及びその活性化を図るため、地域の実情に応じたきめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、これらの措置に必要な費用に充てるための基金の設置その他の必要な措置を講ず

るものとする」、こういうふうには位置づけてうたっているわけです。ですから、やはりこれは国が責任を持ってこの基金に当たる、対処をする、実現をしていかなければなりません。これまでの御答弁を聞いておきますと、国は全く白紙の状態だ、検討しておられないということですが、これは極めて国の怠慢、無責任だということに思っております。これだけ甚大な被害を来しているこの宮崎の地域経済、直接被害の農業の方々もですけれども、そういったところに手が届くようなものがこの基金でなければならぬのに、それがいまだかつて検討もされておられないということではだめだということに私は思います。この地域再生基金の創設は早急に必要と思いますが、知事の御見解を伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 口蹄疫対策特別措置法におきましては、地域経済の再建のため、きめ細かな措置を積極的に実施することができるよう、基金の設置その他必要な措置を講ずることとされておりますが、その内容につきましては、まだ具体的な検討が行われていないと聞いております。口蹄疫から再生・復興を図っていくためには、県や市町村におけるさまざまな取り組みを迅速かつタイムリーに、しかも継続的に実施していく必要があることから、県といたしましては、再生・復興のための基金を設置したいと考えておまして、国に対しましては、特措法第23条に基づく措置として、当該基金に対する支援を要望しているところであります。

○前屋敷恵美議員 この再生・復興のための基金、これはやはり激甚対策と同じような考え方でなければならぬというふうに私は思います。この基金の活用については、状況は若干違いますけれども、平成16年に新潟の中越地震の

復興対策として非常にこの基金が効果を上げた、実績を上げたという報告があります。中越地震のときの基金は3,000億円程度で、10年間に600億円程度の運用益を見込んで、運用益でいろんな事業を行ったという状況でありますけれども、融資ではなく直接助成を行い、利子支払い額に対して国が交付税措置を行うというような中身だったようです。こうした基金の取り組みが地域の復興に結びついたというふうに報告をされています。ですから、基金の運用のあり方は、これから中身を使い勝手のいいように、手の届くように考えていかなければなりませんけれども、直接支援にも活用できる基金の創設は、ぜひ急がなければならないというふうに思います。基金創設の予定があるというふうに知事は言っておられますけど、めどはいつぐらいなのか。早急な立ち上げが必要と思いますが、そこはどの辺に置いておられるか伺いたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 議員御指摘のように、早急にスピード感を持って基金は設置されなきゃいけないと思います。もうちょっと大きな声で、皆さんで国に対して要望をしていかなきゃいけないと思っておりますので、今後、後押しをよろしくお願いします。

○前屋敷恵美議員 それはもちろんのことですけれども、しかし、この基金は国の動き待ちではなくて、まず、県みずからが基金を創設して、地域再生の方向を県民に示すことが重要じゃないかと、私は今の時点ではそういうふうに思っています。そして同時に、それこそ県民一丸となって、特措法遵守の立場で復興支援に当たるように、国には強く要望していく、このことが大事だというふうに思います。基金の額は最初から大きな額ではなくて——もちろん県

の財政状況はよく認識しております。ですから、最初の基金が何億円になるのか、そこは検討をしていかなければなりませんけれども、県みずからが、知事の英断でまず基金をつくるということが必要だというふうに思います。県内の自治体では、新富町などは1億円のみずからの基金をつかって、今その対応を進めておられると聞いておりますけれども、自治体も頑張っているわけですから、県もやはり頑張るって各自自治体も支援できるような、そういう形がぜひ必要だというふうに思いますので、再度御決意を聞かせてください。

○知事（東国原英夫君） 口蹄疫からの再生・復興のためには、基金の設置が望ましいと考えております。本県の厳しい財政状況、また国からの支援も明確ではないことを踏まえ、現段階ではその規模や具体的な内容について申し上げる状況にはないんですが、議員御指摘のように、この基金は非常に重要だということは私も認識しておりますので、設置については、国に働きかけて要望していきたいと思っております。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、方向性を改めて示していただけるようお願いをしたいというふうに思います。

次に、雇用対策についてお伺いをいたします。

大規模農家に雇用されていた労働者や、口蹄疫関連で影響を受けたさまざまな業界で働く労働者が、やむなく解雇をされています。新聞では、ハローワークを通じてのまとめで、口蹄疫要因離職者が179名と報じられていますが、もっと多くの方が職を失ったり、労働時間が縮小させられたりと、暮らしに及ぼす経済的打撃は大きいことが予想されます。県としてどれほど把

握しておられるか、伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 県内のハローワークは、7カ所ありますけど、その把握によりますと、県内における口蹄疫の影響による雇用保険被保険者の離職者数、この数字について把握しておりまして、7月15日現在、211人となっており、地域別で見ますと、ハローワーク高鍋管内が108名と最も多くなっております。以上です。

○前屋敷恵美議員 何とか再建をして、引き続き雇用したいと思っている農家もたくさんあるわけですね。雇用調整助成金の活用方法がありますけれども、基準に合わないなどで十分活用できないということも一方では聞いています。活用できるように改善するか、もしくはほかの手だてが必要ではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） 宮崎労働局によりますと、7月15日現在、雇用調整助成金等の申請は60件なされております。この雇用調整助成金につきましては、我々も国のほうに再三要望いたしまして、国のほうも積極的に対応していただき要件緩和等をやっていただいておりますので、今後、雇用調整助成金の積極的な活用について、啓発あるいはPR等に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○前屋敷恵美議員 ぜひ、いろんな手だてを講じて、一人でも多くの離職者を出さない、また復帰をさせていく、そういう方向を進めていただきたいというふうに思います。あわせて、失業した労働者の相談に総合的に応じることができるワンストップサービスの設置が必要と思いますが、対策を伺いたいと思います。

○商工観光労働部長（渡邊亮一君） ワンス

トップサービスは非常に効果があると、我々も思っております。現在、宮崎労働局あるいは庁内関係部局等と検討を行っている状況でございます。

○前屋敷恵美議員 ぜひ一日も早い実現を図っていただき、そういう方々の救済に当たっていただきたいというふうに思います。

次に、家畜伝染病予防法の抜本的見直しについて伺いたいと思います。

今回の口蹄疫被害の最大の問題は、近隣諸国での発生が続出しているにもかかわらず、国も県も警戒が不足していた点是否めないというふうに思います。それに加えて、家畜伝染病予防法は、昭和26年に制定されたという大変古いものでもありました。また、防疫指針も平成16年に制定されたという状況の中で、いずれも十分な機能を果たさなかったということが明らかになったというふうに思います。現在の畜産農家は、規模も戸数も、関連企業の広がりなども当時の状況とは異なり、家畜農家の大規模化、集約化が進み、また、殺処分後の埋却地の確保問題や補償問題、防疫対策など、現行法では対処できない事態が明らかになりました。また、我が国は、中国や台湾など口蹄疫多発国に囲まれています。近年は、特にこれらの国々との人や物の行き来が盛んになり、いつ、どこで発生しても不思議でない状況にあるだけに、それに対応できないでは全く困るわけです。この古い、現状に合わない家伝法や防疫指針を見直し、大規模畜産にも対応できる包括的で抜本的な改正が求められていると思います。そしてさらに、この家伝法の抜本的見直しについては、防疫体制や財政措置など、国が責任を持って対処することを位置づける。まず、国の責任を改正家伝法で明確にうたうことが不可欠だというふうに

思います。ここを明確にしなければ、問題の早期解決、抜本解決はあり得ないというふうに思うからです。県はこの問題をどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○農政水産部長(高島俊一君) 昭和26年に制定されました現行の家畜伝染病予防法につきましては、殺処分や埋却地の確保などの面において、大規模な畜産農家が密集しているような今日の畜産経営の実態には合っていないと考えております。また、口蹄疫のような法定伝染病については、国家防疫の観点から、最終的には国が責任を持って対応すべきものと認識をしております。今般制定された特措法についても、強制殺処分などの国家防疫の観点から行われるべき事務が、都道府県の法定受託事務として定められているなどの根本的な問題が残されております。いずれにいたしましても、今回の防疫措置の検証等を踏まえ、地域の実態や未曾有の被害が発生した本県の経験が家畜伝染病予防法の改正に活かされるよう、国に対して働きかけてまいります。

○前屋敷恵美議員 この法律の抜本改正は、単に宮崎の畜産や地域経済の問題にとどまらず、日本の畜産や農業、食料を守るという立場から積極的に改正を求めていくことは、本当に必要だというふうに思いますので、ぜひ県からも強く、その点も要望していただきたいというふうに思います。

それでは、最後になりますが、今回の痛恨の経験を生かして、今後に生かすことが必要なことについて述べたいというふうに私は思います。

今回の口蹄疫問題は、さまざまな教訓を示し、問題提起をしているというふうに思います。単に畜産業の問題にとどまらず、国民の食

料と地域経済を揺るがす国家的一大事であるということの認識を持つことが重要だというふうに思います。そして何より、発生地域はもとより、県内の各業種にわたる被害を調査して、経済的損失を国の責任で補償するという位置づけが必要であるというふうに思います。

さらには、安心・安全な食料を守るという点で、農畜産物の輸入自由化、輸入の拡大要求に歯どめをかけて、飼料用米生産へ直接助成をするなどして、食料や飼料の自給率の向上を図ること。こうしたことが、我が国の農畜産業の持続可能な発展を支え、世界の飢餓問題、地球温暖化対策に対しても貢献することになる。このことの重要性を示しているというふうにも思います。

そして、口蹄疫終息後、徹底的な検証と抜本的な対策が必要なことです。感染経路については、まだ十分な解明が終わっていないという状況ですけれども、こうしたことをしっかり行わなければ、また、いつ、どこで今回のような口蹄疫被害が出るかわかりません。そうでないと、被害農家は不安で、再建意欲はわきませんし、日本の畜産そのものが困難になっていきます。こうした検証や対策を徹底するための対策として今求められているのが、第三者委員会をつくるということです。そして、対応を進めていくという課題です。メンバーには、中央の学者、専門家だけでなく、現場の獣医師、口蹄疫対策先進国のイギリスや韓国、国際獣疫局のメンバーを加えることが必要とされています。こうした体制をつくって、徹底した検証やその後の対応を図っていく。このことが今後求められていることだというふうに思います。

さらに、今後の課題として、現在、大学や民間ではできない口蹄疫の基礎研究が、国立試験

研究機関の独立法人化による予算や人員の削減など研究環境の悪化の中で、ますますなおざりになっていることです。口蹄疫の基礎研究を強化し、特に疫学的研究や簡易な早期診断法、マーカーワクチンの開発などが急がれています。このマーカーワクチンというのは、ワクチンにマーカー（印）をつけて、自然感染と区別することで大量の殺処分を避けられるということが言われています。こうした開発が今急がなければならないと思います。これらは、国の責任ある施策として位置づけなければならない課題だというふうに思っています。

また、中長期的には、飼料の自給率を向上させて、安心・安全で病気に強く、環境への負荷が少ない畜産を確立していくことが求められています。こうした今後必要な課題については、真摯に対応していくことが求められているというふうに思いますが、こうした今後の課題について、知事はどういうふうに考えておられるか、お伺いしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 議員の御指摘のとおりだと思います。今回の我々が体験した悲惨な状況を今後に生かすことが、この災害に報いることだと、多大な犠牲に報いることだと思っているんです。私は、初動防疫の中で、先ほど動衛研の話が出ましたけれども、キットの開発とか、サーモグラフィーとか、あるいは数頭に発症していなくても1頭においてその基準を、言ったらハードルを高めるとか、そういったことをきちっとやらないと、今後、法制化、強化あるいはマニュアル化をしないと、この口蹄疫並びに家畜の法定伝染病というのは防げない。もちろん感染ルート、感染源あるいは水際作戦等も必要なんだろうが、初動防疫に対する徹底、そして、例えば広域災害とか伝染病等

のたぐいは国が責任を持ってやるということを経験したこの経験則が生かされることを切に望みます。以上です。

○前屋敷恵美議員 時間がなくなりましたが、今回の口蹄疫問題は、宮崎県にとっては、その被害を考えると余りにも大きな代償ですけれども、大地に根づいた畜産を再建する道筋や日本の農業のあり方について、国民みんなが考えるきっかけを与えてくれたのではないかと、いうふうに思っています。農畜産業の再建、地域経済の再生はこれからです。実態に即した対策で、本当の意味での再建、再生を果たしてこそ、被害に遭われた農家の皆さんや、影響を受けたさまざまな関連業界、犠牲となった家畜たちの無念を晴らすことにもなるというふうに私は思います。今後の復興に向けて、県が最大の努力を尽くされることを切に要望いたしました。私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

○中村幸一議長 次は、坂口博美議員。

○坂口博美議員〔登壇〕(拍手) 今、大変つらい思いをされている畜産農家の皆さんはもとよりでありますけれども、今回は、すべての県民がまことに苦しく、重い思いの中にあります。そういったことに心をいたしながら、今臨時議会最後の質問を行います。

4月20日に第1例が発生した口蹄疫は、県内畜産地帯に急速に拡大をし、発生事例292例、殺処分家畜頭数28万8,000頭余という極めて憂うべく事態にまで直面しております。この間、これが県外への拡散だけは何としても阻止せねばと

の強い思いもあり、我が国初となるワクチン接種による移動制限区域内全頭殺処理という、耐えがたきを耐えての多くの農家と多大なる命の犠牲により、今ようやくこれが終息へと向かいつつあります。

では、なぜここまで爆発的に拡大したのか、その検証を待ち望むところでありますが、このように、まさに悪夢とも思える危機的事態にまで至ったのは、初期段階での封じ込めについては、国や県の対応に何らかの問題があったのではないかと批判や不信の声も、地元では少なくないであります。私は、その背景には、報道などにより伝わり漏れくる、国と県との一体感への懸念などがあるのではないかと、思うところであります。そのような中、特に私が遺憾に思うのは、山田農林水産大臣が、「口蹄疫の問題は、第一義的には県に責任がある。宮崎県は、口蹄疫という危機管理に対する意識が余りにもなさ過ぎる。県の甘さがこれだけの被害を生んだのではないかと、あたかも県が被害拡大の原因をつくったともとられるような趣旨の発言をしていることとあります。

初期段階での防疫措置でいえば、第10例目、つまり4月28日に県の畜産試験場川南支場で、その増殖量や排出量のすさまじさから、ウイルスの増幅器とも直喩される豚にまで感染をいたしました。これらの我が国初めてとなる豚での発生日と日を同じくして開催された国の牛豚等疾病小委員会は、今後の防疫対応についてとして、「豚での発生は感染拡大につながりにくい事例と考えられることから、当面は現行の防疫対策を継続すべき」旨の協議を調べております。ところが、その後1週間のうちに現地では、国が拡大につながりにくいとしていた9つの養豚場を初め、合計13もの農場で新たな感染

が確認をされました。にもかかわらず、国が10例目時点での委員会に続く次の委員会を開いたのは、23例目発生翌日の5月6日になってからであります。思いたくもありませんが、その理由が大型連休の消化優先にあったとするなら、我が国の危機管理意識はまことにもって心もとない限りであり、まさに我が国の安心・安全への信頼度の低さを露呈する極めて深刻な一例であります。

いずれにせよ、今は国、県、市町村が一体となって全力で対策に取り組み、終息に向かいつつあるところでもあり、国や県の責任の所在については、今後、徹底的に検証されるべき事項であろうと思います。現段階において知事は、防疫対策に対する県への批判等をどう受けとめておられるのか、また、国の対応についてはどう感じておられるのか、お伺いをいたします。

次に、補償金、支援金についてお伺いをいたします。

口蹄疫が拡大する中で、搬出制限区域内に4つある県有農場すべてにおいて患畜を出し、しかもその中の1カ所は、先ほど申し上げたとおり、我が国初めてとなる豚への感染であります。本県は、昭和55年の豚コレラ、平成12年の口蹄疫、平成19年の鳥インフルエンザ、そのほか、平成9年のイバラキ病、そして平成12年には昭和57年を最後に途絶えていた炭疽病など、幾度も家畜伝染病の危機を経験してきております。このような経験を踏まえ、県有農場における防疫対策については、あらゆる感染症の可能性を想定し、施設はもちろん、ソフト・ハード両面において、現状で取り得べき最大限の防疫措置を講じられていると思うのであります。このような県有農場においてさえも感染を阻止し得なかった状況を踏まえ、一般の畜産農

家への感染は、要求される防疫措置をとったとしても防ぎ切れないほどの、いわば不可抗力に近い農業災害であると言っても過言ではないと思うのであります。このように、今回の口蹄疫の感染については、農家に責任を求めることには限界があるものと思いますが、補償金について、発生農家とワクチン接種農家とではどのような差があるのか、また、その差が設けられた理由は何なのか、農政水産部長にお伺いをいたします。

以上で壇上の質問を終わります。(拍手)
〔降壇〕

○知事(東国原英夫君)〔登壇〕 お答えいたします。

本県では、4月20日の発生以来、家畜伝染病予防法や防疫指針に基づき、国と一体となって防疫対策を実施してきたところでありまして、御質問にありました、「口蹄疫の問題は、第一義的には県に責任がある」「危機管理に対する意識が余りにもなさ過ぎる」等の国からの批判につきましては、私はもとより、これまで一緒に取り組んでいただいた市町村や関係団体等にとりましても、極めて残念な発言であると感じております。一方、国においては、5月17日に県庁に現地対策本部を設置し、自衛隊を初め他県の獣医師を派遣していただくとともに、省庁横断的な課題の迅速な解決に向けて取り組んでいただき、感謝しております。県といたしましては、防疫措置について一部認識の違いはありましたが、今後とも国との十分な連携と適切な役割分担のもと、一刻も早い清浄化と、本県の畜産はもとより、地域経済の復興に向けて全力で取り組んでまいりたいと考えております。

〔降壇〕

○農政水産部長(高島俊一君)〔登壇〕 お答

えいたします。

補償金についてであります。殺処分される家畜の補償については、疑似患畜では国が評価額の5分の4を支払い、別途5分の1相当を県が特別の経営再建支援補助金として支払うこととなっております。一方、ワクチン接種家畜については、農家に対して評価額の全額が補てんされることとなっております。一方で、家畜共済金の支払いについては、疑似患畜について、再評価可能な家畜など一部の対象牛に共済金の支払いができる場合がありますが、ワクチン接種家畜については、評価額の全額が補償されるため、共済金の支払いができないこととなります。なお、ワクチン接種農家につきましては、残存期間に係る共済掛金の返還措置が講じられたところでございます。以上であります。〔降壇〕

○坂口博美議員 農政水産部長に伺いますけど、今の知事答弁で、国と県の間で防疫措置に関して一部認識の違いがあったという答弁でありました。具体的にはどのようなことがあったのかお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 国と県との認識の違いにつきましては、まず、5月の連休明けに1日当たりの発生件数が急速に拡大し、本県としては、従来どおりの防疫措置を続けることについて危機感を募らせていたにもかかわらず、国においては、5月6日に開催された牛豚等疾病小委員会の見解に従い、「従来どおりの防疫措置を徹底すべき」とされたところであります。さらに、本県としては、民間種雄牛に特例を認めた上で移動制限の解除を行おうとしたところ、国からは、清浄性が確認されていないという理由で認めてもらえなかったことであります。

○坂口博美議員 さっきの壇上からの答弁ですけど、患畜、疑似患畜とワクチンの違いについて、結果的にどちらがたくさんもらえるんだと、わからんということだったものですから…。特に肥育牛あたりは患畜のほうが高く出るんですね。だから、患畜、疑似患畜を出したところのほうが、ワクチン処理されたところよりも結果的にたくさん補償金がもらえるという逆転現象が起こっている。心ない人たちは、関係者じゃないんですよ、こんなことをやっていると、感染させたほうがましだということになるから、今後の防疫上極めて深刻だと思うんです。公平性というものをやっぱり確保しなきゃいかんということをお願いしておきます。

それから、今の答えですけど、そのとおりにですね。第2回の小委員会、ここは一番権威を持った国の機関ですから、国のレベルがいかに低いかということですね、この口蹄疫に対しての認識が。だから、そのところを県は自信を持ってやることはやっていかないかんと思うんです。

そんな中で、もう一つ認識の違いで民間種雄牛のことを触れられました。大臣とのやりとりがあったわけですけども、これは法定受託事務ということになりますから、定義的には現住所主義になると思うんです。そうなりますと、基本的には、権限の問題でいくと、これは国の事務でなくて自治体の権限ということになると思うんですが、このような中で、なぜ大臣が、最終的に代執行をやるということに言及したのか。その前に、特措法というのでは、知事が勧告をして、聞かない。じゃ、代執行をやりなさい。防疫員に屠殺させることができますよと。それをやらないとなったときに、6条に対して8条があると思うんです。大臣がやれるとい

う。なぜ特措法でこれをやらなかったのか、代執行という自治法を持ってきたのかというのは僕はわからないんですけども、勘ぐるところ、特措法では限界があったんじゃないかと思うんです。それを自治法245条によって代執行。勧告をやって、指示をやって、代執行をやる。高等裁判所の裁判にかけてやるというんですけども、特措法の8条でやれないものが、果たして自治法の245条でやれるのかなという疑問があるんですけども、知事にこのところの率直な見解を聞きたいんです。

○知事（東国原英夫君） 特措法の第8条においては、県知事が強制殺処分を行わない場合には、国みずからが地域指定を行っているときに限り、国がこれを行うことができるとされており、しかしながら国の法解釈によれば、今回は既に県の申請に基づき地域指定が行われていることから、これに加えて、国みずから地域指定を行うことはできないとのことであり、このため、国からは、最終的に県が強制殺処分を行わない場合は、特措法というのは適用されず、地方自治法に基づき代執行を行うとの意向が示されました。地域指定のことは、そもそも案にはなくて成案で出てきたものなんです。私は個人的に、この一文が非常に気になっていた。これは意図的なものなのか、どうなのかちょっとわかりませんが、これはあることは事実でありまして、結果的に特措法は適用されず——適用しないという国の姿勢でしょうね、恐らく。それでなければ法定受託事務という地方自治法を適用させたと、僕はそういうふうな認識をしております。

○坂口博美議員 全くそのところは疑問なんですよね。地域指定を知事がやったというけど、これは申請主義なんです。指定は大臣指

定なんです。だから、みずからがやった指定なんです。知事がやった指定と同じところを指定するわけにはいかないんだというのが農水省の見解だと思うんですけども、これはどうしても理解できないんですね。移動制限に関してもそうです。協議といって国が最終的な決定権を持つということ、これもやっぱり国でしょう。そちらで、知事の申請権なり、あるいは委任事務の権限なりを認めるといならわかるんですけど、これに関してなぜ地域指定を、知事が申請した、大臣がそれを指定した。おのずからやろうとするときは、同じところを指定できないから特措法でやれないんだというけど、特措法でうたっているのは、まさにこの代執行ですよね。特措法に係る代執行。あんなもの法の意味がない。僕は法律学者でも何でもありませんから、ここは疑問がかなり残るなということで、これは高裁判断でも……。そしてまた一方では、特措法本法でやれない、しかもこれは生き物を殺すという強い法律ですね。これで執行できないものを地方自治法、これは事務処理ですよ、本当は。殺す殺さないの行動じゃないです。それが245条で本当にやれるのかな。これは高等裁判所の判断を聞いてみたいものだなと。前例がないというから、今後ともチャンスはないでしょうけれども、そういうことで疑問をどうしても払拭できないわけです。切りがないから、ここらで自分の疑問としてやめますけれども……。

その次に、ワクチンの接種について知事に伺いたいんですけども、ワクチンというのは我が国初めての行為ですね。いろんな問題を含んでいると思うんですけど、いつごろからこのことの協議が始まったのかということです。そして、これを使用するというのをいつ、だれが

決めたことになるのか、お伺いをいたします。

○知事（東国原英夫君） 口蹄疫に関する防疫指針では、「殺処分と移動制限による方法のみでは、まん延防止が困難であると判断された場合」において、ワクチンの使用について検討することとなっており、当初は、ワクチンを使わず、殺処分と移動制限による蔓延防止措置がとられたところであります。しかしながら、豚での発生や、新たに高鍋町や新富町へ感染が拡大する中、県では、より効果的な防疫対策について、国に相談してきたところであります。そのような中、5月18日に開催された国の牛豚等疾病小委員会において、委員からワクチン接種を検討すべきとの意見が示され、これは全員ではありませんが、5月19日の政府の口蹄疫対策本部会議において、ワクチン接種が決定されたところであります。県といたしましては、条件として、基礎自治体の首長さんたちの御意見も賜りながら、国の責任においてワクチン接種を実施すること、十分な農家補償を行うこと、この2つを条件に関係市町の理解を得た上で、5月21日、断腸の思いでワクチン接種を受け入れたところであります。

○坂口博美議員 国に条件づけた、国が持つべき責任というのは、ワクチンの接種に係る費用とか、そういったものについては含まれていなかったわけですか、そのとき。

○知事（東国原英夫君） 私は、ワクチン接種に係る事務等々、執行行為もすべて含んだ国の責任だと。諸外国もそうなっていますから、当然そうなると思っていました。その時点では、特措法はまだ制定されておられませんので、法なしの、法がバックアップしていないときの決断だと。いわゆる政治決断だと思っております。私は、それはすべて国の責任でやるということ

の理解で承諾をしたつもりでいます。

○坂口博美議員 そのとおりだと思うんです。ワクチン接種は国しか決められないんですよ、やるやらないというのは。だから、これは協議対象でも何でもなし、すべて国が責任を持つのがごく当然だと思うんです。

そこで、またワクチンに関してですけれども、初めてのことで、いろんな考え方があったと思います。これに関して、まず慎重論としてどういうものがあつたのか、あるいは積極論としてはどういうものがあつたのか。こういったことについて、農政水産部長に具体的に伺いたいと思います。

○農政水産部長（高島俊一君） ワクチンの使用については、国の牛豚等疾病小委員会の議論の中で、積極論としては、発生地域でのウイルス量の抑制に効果があり、感染の拡大をコントロールしやすくなるということで、防疫が容易になるとされております。一方、慎重論としては、ワクチンにより発症は抑制しても感染は完全には防げず、ワクチン接種家畜がキャリアとなることや、動物などの国際取引に関する衛生基準の策定を行う国際獣疫事務局の基準では、清浄国への復帰のためには全頭殺処分が必要となるなどのデメリットが示されたところであります。

○坂口博美議員 そのところが気になるんですよ。OIEに清浄国として認めてもらうということになりますと、特にワクチンを打った家畜の個別の管理、個別識別によってしっかり頭数を管理していくということは不可欠だと思うんです。一匹でも行方不明になったら、これはなかなか厳しい。そこで、具体的に公表された数字というのが、当初は27万6,000頭とずっと言っていたんですけど、28万8,000頭余りになっ

ちゃったわけですね。1万2,000頭ふえた。こういったように数がいいかげんなところでワクチンをやったものが、本当に個別に管理されていたのかということについてお伺いをしたいと思います。どのような管理をされてきたのか、部長に伺います。

○農政水産部長（高島俊一君） 殺処分した家畜頭数につきましては、御指摘のとおり、ワクチン接種後増加しておりますが、この理由といたしましては、ワクチン接種時に14日齢未満の家畜については接種対象としなかったこと、また、ワクチン接種した後に子供が生まれたこと等がございます。なお、ワクチン接種した豚につきましては、移動制限区域内であることから、殺処分までの間は、移動の制限について厳格に管理をされております。また、殺処分の前日あるいは当日において、口蹄疫の感染の有無について家畜防疫員が健康状態等を目視検査するなど、個別管理を行ったところでございます。

○坂口博美議員 本当にそんな管理をやったんだったら、豚小屋から出るときは家畜防疫員は淘汰、殺処理ができるんですよ。はみ出した豚もいる。それから、14日齢以下は打っていないというんですけれども、14日齢以下のものはなぜ打たないかという、死んじゃうからですね、ワクチンで。余りにもショックが大き過ぎて。打てないわけです。それから、生まれた赤ちゃん、これらについても、ワクチン接種した母から生まれた豚というのは絶対だめなんです。追跡しておかないと。殺処理しないと。だから、そこで1万幾らも変動があったら、幾らしっかり管理しましたと。それは農家管理でしょう。そこらのところが、やっぱり敵国がおるわけですよ、清浄国が。そこらに対

してのしっかりした説明ができるか。先ほどから言いますように、これは国の重大な責任なんです。清浄国としての地位を回復するしないというのは、日本の畜産経営の問題、経済の問題です。ワクチンをやらないを決められるのも国なんです。だから、この国のていたらくが今後重大な懸念を生まなきゃいいかなということ、すごく心配しております。今のうちにしっかり、個別にちゃんと管理されていたんだ、一匹も間違っていないということを確認しておいていただきたいなと思います。

それから、今言われました、小さい豚にはワクチンをやっていないというんですけれども、14日以上をやっていると、豚の場合は体重が90キロぐらいいかないと、みず豚ですよ。食用として流通に回るといって90キロぐらい。そうすると5カ月ぐらい飼養したやつかなと思うんです。5カ月以下でワクチンを接種した豚、これは殺処理をするということをやったわけでしょう、ワクチンを。じゃ、特措法がなかったときに、そういった食用に提供できない、流通できない豚についての殺処理の根拠法はどこでやろうとしたんですか。

○農政水産部長（高島俊一君） 今回のワクチンの接種につきましては、口蹄疫のこれ以上の蔓延を防止するためにはワクチンの接種が必要であること、ワクチン接種家畜には十分な補償を国に要望していくこと、また、我が国が国際基準に基づき口蹄疫の清浄国に復帰するには、ワクチン接種家畜を全頭殺処分する必要があるということなどを農家に説明をして、そこで理解を得て殺処分に至ったと、こういうことでございます。

○坂口博美議員 その了解を得たか得ないかというのは、また別な問題なんですけれども、了

解を得たでよしとしますよ。特措法がなかったときに、食用に供せない家畜についての屠殺、これをどういう根拠法のもとにやれるのかということです。家伝法では患畜・疑似患畜、屠畜場法では食用に供する家畜、化製場等に関する法律では屠殺はできない。部位ごとにしか持ち込めない。処理施設に認められたものを持っていても死亡獣畜しか持ち込めない。食用に供せないものをどこで屠殺をやろうとしたのかということです。どうしてそういう契約を農家と結んだのかということ。

○農政水産部長（高島俊一君） 先ほど申し上げましたが、県といたしましては、国で決定されたワクチン接種の方針に基づき対応してきたところでございます。なお、口蹄疫の発生が急速に拡大している中で、蔓延防止のために緊急的にワクチンの接種を行う必要があったことから、農家からの同意については口頭でということでした。

○坂口博美議員 時間がないからやめますけど、口頭だろうと文書だろうと殺せるのかと、その当時で。特措法ができてからのワクチンならよかったんですよ。でも、殺すことを前提で、法律がないときにそんなことをやったら、例えば法律に違反するものは、実印ついて印鑑証明つけたって、その契約書は無効ですよ。だから今、明確にしていだきたいのは、私は法の素人だということ根拠法を知りたい。

時間をもったいないから次に移ります。そういうこともあって、蔓延防止あるいはウイルス排出抑制のためにやったワクチン、その効果が発揮されつつあって、2例、1例、3例、ゼロ例となった。ある意味じゃそこでは急速な拡大が起こらなくなった。6条が言っているのは、家伝法第3章にあることをことごとくやって、

それでもなおかつ急速かつ広範囲にわたって口蹄疫が蔓延し、それをほかの方法では阻止できないときに6条を使いなさいということでしょう。今の部長の話の話を聞いていると、ワクチンを打ったけど殺せない家畜が出てきた、だからそこをすっぽりかけちゃった。それでワクチン接種と6条に基づく場所が一緒になったんじゃないかなという気がするんです。6条の趣旨に本当に合うのかなと。これはやっぱり疑問の残るところです。後からいろいろまた検討していただくといいと思うんです。

それから、次ですけれども、時間がないから幾つか飛ばします。韓国で1月にA型、4月にO型が出ましたよね。これを受けて県と国はどういった対応をなされたのか、まず部長にお伺いをいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 本年1月7日に、韓国で発生しました口蹄疫の情報を国が発出したことを受けまして、本県では、翌日には文書により関係団体等へその情報を伝達するとともに、畜産関係者の韓国の畜産施設への訪問の自粛、飼養家畜の十分な観察、飼養衛生管理の徹底など、防疫の強化をお願いしたところでございます。さらに1月22日には市町村、関係団体等を参集し、個々の農家に農場消毒や衛生指導の徹底をお願いするとともに、万一発生した場合の防疫対応について周知をしたところでございます。

○坂口博美議員 聞いていると、人頼みばかりなんですね。県は具体的に何もやっていない。例えば茨城県では、3月のうちに家保の全部の職員を集めて、咽頭部分から採材、検材をとる演習をやっているんです。これはもちろん、難しい技術を身につけるといふのと素早くやるといふ直接的な効果もあるんですけども、それ

が報道されたことによって、県民が身近に口蹄疫があるということを改めて認識する危機意識が生まれた。これが大きいと思うんです。本県は前にも経験しているんですね。そういったことも今後危機管理の中でしっかり——お隣で起こって、前も経験して、さっき言いましたように、たくさんの法定伝染病を経験した本県であれば、危機意識をもう少し持つべきではないかなど。これは要望にしておきます。

このように、世界では常に、特に東南アジアあたりではさまざまな家畜の感染症というのが常在していると言ってもいいんじゃないかと思うんですけれども、今回の口蹄疫の経験というものを生かして、防疫指針にある飼養管理、衛生管理基準の内容を、さらに一步進めた宮崎モデルとして充実させるべきではないかと思うんですけれども、部長の所見をお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） まず、本県といたしましては、畜舎や車両の消毒等を定める飼養衛生管理基準が、個々の農家において遵守されていたかを検証することが重要であると考えております。また、家畜伝染病の防疫においては、特に早期通報が重要となりますことから、その体制の確立が急務であります。今回の口蹄疫では、初期症状として、食欲不振、流涎（よだれ）、発熱の3つの共通する症状が認められましたことから、これらの症状について、畜産農家に対しまして十分に周知するとともに、県の再発防止マニュアルを作成し、早期通報体制の確立を図ってまいりたいと、そのように考えております。

○坂口博美議員 それでは次に、互助基金等の支援金についてお伺いします。これについては、殺処理時点での規模を上限として、経営再

開に向けての計画頭数に対して、家畜を導入し終わるまでの固定費に係る費用というのが損失金として支払われるという仕組みになっているようですけれども、その積算というのは具体的にはどうなっているのか、部長にお伺いいたします。

○農政水産部長（高島俊一君） 家畜の受託契約がある場合における経営支援互助金につきましては、通常、家畜防疫互助事業に加入している家畜の所有者である委託農家に対して支払われることとなります。このため、現在、国から全国展開している委託業者に対して、互助基金等の一部が生活支援として預託農家へ支払われるようお願いをしているところです。また、県においても、県内の委託業者に同様のお願いをしているところでございます。

○坂口博美議員 それに合わせた質問をせんなくなりましたですね。平成18年の第164国会の農林水産常任委員会で、これに係る説明が、当時の消費・安全局長からなされているんですけれども、これを見てもみますと、「互助基金の積算におきましては、その間の——つまり家畜がない間の——固定費なども根拠にして単価を設けておりますから、そういった面では、国のお金も使いながら経営を支援していくという限りにおきましては、私どもとして適正な根拠、積算単価というものに基づいてこれが定められているというふうに理解をいたしております」という答えになっております。したがって、この互助基金については、支払われるべき費目でありますとか、単価でありますとか、受け取るべき相手方などについて整理できると思うんです。そうなったときに、どういった支給の仕方をすればいいのかということまで気を使わないと、これは受け取る側も全くわからずに受

け取っているのが現状なんです。だから、こういった積算根拠、単価といったものがあるわけですから、そこをしっかりと一回見直して、後で憂え事にならないような対応というものを求めておきます。

次に、これからの畜産振興、地元の地域振興についてお伺いしたいと思うんですけれども、これは知事に伺います。それぞれの議員が今、壇上あるいは自席で申しましたように、一刻も早い復興というものが求められているわけですが、特に私ども児湯地域というのは、畜産に関して大変恵まれた環境のもとで、長い時間、年月をかけて、畜産を核にして今日のさまざまな産業構造として地域が発展をしてきたところでもあります。こんな空白地帯になってしまって、早急に産業の活性化を図らなければいけない。これはもちろんのことですけれども、そういった歴史を見て、一刻も早く空になった畜舎にまず家畜を詰め込むということ。その復興に関しては、じゃ、どうやって詰め込もうかという具体的なこれからの構想なんですけれども、西都市、それから児湯5町が、全く牛、豚のいない空白地帯になったわけですね、あのただっ広い面積が。大変これは深刻なことなんですけれども、ひとつこれを逆手にとることはできないか。知事が言われるように、ピンチをチャンスにという考え方でとらえることができないか。

どういうことかというのと、いろんな説があるんですけれども、今、世界には1,700ぐらいの動物の感染症の原因のウイルスというものがある。その1,700ぐらいの中の半分ぐらいは、豚・牛とか、鳥・豚とか、そういった異種の動物間の共通感染症のウイルスだということです。また、その大方が人畜、人と動物との共通の感染

症のウイルスだということ。そういったことを考えて、一つは、今後の人と動物、人と家畜が共存できる畜産でなければいけないかな。今回のようなことはもうごめんだよと、他の産業の人たちが言い出す。そういったことではいけない、共存できなければいけないというのを今、痛切に感じています。こういった感染症、あるいはほかのこともなんですけれども、それを念頭に置いたモデル的な畜産の産地づくりというのはできないかということです。

例えば家畜群としての規模、これはどれぐらいまでが適格なのか。また、その中にはめ込む畜種としては、どういった畜種をどの順序ではめ込むべきなのかということです。それから、戦略的に、初めから緩衝地帯を設けることはできないのかということです。住宅地帯あるいは全くの山を含めてもいいと思うんですよ。そういったところで緩衝地帯を戦略的に最初からかけないか。またそのほか、施設としては、最先端の育種施設でありますとか、あるいは飼養、防疫に係るような施設、さらには発生時を考慮して——一つの加工場が制限区域内に入っちゃったら全部やれなくなったですよ、都農工場。そういったものをどう今後とらえていかとといったようなこと。もちろん関連産業も当然です。そういったものを近くに置くのがいいのか遠くに置くのがいいのか。

それからまた、大変深刻な問題で、今回の埋却地ですね。国は、農家に農地として売って代金を返しなさいということでしょう。これはなかなか難しいと思うんです。せっかく埋却地があった。その骨を一たん何年か後に回収して慰霊碑にでも入れて、そこを万が一のときの埋却地として使えないか。これは水もないし、適地ですね。その埋却地に合うようなもので、そこ

の分をかけないかと。一つの規模をです。こういったことをいろいろ考えながらやっていけないかなと思うんです。これも言うは簡単、やるはなかなかとわかっているんですけども、ぜひ、これは日本のモデルと言わず、世界の感染症に対してのモデル的な畜産産地、これをこの空白地帯にグランドデザインできないかなと思うんですけども、知事に所見を伺いたしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 西都・児湯地域の復興に当たっては、地域ぐるみで徹底した防疫対策等を講じた、新たな畜産振興に取り組むべきであると認識しております。具体的には、慢性疾病などに感染していない家畜の導入や、すべての畜産農家における消毒槽の常設、畜産関係車両に対する消毒体制の強化、飼養規模の適正化を図った良好な畜舎環境の確保などの対策に取り組むことが重要であると考えております。加えて、今、議員御指摘のような非常に新しいモデルといったものにもチャレンジする可能性、価値というものはあるのではないかと考えております。そのため、国の関連対策等を活用しながら、さらに関係市町村や団体等とも十分連携をして、西都・児湯地域が、大げさに言うと我が国畜産のモデル基地というんですか、モデル地域になるような復興の仕方、再生のあり方というのを構築していくべきだと考えております。

○坂口博美議員 ぜひよろしく願いしておきます。時間の都合で先に一つやりますけど、畜産の振興は当然、最も急がなければ、ほかのものに大いに関連するわけですから。県下全部ですけど、特に児湯郡は他の産業の冷え込みがひどいわけですし、そういった意味で、総合的に今後どうやってこの地域の経済の活性化、地域

の振興というのを考えておられるのか、基本的なことだけでいいんですけども、知事に伺いたしたいと思います。

○知事（東国原英夫君） 今回の口蹄疫で最も大きな被害を受けている児湯地域では、畜産農家はもちろんのこと、資材、飼料、食品加工や運送業など畜産と密接に関連した産業、さらには観光や物産など、ありとあらゆる分野の経済活動に大きな影響が出ております。また、産業の柱となる畜産経営を再開し、軌道に乗せるまでには相当な期間を要しますことから、地域の経済や雇用への影響も長期化することが懸念されます。県といたしましては、口蹄疫からの再生に向けて、復興対策本部を立ち上げたところではありますが、特に児湯地域につきましては、地域振興班を設け、総合的な観点から検討を行っているところであります。今後は、市町村や民間団体等とも連携しながら、畜産農家だけでなく、関連事業者に対する経営支援やイベント等の開催による需要の喚起、あるいは公共事業等を含めたさまざまな対策を検討いたしますとともに、国に対しても、復興のための支援を要望してまいりたいと考えております。

○坂口博美議員 ぜひともよろしく願いたいと思うんです。地域振興の一番手っ取り早いのが公共投資、税を投入することと言われます。そこで、ぜひ県土整備部長に、パイ自体の問題とか今の補助事業なんかの考え方からして具体的には難しいかなと思うんですけど、積極的に前倒しをやっていくとか、理由があれば重点的な投資箇所として箇所づけをしてもらうといったことも心がけていただきたいなと思うんです。

それから、商工観光労働部長にも、こういうときにカンフル剤としてやるのが地域振興券で

すね、プレミアムとか。こういったものに対しては、制度的に補助できる仕組みもあるわけですから、そういったものを考えていただけないかなということをお願いしておきます。

そして、またここでさらに知事になんですけども、先ほど大ざっぱなことでは申しましたけれども、緩衝地帯となったって、住宅地帯を一つ使う。それから、何も直線でなくてもいいと思うんです。3キロも5キロもとらなくても、とりあえずは1キロなら1キロでジグザグでもいいじゃないですか。なるだけ家畜のいないところを通して行って一つの群をつくる。そこにどうしてもかかるときには、今回のアンケートで7割、今後やろうという気になられても、幾つかの空白が出ると思うんです。そこらを交換分合とか、それでもなおかつのときは何らかの方法で土地を買い上げるとか。そこに国営事業と県営事業による畜産振興団地づくり、それだけの価値があるようなモデル産地をつくれるというランドデザインができれば、これは国もやるべきだと思うんです。チャンスだと思うんですよ。申し上げましたように、常に東南アジアあたりにはいろんな感染症がある。水際で防げない。入ってきたって見抜けない。見抜いたときは手おくれになっている。何よりもつらいのが、この犠牲ですよ。家畜といえども、命の一つは地球と比べても変わらないぐらい重いものだと思うんです。そういった命をこれだけ奪わなきゃいけないというようなことを極力避けるためにも、考えていただきたいと思うんです。

最後にこんな話はしたくないんですけども、僕の知り合いが感染して最初に来た電話では、「博美さん、申しわけない」と言ったんですよ。精いっぱい防ごうとした。自分に入って

人に移すことで申しわけない。「つらい」じゃなかったですよ。それから、ある僕の同級生の奥さんなんだけど、前の日に牛が生まれて、泣きながら抱いて殺処理現場まで持っていったんです。そんなつらい思いをしているんですね。もう一人の人は、未熟児で生まれて哺乳器でおっぱいを飲ませて、ついてくるんですね。それにもワクチンを打って殺さなきゃならない。また、そういうつらい思いをしたのと同じように、それだけの数の命が無念な思いで眠った。だから、この命とかつらさに報いるためにも、ぜひ知事、国に対しても言うべきことは言う。正しいことは言う。やるべきことはやらせるということで、県民は知事を先頭に、今回一丸になってついていきますよ。ぜひとも頑張って、世界のモデル、そして最初言われたようにピンチをチャンスにと。正直言って僕は、何が今回のピンチがチャンスにつながろうかと思っていたんですけれども、やっぱり、このピンチをチャンスにつなげてほしいと思うんです。

たくさんまだ残っているんですけども、時間が参りましたので、以上で私の質問を終わります。(拍手)

○中村幸一議長 以上で質問は終わりました。暫時休憩いたします。

午後5時40分休憩

午後5時41分開議

◎ 議案第1号委員会付託

○中村幸一議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、今回提案されました議案第1号について、質疑の通告はありません。

議案第1号は、お手元に配付の付託表のとおり、関係の委員会に付託いたします。

平成22年 7月20日(火)

あすからの日程をお知らせします。あす21日は、常任委員会のため本会議を休会いたします。

次の本会議は、22日午前11時開会、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれにて散会いたします。

午後 5時41分散会

7 月 22 日（木）

平成 22 年 7 月 22 日 (木曜日)

午前 11 時 0 分開議

53 番 福田 作 弥 (自由民主党)

出席議員 (41 名)

- 5 番 西 村 賢 (新みやざき)
- 6 番 岡 師 博 規 (日 日 新)
- 7 番 武 井 俊 輔 (愛みやざき)
- 8 番 河 野 安 幸 (自由民主党)
- 9 番 山 下 博 三 (同)
- 10 番 黒 木 正 一 (同)
- 11 番 松 村 悟 郎 (同)
- 12 番 中 村 幸 一 (同)
- 15 番 高 橋 透 (社会民主党宮崎県議団)
- 16 番 外 山 良 治 (同)
- 17 番 田 口 雄 二 (新みやざき)
- 18 番 松 田 勝 則 (同)
- 19 番 中 野 廣 明 (自由民主党)
- 20 番 十 屋 幸 平 (同)
- 21 番 押 川 修 一 郎 (同)
- 22 番 外 山 衛 (同)
- 23 番 宮 原 義 久 (同)
- 26 番 前屋敷 恵 美 (日本共産党宮崎県議会議員団)
- 27 番 河 野 哲 也 (公明党宮崎県議団)
- 28 番 太 田 清 海 (社会民主党宮崎県議団)
- 29 番 満 行 潤 一 (同)
- 30 番 水 間 篤 典 (新みやざき)
- 31 番 濱 砂 守 (同)
- 32 番 星 原 透 (自由民主党)
- 33 番 中 野 一 則 (同)
- 34 番 横 田 照 夫 (同)
- 36 番 丸 山 裕 次 郎 (同)
- 37 番 蓬 原 正 三 (同)
- 39 番 新 見 昌 安 (公明党宮崎県議団)
- 40 番 長 友 安 弘 (同)
- 41 番 鳥 飼 謙 二 (社会民主党宮崎県議団)
- 43 番 井 上 紀 代 子 (新みやざき)
- 45 番 権 藤 梅 義 (同)
- 46 番 徳 重 忠 夫 (同)
- 47 番 坂 口 博 美 (自民党鳳凰の会)
- 48 番 萩 原 耕 三 (自由民主党)
- 49 番 黒 木 覚 市 (同)
- 50 番 緒 嶋 雅 晃 (同)
- 51 番 米 良 政 美 (同)
- 52 番 外 山 三 博 (同)

地方自治法第 121 条による出席者

- | | | |
|-----------------|---------|---------|
| 知 事 | 東国原 英 夫 | 河 野 俊 嗣 |
| 副 知 事 | 山 下 健 次 | 山 下 健 次 |
| 県 民 政 策 部 長 | 稲 用 博 美 | 高 橋 博 美 |
| 総 務 部 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 福 祉 保 健 部 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 環 境 森 林 部 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 農 政 水 産 部 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 県 土 整 備 部 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 会 計 管 理 者 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 企 業 局 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 病 院 局 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 財 政 課 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 教 育 委 員 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 教 育 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 公 安 委 員 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 警 察 本 部 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 人 事 委 員 長 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |
| 代 表 監 査 委 員 | 高 橋 博 美 | 吉 瀬 和 明 |

事務局職員出席者

- | | | |
|-------------|---------|---------|
| 事 務 局 長 | 日 高 勝 弘 | 日 高 勝 弘 |
| 事 務 局 次 長 | 岡 崎 吉 博 | 岡 崎 吉 博 |
| 総 務 課 長 | 渡 邊 靖 宗 | 渡 邊 靖 宗 |
| 議 事 課 長 | 武 田 宗 仁 | 武 田 宗 仁 |
| 政 策 調 査 課 長 | 日 高 正 憲 | 日 高 正 憲 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 中 原 光 晴 | 中 原 光 晴 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 日 高 賢 治 | 日 高 賢 治 |
| 議 事 課 主 査 | 関 谷 幸 陽 | 関 谷 幸 陽 |
| 議 事 課 主 査 | 前 田 陽 | 前 田 陽 |

◎ 常任委員長審査結果報告

○中村幸一議長 ただいまの出席議員41名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号を議題といたします。

ただいまから、常任委員長の審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、押川修一郎委員長。

○押川修一郎議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成22年度一般会計補正予算（第6号）」についてであります。

今回の一般会計補正予算は、口蹄疫に関する緊急対策に伴う経費により、49億9,300万円余の増額補正であります。この結果、一般会計の予算の規模は6,365億2,000万円余となります。補正予算に要する一般会計の歳入財源については、地方交付税が50億円、国庫支出金17億7,000万円余で、繰入金が17億7,700万円余の減額となっております。

このうち、口蹄疫復興メッセージ発信事業についてであります。

これは、全国紙での新聞広告や協力いただけるコンビニエンスストアや量販店等に張るポスターにより、口蹄疫からの復興メッセージを発信するための事業であります。

このことについて複数の委員より、「きれいな言葉より、伝えることが大事だと考えるので、発信手段については、再度検討してほしい」との要望や、「いろいろなお願いの言葉は入れずに、まずは感謝の気持ちを伝えることが大事である」との意見がありました。

このことについて当局より、「口蹄疫によるイメージダウンは著しいものがあり、その回復のためには、相当期間、継続的に取り組む必要があり、この事業はそのスタートと考えている」との答弁がありました。

次に、口蹄疫復興のための基金造成についてであります。

このことについて委員より、「口蹄疫によりさまざまな分野で深刻な状況となっており、まずは県が動かないと国も動かないので、基金造成が一刻も早く行われるように、県民の命がかかっているという思いで取り組んでほしい」との要望がありました。

さらに複数の委員より、「これまでの防疫対策等の財源確保や今後の復興対策のためには、国の支援が欠かせない。今後は、国と対立するのではなく、連携して復興対策を進めてほしい」との要望がありました。

最後に、危機管理対策についてであります。

このことについて委員より、「口蹄疫の終息に向かっていくところであるが、引き続き、宮崎から持っていかない、持ち込ませないというような意識が県民に根づいていくように危機管理対策を継続してほしい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、厚生常任委員会、中野廣明委員長。

○中野廣明議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件はございませんが、当局より口蹄疫に関する報告を受けましたので、議論のありました主な事項の概要について申し上げます。

まず、宮崎県口蹄疫被害義援金の2次配分についてであります。

このことについて当局より、「7月14日現在で、約20億4,700万円の義援金が寄せられたところであり、市町村を經由し、6月初旬の1次配分に続き、口蹄疫発生農家及びワクチン接種を受けた農家1,210戸に、1戸当たり追加で10万円、移動制限区域内及び搬出制限区域内の畜産農家5,873戸に、1戸当たり10万円、総額7億830万円の2次配分を行った。3次配分以降については、再度、配分委員会を開催し、被害の状況等を踏まえて配分対象等を決定する」との説明がありました。

これに対して、複数の委員より、「搬出制限区域外の畜産農家は配分対象とならないのか」との質疑や、「配分については、配分委員会委員の意見だけでなく、畜産関係団体等の意見も聞く必要があるのではないか」などの意見があり、当局より、「寄附をいただいた方々からは、被害農家への見舞いととも、復興支援に役立ててほしいという声も多く寄せられてきている。今後の配分については、寄附者の意向も大事にしながら、配分委員会でもさまざまな意見を踏まえて慎重に協議していきたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「被害地域の深刻な実情を十分踏まえ、大局的な見地から配分先等について整理した上で、今後、配分を行っていただきたい」との要望がありました。

次に、口蹄疫の発生に伴うところと身体（からだ）のケアについてであります。

このことについて当局より、「現在、関係市・町等と連携し、ところと身体のケアを実施しているところであるが、今後も関係市・町が住民への長期的なケアを継続できるよう、県の健康支援チームの調査結果を引き継ぐなどの支援を積極的に行っていく」との説明がありました。

これに対して委員より、「県においては、市・町が行っている調査の状況も把握した上で助言を行うなど、今後も管轄の保健所を中心として、関係市・町の取り組みへの適切な支援を行っていただきたい」との要望がありました。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。（拍手）〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、商工建設常任委員会、水間篤典委員長。

○水間篤典議員〔登壇〕（拍手） 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件はございませんが、当局より口蹄疫に関する報告を受けましたので、議論のありました主な事項の概要について申し上げます。

まず、県産品消費拡大・販売促進緊急応援事業についてであります。

この事業は、社団法人宮崎県物産貿易振興センターが、口蹄疫からの復興支援を目的として、自主財源により独自に取り組む事業であり、県内外においてさまざまな物産展を開催するなど、県産品の消費拡大、販売促進のための新しい企画での応援事業を緊急かつ集中的に展開するものであります。

当委員会といたしましては、当該事業について一定の評価をするものであります。この事

業に加えて、口蹄疫の非常事態宣言後、各地域のイベントが中止されるなど、商工業関係の経営再建に向けての支援が急務とされていますので、特に被災地域におけるイベントの開催や畜産加工品の消費拡大及び県外への販路拡大など、さらなる支援の取り組みを行うよう要望いたします。

次に、口蹄疫に係る公共事業における取り組みについてであります。

当委員会といたしましては、口蹄疫が終息に向かって中、今、県を挙げて、いかに県内の経済の元気を取り戻すか、全力を挙げた取り組みが望まれるところでありますが、今後は、被災地域はもちろん、県全体の復興支援のためにも、公共事業の発注については、さまざまな工夫をしながら、効果的かつできるだけ地域の事業者の実情に配慮したものとなるような取り組みを行うよう要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、環境農林水産常任委員会、十屋幸平委員長。

○十屋幸平議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、全会一致により原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

まず、議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算」についてであります。

今回の一般会計の補正は、農政水産部所管で49億6,800万円余の増額であり、口蹄疫に関する緊急対策に伴う経費であります。これによ

り、補正後の一般会計予算額は937億5,400万円余となり、一般会計及び特別会計を合わせた補正後の農政水産部の予算額は941億9,000万円余となります。

このうち、発生農家経営再建支援事業についてであります。

この事業は、口蹄疫発生農家に対する経営支援のための家畜評価額の5分の1相当額を助成する補助金について、殺処分した疑似患畜頭数の増加等に伴い、当初事業費の不足分を追加補正するものであります。

このことに関連して委員より、「農家は一日も早い競り市の再開を望んでいる。子牛価格の下落等についての対策については既に講じているところであるが、競りの正常化が図られるよう、さらに検討を行ってほしい」との強い要望がありました。

また、複数の委員より、「出荷遅延等の間接的被害を受けた農家に対しても十分な支援を行ってほしい」との要望がありました。

次に、埋却地及び周辺地域の環境対策についてであります。

このことについて、委員より、埋却地の悪臭等の現状について質疑があり、当局より、「悪臭については、県、市町で巡回を行っており、悪臭の発生が確認された場合は、消石灰の散布や覆土、おが粉の使用などにより対応している。また、地下水については、埋却地周辺の井戸の水質調査を行っており、今後、3カ月に1回程度、継続して調査を実施する」との答弁がありました。

最後に、「口蹄疫からの復興支援対策等を求める意見書」についてであります。

今回の口蹄疫の発生は、殺処分された家畜が約29万頭を数え、本県の農畜産業のみならず、

観光や物産、流通等あらゆる分野に甚大な被害を与えており、経済活動の停滞や雇用、環境対策等、今後対応していかなければならないさまざまな課題を生じさせているところでありませ

す。
このようなことから、口蹄疫対策特別措置法が施行されたところではありますが、国に対して、口蹄疫の発生によって生じているさまざまな損失等を早急に回復するとともに、国家的な危機管理として口蹄疫対策の一層の充実を図ることを強く要望するものであります。

以上、意見書の提出につきましては、全会一致で決定したところでありますので、議長においてよろしくお取り計らいいただくようお願いいたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 次は、文教警察企業常任委員会、満行潤一委員長。

○満行潤一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件はございませんが、当局より口蹄疫に関する報告を受けましたので、議論のありました主な事項の概要について申し上げます。

まず、教育委員会における口蹄疫への主な対応状況についてであります。

このことについて当局より、「風評によるいじめの防止や児童生徒に対する心のケア、修学支援などについて、県立学校においては指導の徹底等を図るとともに、市町村教育委員会や関係機関等に対しては、文書等により協力依頼を行った」との説明がありました。

このことについて委員より、「生徒たちの心のケアに努め、特に小中学校においては、風評

等によるいじめなどが起こることがないように注意してもらいたい」などの意見がありました。

次に、全国高等学校総合文化祭開催に向けての対応状況についてであります。

当局より、「本大会の開催に当たっては、口蹄疫が発生して以降、関係者と開催の可否等について協議してきたが、口蹄疫が終息へと向かっていることから、予定どおり開催することとした。なお、全国からの参加者はもとより、だれもが安心して大会を楽しむことができるように、大会会場等においては、万全の防疫対策を講じることとして、文書やホームページなどで広く周知・徹底を図っている」との説明がありました。

このことについて委員より、「大会における口蹄疫の防疫対策は、開催地となる市や町にとっても関心が高い問題であるので、防疫には徹底して取り組んでもらいたい」との要望がありました。

当委員会といたしましては、しっかりとした防疫体制を講じていただき、全国から多くの方が来県されるこの大会が成功し、本県の口蹄疫からの復興に向けた第一歩となるよう、強く期待するものであります。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑の通告はありません。

◎ 討 論

○中村幸一議長 これより討論に入ります。

討論についての発言時間は、1人10分以内と

いたします。

討論の通告がありますので、発言を許します。武井俊輔議員。

○武井俊輔議員〔登壇〕 愛みやぎき、武井俊輔でございます。今回、議会に提出されました議案第1号「平成22年度宮崎県一般会計補正予算」につきまして、賛成の立場から討論をいたします。

まず、口蹄疫復興メッセージ発信事業2,500万円についてであります。

この事業は、新聞広告やポスターなど、義援金を含めさまざまな支援について謝意を表するとともに、復興についての理解と応援をいただくというものであります。今議会、また一連の対応を見るにつけ、みずからの初動は棚に上げ、県に一義的責任があるがごとき政府・与党及び農水大臣の姿勢には、私は大変憂慮いたしております。その意味でも、県自身の広報として大変有意義ではございますが、今後、必要がある場合は、意見広告塔としての活用も検討されるべきではないかと考えております。

続きまして、口蹄疫緊急防疫対策事業につきまして、防疫対策について29億1,670万円、また、発生農家経営再建支援事業につきまして20億5,177万円余を計上していることについてであります。

このうち、発生農家経営再建支援事業につきましては、疑似患畜確定頭数に伴う事業費の追加であります。これにつきましては、一般質問でも指摘がありましたが、ワクチン接種農家の方から、同様の規模であっても補償額が低くなるという事例について、さまざまにお声をいただいております。今回の補正を踏まえ、今後、ワクチン接種農家との不均衡が是正されることを強く要望するものであります。

また、今回の歳入予算につきまして、50億円を地方交付税ということで歳入の措置をいたしております。今回の50億円については、国から確約がとれているということではあるものの、まさに本県の財政は綱渡りの状態と言えるものであります。特に、特別地方交付税につきましても、山口県や岐阜県で発生した水害などを考慮しますと、本県への十分な配分を期待するというのは、大変ハードルが高いと言わざるを得ません。その確保は言うまでもありませんが、今回の補正につきまして、また今後も追加の補正が発生することも十分考えられますが、今後につきましては、あらゆる部分への聖域なき見直しを行うということをあわせて要望いたしまして、賛成の討論といたします。以上です。

〔降壇〕

○中村幸一議長 以上で討論は終わりました。

◎ 議案第1号採決

○中村幸一議長 これより採決に入ります。

議案第1号についてお諮りいたします。

本案に対する委員長の審査結果報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

◎ 議員発議案送付の通知

○中村幸一議長 次に、お手元に配付のとおり、委員会から議案の送付を受けましたので、事務局長に朗読させます。

〔事務局長朗読〕

平成22年 7 月 22 日

宮崎県議会議長 中村 幸一 殿

提出者 環境農林水産常任委員長 十屋 幸平
議員発議案の送付について

下記の議案を会議規則第16条第2項の規定により提出します。

記

議員発議案第1号

口蹄疫からの復興支援対策等を求める意見書

◎ 議員発議案第1号追加上程、採決

○中村幸一議長 ただいま朗読いたしました議員発議案第1号を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本案については、会議規則第39条第2項及び第3項の規定により、説明、質疑及び委員会の付託を省略して直ちに審議することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

討論の通告はありません。

これより採決に入ります。

議員発議案第1号についてお諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中村幸一議長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 閉 会

○中村幸一議長 以上で、今期臨時会の議事はすべて終了いたしました。

これをもちまして、平成22年7月臨時県議会を閉会いたします。

午前11時23分閉会

資

料

平成22年7月臨時県議会日程

3日間

月日	曜	区分	議事	備考
7. 20	火	本会議	開会 会議録署名議員指名 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案上程 知事提案理由説明 「口蹄疫」に関する質問 質疑 議案委員会付託	議会運営委員会 9:30
21	水	委員会	常任委員会	
22	木	本会議	常任委員長審査結果報告 質疑、討論、採決 閉会	議会運営委員会 10:30 本会議 11:00
		(閉会中)	(特別委員会 *午後)	

* 「口蹄疫」に関する質問の通告締切 ----- 7月15日(木) 12:00

* 議員発議案の提出締切 ----- 7月16日(金) 17:00

215-1158
平成22年7月20日

宮崎県議会議長 中村幸一 殿

宮崎県知事 東国原 英 夫



議案の送付について

平成22年7月臨時県議会に付議する議案を次のとおり送付いたします。

議案第1号 平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）

（文書取扱 財政課）

口蹄疫に関する質問時間割

順序	会 派	質 問 者	時 間	備考
1	新みやざき	西村 賢	10:00~11:00	
2	社会民主党	満行 潤一	11:00~12:00	休憩
3	新みやざき	松田 勝則	13:00~14:00	
4	自由民主党	松村 悟郎	14:00~15:00	休憩
5	自由民主党	山下 博三	15:10~16:10	
6	公明党	新見 昌安	16:10~17:10	休憩
7	日本共産党	前屋敷恵美	17:20~18:20	
8	自民党鳳凰の会	坂口 博美	18:20~19:20	

* 1人当たりの質問時間30分以内

平成22年7月臨時会

議案 委員会審査結果表

[議案]

番 号	件 名	常 任 委 員 会				
		総務 政策	厚生	商工 建設	環境 農林 水産	文教 警察 企業
第1号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	可決			可決	

議案議決件名一覽表

議 案 番 号	件 名	議 決 月 日
知事提出議案第1号	平成22年度宮崎県一般会計補正予算（第6号）	7月22日・可 決
議員発議案 第1号	口蹄疫からの復興支援対策等を求める意見書	〃

意見書

議 事 經 過

月 日	曜	区 分	議 事 内 容
7月20日	火	本 会 議	開 会 会議録署名議員指名（福田、長友両議員） 議会運営委員長審査結果報告 会期決定 議案第1号上程 知事提案理由説明 口蹄疫に関する質問（西村、満行、松田、松村、山下、 新見、前屋敷、坂口各議員） 議案第1号委員会付託
7月21日	水	休 会	常任委員会
7月22日	木	本 会 議	常任委員長審査結果報告 討論（議案第1号に賛成）（武井議員） 議案第1号採決（可決） 議員発議案送付の通知 議員発議案第1号追加上程、採決（可決） 閉 会

署 名

宮 崎 県 議 会 議 長 中 村 幸 一

宮 崎 県 議 会 副 議 長 蓬 原 正 三

宮 崎 県 議 会 議 員 福 田 作 弥

宮 崎 県 議 会 議 員 長 友 安 弘